

特定都市河川浸水被害対策法に基づく  
雨水浸透阻害行為の許可事務  
申請マニュアル  
【矢出沢川流域版】

令和8年4月  
長野県

1. 総則.....	1-1
1.1 はじめに.....	1-1
1.1.1 特定都市河川浸水被害対策法の適用 .....	1-2
1.1.2 特定都市河川の指定と制度・施策等 .....	1-3
1.1.3 特定都市河川の指定状況.....	1-4
1.2 雨水浸透阻害行為の許可事務申請マニュアルの目的 .....	1-5
1.3 用語の意味 .....	1-7
2. 雨水浸透阻害行為について .....	2-1
2.1 特定都市河川流域 .....	2-1
2.2 雨水浸透阻害行為の定義とその確認方法について .....	2-2
2.2.1 雨水浸透阻害行為の許可を要する行為.....	2-2
2.2.2 雨水浸透阻害行為区域の判断 .....	2-2
2.2.3 土地利用区分の判断.....	2-3
2.2.4 雨水浸透阻害行為の許可を要しない行為 .....	2-6
2.3 他法令等との調整 .....	2-8
2.4 特定都市河川浸水被害対策法と他法令等に関する条例・要綱の関係 .....	2-9
2.5 法の申請・許可等の事務手続きの流れ .....	2-10
2.6 流出抑制対策について .....	2-12
3. 事前相談 .....	3-1
3.1 雨水浸透阻害行為面積の確認方法について .....	3-3
3.2 雨水浸透阻害行為区域の判断について .....	3-4
3.2.1 行為区域位置図の作成（図面-1） .....	3-4
3.2.2 行為区域図の作成（図面-2） .....	3-4
3.2.3 開発行為の一連性に関する判断基準 .....	3-5
3.2.4 行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の申請.....	3-6
3.3 現況平面図（行為前）と現況土地利用求積図（行為前）の作成（図面-3、4） .....	3-7
3.4 土地利用計画図（行為後）と土地利用計画求積図（行為後）の作成（図面-5、6） .....	3-11
3.5 雨水浸透阻害行為面積のとりまとめ .....	3-12
3.6 基準降雨の設定（矢出沢川を例に） .....	3-14

3.7 必要対策量の算定（矢出沢川を例に） .....	3-16
3.7.1 【対応1】での必要対策量の算定方法 .....	3-18
3.7.2 【対応2】での必要対策量の算定方法 .....	3-23
3.7.3 【対応3】での必要対策量の算定方法 .....	3-28
3.8 事前相談に必要な資料一覧.....	3-33
4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き .....	4-1
4.1 許可申請の手続きの流れ .....	4-2
4.2 許可申請時に必要な資料一覧.....	4-3
4.3 許可申請に必要な書類の留意事項.....	4-14
4.4 政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類の作成.....	4-16
4.5 工事の計画書及び計画図 .....	4-20
4.5.1 工事の計画書.....	4-20
4.5.2 計画図.....	4-21
4.6 許可又は不許可の通知.....	4-24
5. 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査.....	5-1
5.1 工事着手届 .....	5-2
5.1.1 工事着手の届出申請.....	5-2
5.1.2 申請者への説明 .....	5-4
5.2 申請内容の変更.....	5-5
5.3 工事完了（廃止）時の届出.....	5-8
5.4 完了検査について .....	5-11
5.4.1 立入検査の実施 .....	5-11
5.4.2 立入検査時の身分証について .....	5-12
5.5 標識の設置 .....	5-13
5.5.1 標識の設置について.....	5-13
5.5.2 標識の設置位置について.....	5-13
5.5.3 標識の記載内容について.....	5-13
5.5.4 雨水貯留浸透施設の存置・機能監視の基本的な考え方 .....	5-14
5.5.5 標識の設置例.....	5-14

## 1. 総則

### 1.1 はじめに

長野県では、昭和30年代から高度経済成長に伴い都市化が進み、市街地では開発に伴う流出量の増大や、流域が従来有していた保水・遊水機能が減少したことにより、洪水時の流出量が増大し、河川沿いの低地などを中心に浸水被害が頻発するようになった。また、それまで安全であった地域での浸水の発生など、治水対策上多くの問題が生じ、従来どおりの治水施設の整備だけでは、早急に洪水被害を軽減させることが困難な状況になっていた。

近年の気候変動に伴う水災害の頻発化・激甚化に鑑み、流域全体で洪水被害を軽減させるため、河川管理者が主体となって行うハード整備を中心とした治水対策に加え、流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現・推進が提言された\*。

令和3年には法的枠組みにより「流域治水」の実効性を高め、強力に推進する観点から、関連する法律の改正が行われ（通称「流域治水関連法」）、令和3年11月1日に全面施行された。流域治水関連法の中核をなすのが『特定都市河川浸水被害対策法』である。特定都市河川浸水被害対策法に基づき、全国の河川を特定都市河川に指定し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図ることとしている。

以下には、関係者の協働により、法的枠組みを活用し「流域治水」を本格的に実践するイメージを示す。

### 流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

#### 河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

#### 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設**

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で $0.1\text{--}30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度  
**国有地の無償貸付又は譲与**ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



#### 雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

#### 保全調整池の指定

$100\text{m}^3$ 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、**助言・勧告**

#### 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅を除く)
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

#### 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

#### 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**



貯留機能を有する土地のイメージ

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（R7.3）

図 1.1.1 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

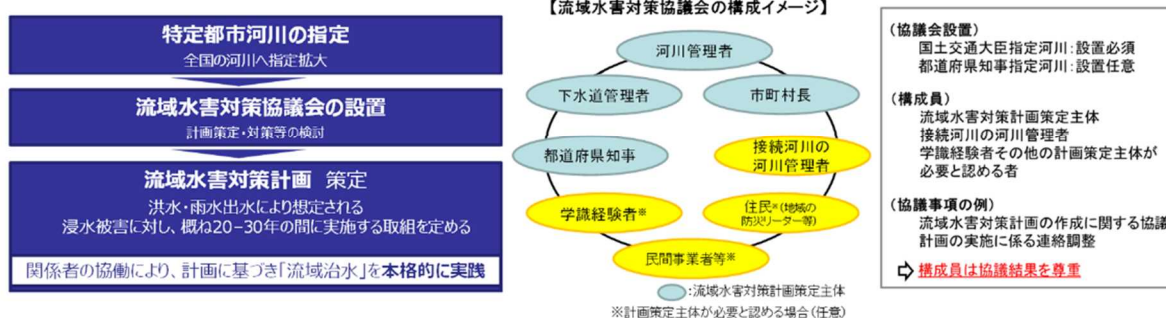
※気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会(令和元年10月)

1.1.1 特定都市河川浸水被害対策法の適用

■実施背景

気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模の水災害が頻発している。このため、今後は、水災害対策の対象となる特定都市河川を全国に拡大し、特定都市河川浸水被害対策法を適用することで流域のあらゆる関係者との協働により、流域全体で総合的かつ多層的な対策（＝流域治水）を実施していく必要がある。

流域治水の計画・体制の強化



出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（R7.3）

図 1.1.2 特定都市河川の策定と協議会構成イメージ

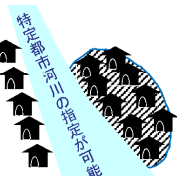
1.1.2 特定都市河川の指定と制度・施策等

■特定都市河川の指定対象となる河川

特定都市河川への指定により、実効性ある対策を実施することで、流域の治水安全度を向上させることができる。特定都市河川の指定対象となる河川の例を図 1.1.3 に示す。

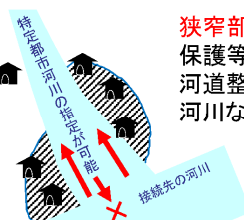
市街化の進展

家屋連坦等により  
河道拡幅が困難な  
河川

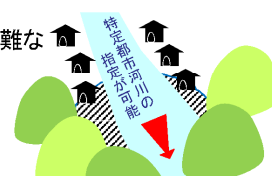


自然的条件等

バックウォーターや  
接続先の河川への  
排水制限が  
想定される河川



狭窄部、景勝地の  
保護等のため  
河道整備が困難な  
河川など



出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン (R7.3)

図 1.1.3 特定都市河川の指定対象

■特定都市河川の制度・施策等と本マニュアルで対象とする施策

特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策等を表 1.1.1 に示す。このうち、赤枠部分が本マニュアル内で取り扱う対象としている施策である。

また、実施する流域治水の施策は、流域水害対策計画として位置付けることが必要とされている。

表 1.1.1 特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策等

	施策	概要	効果	留意点	法令上の位置付け
氾濫をできるだけ防ぐための対策	(1) 雨水貯留浸透施設の整備	流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、官民による雨水貯留浸透施設の設置を促進する。	開発事業に伴う河道への負担増加を回避地方公共団体又は認定事業者への予算・税制上の支援	流域水害対策計画に基づき実施雨水貯留浸透施設整備計画の認定が必須	雨水貯留浸透施設整備計画の認定(法第 11 条、13 条、15 条、19 条)
	(2) 【義務】 雨水浸透阻害行為の許可	宅地等以外の土地で行う一定規模以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)は、都道府県知事の許可及び雨水貯留浸透施設設置等の対策工事が必要。	田畑等の土地の開発によって、雨水が地下に浸透せず河川へ直接流出するのを回避	事業者等への十分な周知期間を設けた上で施行必要に応じて、宅地開発等の手続きが煩雑にならないように配慮が必要(窓口の一本化及び申請書の共有化など)	雨水浸透阻害行為の許可(法第 30 条)、工事完了の検査(法第 38 条)監督処分(法第 41 条)、立ち入り検査(法第 42 条)報告徴収(法第 43 条)
	(3) 保全調整池の指定	民間事業者等が整備した100m <sup>3</sup> 以上の防災調整池を、保全調整池として指定できる。	側溝や排水路があふれないよう、雨水を安全に貯めることで内水氾濫を防止	随時実施	保全調整池の指定(法第 44 条、45 条、46 条、48 条、77 条)
	(4) 河川改修などのハード整備	流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速する。	河道掘削、堤防整備、排水機場の性能増強などの整備を加速化	流域水害対策計画に基づき実施	流域水害対策計画の実施(法第 5 条)
	(5) 貯留機能保全区域の指定	洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる。	所有者の協力のもと、河川沿いの低地や流域内の窪地など貯留機能を将来的に確保	流域水害対策計画に基づき実施	貯留機能保全区域の指定等(法第 53 条、54 条、55 条)
減被害対象を 減少させる ための対策	(6) 浸水被害防止区域の指定	浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。	開発・建築行為を事前許可性にする事で安全性を確保指定区域から安全な土地への移転が可能災害レッドゾーン拡大	流域水害対策計画に基づき実施 河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定は解除可能	浸水被害防止区域の指定等(法第 56 条、57 条、63 条、66 条、73 条、74 条、75 条、76 条)

## 1.1.3 特定都市河川の指定状況

長野県内では、令和8年1月30日に矢出沢川流域の河川が特定都市河川に指定された。

特定都市河川とその流域を以下の図表に示す。

特定都市河川流域は行政界で定められたものではないため、開発等を行う場所が特定都市河川流域に該当するかどうかは、流域図に基づき確認する必要がある。

なお、特定都市河川の指定状況の詳細については、以下のウェブサイト（長野県 HP）で確認が可能である。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/tokuteitoshikasen.html>

表 1.1.2 県内の特定都市河川及び関係市町

特定都市河川	特定都市河川流域に係る市町	特定都市河川 指定年月日
矢出沢川及び黄金沢川	上田市	令和8年1月30日

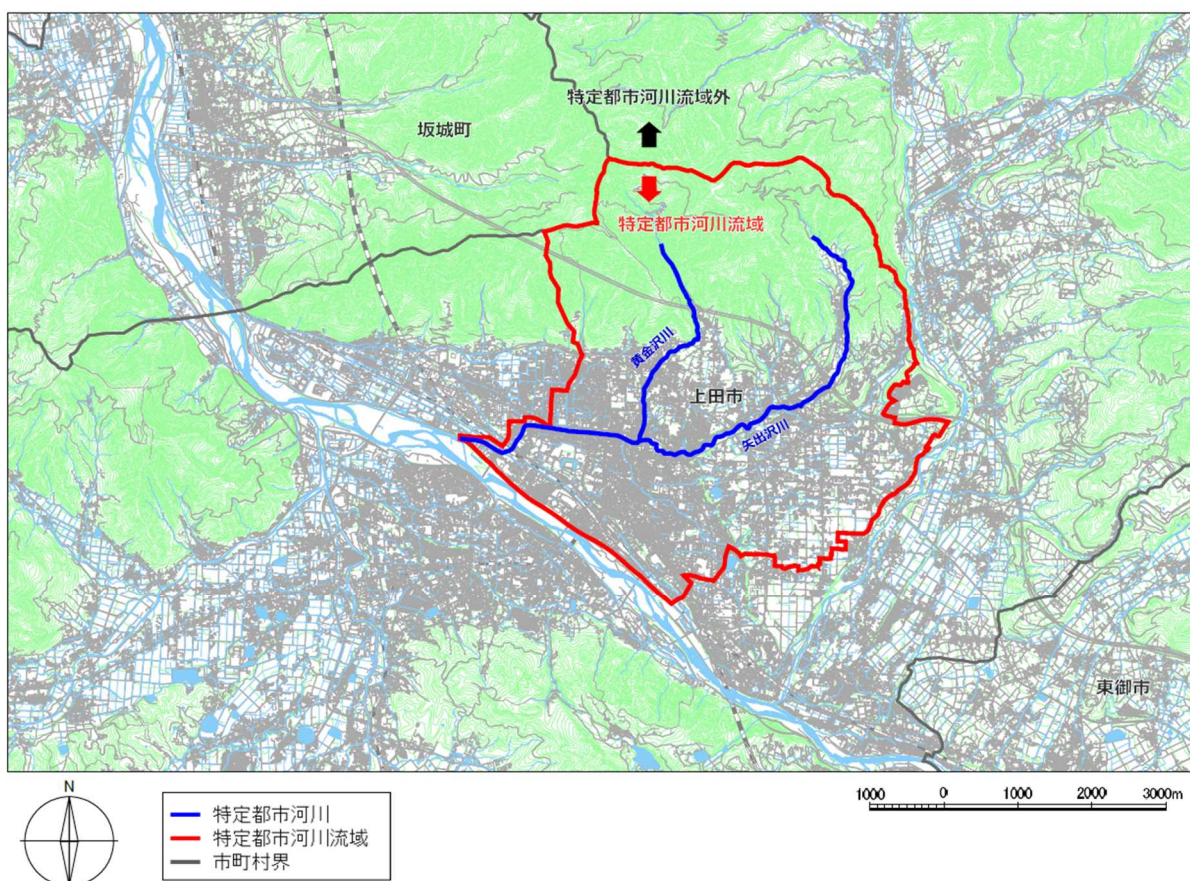


図 1.1.4 矢出沢川等の特定都市河川流域図

## 1.2 雨水浸透阻害行為の許可事務申請マニュアルの目的

「特定都市河川浸水被害対策法」第3条により、特定都市河川及び特定都市河川流域に指定された矢出沢川流域においては今後、流域内における1,000 m<sup>3</sup>以上の雨水浸透阻害行為に対して知事等の許可（法第30条）または協議（法第35条）が必要となった。

雨水浸透阻害行為の許可等にあたっては、法第32条により技術基準に従った対策工事の設置（雨水貯留浸透施設）が必要となる。

一方、今まで都市計画法に規定する開発許可等の他法令や流域自治体が定めた条例等により、雨水流出対策として流出抑制施設の設置を求めてきた。今後は、これまで流域で取り組んできた対策が減退しないよう、他法令等で求める流出抑制対策が同時に必要となるときは、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水流出抑制対策と他法令等に基づく雨水流出抑制対策とを比較して雨水流出抑制量が大きい方の対策<sup>※1</sup>を講じる。さらに、都市計画法に規定する開発行為や流域自治体が定めた条例等の手続きを要しない雨水浸透阻害行為を実施する際は、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水流出抑制対策を講じる。

本マニュアルは、雨水浸透阻害行為の許可等の事務手続きの流れや審査の留意点、他法令等で求める流出抑制対策との調整についてなど、表1.2.1に示す法令や「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和7年3月）財団法人国土技術研究センター編」、国土交通省水管理・国土保全局課長通知「特定都市河川浸水被害対策法の運用について（令和4年1月19日）」を踏まえながら、適切な申請及び審査事務が行えるよう作成したものである。

※1 「雨水流出抑制量」は、以下の考え方による「対策容量」と「放流量」を用いて算出した、「流出抑制量が大きい方」とする。

### 【対策容量】

「各地域の基準<sup>※2</sup>に基づく対策量（m<sup>3</sup>）」と「法第30条に基づく『対策工事』の実施において確保すべき貯留量（m<sup>3</sup>）」のうち、大きい方を適用する。

### 【放流量】

「各地域の基準<sup>※2</sup>に基づく許容放流量（m<sup>3</sup>/s）」と「法第30条に基づく『対策工事』の実施における調整池からの放流量（m<sup>3</sup>/s）」のうち、小さい方を適用する。

※2 「各地域の基準」とは、P.2-9に示す都市計画法等の雨水流出抑制対策を求める他法令等による規制を指す。

表 1.2.1 技術基準や参考文献等

基準・図書名	出典元	年月	備考
都市計画法等の関連法令等	開発許可等の申請の手引 (長野県)	R7.3	
各市町村の条例・要綱	市町村の HP		
特定都市河川浸水被害対策法	平成 15 年法律第 77 号		法
特定都市河川浸水被害対策法施行令	平成 16 年政令第 168 号		政令、令
特定都市河川浸水被害対策法施行規則	平成 16 年国土交通省令第 64 号		省令
特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について	国都安第 49 号、国都計第 96 号、国都公景第 112 号、国水政第 82 号、国住 参建第 2016 号	R3.11.1	局長通知
特定都市河川浸水被害対策法の運用について	国水政第 110 号、国水治 第 145 号、国水下流第 17 号	R4.1.19	課長通知
解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン	編著/財団法人国土技術研究 センター、監修 国土交通省 都市・地域整備局下水道部、 河川局	R7.3	ガイドライ ン
特定都市河川浸水被害対策法解説	編著/特定都市河川浸水被害 対策法研究会	R5.4.28	解説本
改定 解説・河川管理施設等構造令	編著/財団法人国土技術研究 センター	H12.1	河川構造令
増補改訂 雨水浸透施設技術指針 (案) 調査・計画編	編著/社団法人 雨水貯留浸 透技術協会	R5.2	
増補改訂 雨水浸透施設技術指針 (案) 構造・施工・維持管理編	編著/社団法人 雨水貯留浸 透技術協会	R5.7	
増補改訂 流域貯留施設等技術指針 (案)	公益社団法人 雨水貯留浸透 技術協会	H19.4	
宅地開発に伴い設置される浸透施設 等設置技術指針の解説	編著/社団法人 日本宅地開 発協会	H10.2	
下水道雨水浸透技術マニュアル	公益財団法人 日本下水道新 技術機構	H13.6	
下水道排水設備指針と解説	公益社団法人 日本下水道協 会	H28.12	
道路路面雨水処理マニュアル (案)	国立研究開発法人 土木研究 所	H17.6	
浸透型流出抑制施設の現地浸透能力 調査マニュアル試案	(旧) 建設省土木研究所	S59.8	
防災調整池等技術基準 (案) 解説と 設計事例	編著/社団法人 日本河川協 会	H19.9	
調整池容量計算システム Ver2.0 許可申請図書様式集 ユーザーマニュアル Ver2.0	国土交通省水管理・国土保 全局	R5.10	

### 1.3 用語の意味

#### ■特定都市河川

法において特定都市河川とは、都市部を流れる河川であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が区間を限って指定するものをいう。

#### ■特定都市河川流域

特定都市河川流域とは、当該特定都市河川の流域（当該特定都市河川に係る区間が河口を含まない場合にあつてはその区間の最も下流の地点から河口までの区間に係る流域を除き、当該特定都市河川の流域内において河川に雨水を放流する下水道がある場合にあつてはその排水区域を含む。）として国土交通大臣又は都道府県知事が指定するものをいう。流域の指定は、集水区域を指定する。

#### ■雨水浸透阻害行為

特定都市河川浸水被害対策法第30条及び法施行令第6条で定める行為をいう。具体的には、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、①宅地等にするために行う土地の形質の変更、②土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、前項①に該当するものを除く）、③前項①②のほか、土地からの流出雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量）を増加させる恐れのある行為としており、許可を要する行為の規模は、1000平方メートル以上としている。

#### ■対策工事

法第30条の雨水浸透阻害行為の許可に関して、雨水貯留浸透施設の設置に関する工事等により、行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために申請者が自ら行う工事をいう。

#### ■流出雨水量

流出雨水量とは、地下に浸透せずに他の土地へ流出する雨水の量をいう。

#### ■雨水貯留浸透施設

雨水貯留浸透施設とは、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。

■防災調整池

貯留施設のうち、河川管理者、下水道管理者以外の者が設置するものをいう。(法第30条の許可を受けて行う法第31条第1項第3号に規定する対策工事により設置されるものを除く。)なお、防災調整池は以下の全ての要件に該当しているものをいう。

- ① 宅地開発等指導要綱に基づくか、又は宅地開発等指導要綱に基づかなくとも地方公共団体の指導等により設置されたもの。
- ② 浸水被害の防止の目的をもって人工的に設置されたもの。
- ③ 防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの。

■土地利用区分

省令第20条第3項の規定により国土交通大臣が平成16年国土交通省告示第521号で定めた土地利用形態の区分をいう。

・宅地

宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものである。土地登記簿に記載された地目は判断の参考とするが同義ではない。

イ 現況において、建物の用に供している土地。

ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。

ハ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。

・池沼、水路及びため池

常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。防災調整池を含む。

・道路

一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む。）をいい、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わない。

・鉄道線路

鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。

・飛行場

飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。

・宅地等

「宅地等」とは、上に示された宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場をいう。

- ・排水施設が整備されたゴルフ場  
排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。
- ・排水施設が設置された運動場その他これに類する施設  
運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。
- ・締め固められた土地  
上に示されたものを除き、運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まない。  
ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しない。
- ・耕地  
耕作の目的に供される土地(水田(灌漑中であるか否かを問わない。)を含む。)をいう。
- ・山地  
上に示されたものを除き、平均勾配が10%以上の土地をいう。
- ・林地・原野  
上に示されたものを除き、平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地をいう。

■他法令等

他法令等とは、雨水流出抑制に関する記載のある都市計画法、森林法、地すべり等防止法や条例などのことをいう。

## 2. 雨水浸透阻害行為について

「雨水浸透阻害行為の許可を要する行為」は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとし、1,000 m<sup>2</sup>以上のものをいう。本章では、雨水浸透阻害行為の許可を要する矢出沢川流域において、雨水浸透阻害行為の許可申請に必要な手続きの全体の流れについて記載している。

### 2.1 特定都市河川流域

特定都市河川流域は行政界で定められたものではないため、開発等を行う場所が特定都市河川流域に該当するかどうかは、流域図に基づき確認するものとする。

特定都市河川の流域界付近の詳細については、以下のウェブサイト（長野県 HP）で確認が可能である。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/tokuteitoshikasen.html>

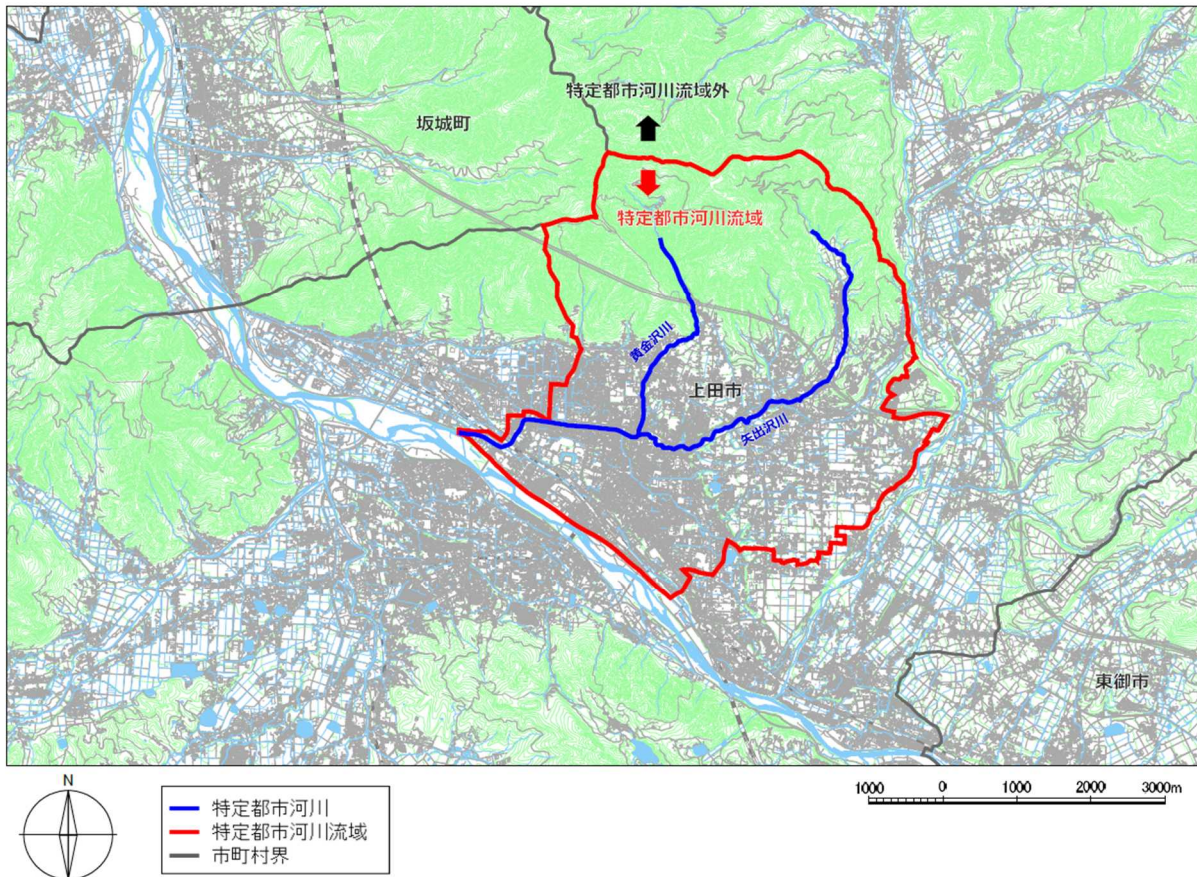


図 2.1.1 矢出沢川等の特定都市河川流域図

## 2.2 雨水浸透阻害行為の定義とその確認方法について

### 2.2.1 雨水浸透阻害行為の許可を要する行為

雨水浸透阻害行為の許可を要する行為は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして次に掲げる行為のうち、1,000 m<sup>2</sup>以上のものをいう。

○雨水浸透阻害行為の類型について

(1)宅地等にするために行う土地の形質の変更

(2)土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、(1)に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）

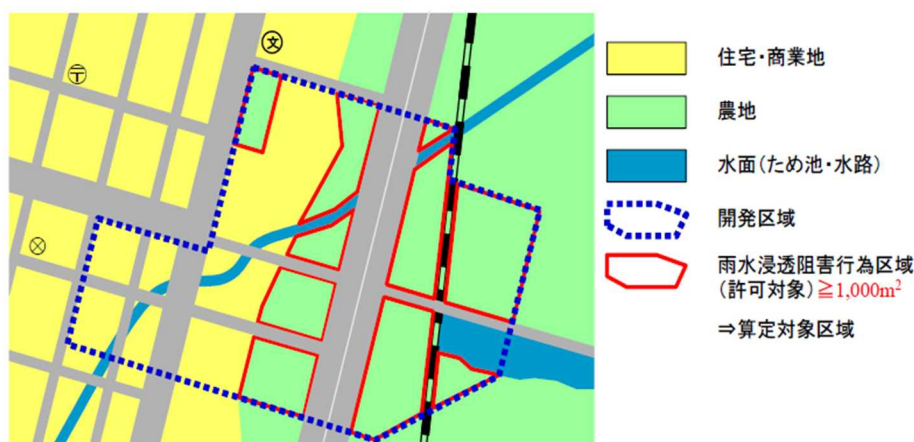
(3)(1)及び(2)のほか、土地からの流出雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を増加させるおそれのある次の行為。

①ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為。

②ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為。（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

### 2.2.2 雨水浸透阻害行為区域の判断

図 2.2.1 に示すケースでは、青点線内を開発区域としている。その内、住宅・商業地、水面、道路および鉄道線路は、既に雨水の流出率が高くなっている土地として、当該土地における行為は対象とならず、赤枠内の農地が雨水浸透阻害行為区域となる。この赤枠内の面積が 1,000m<sup>2</sup> (0.1ha) 以上の場合、雨水浸透阻害行為の許可申請<sup>注)</sup>をしなければならない。



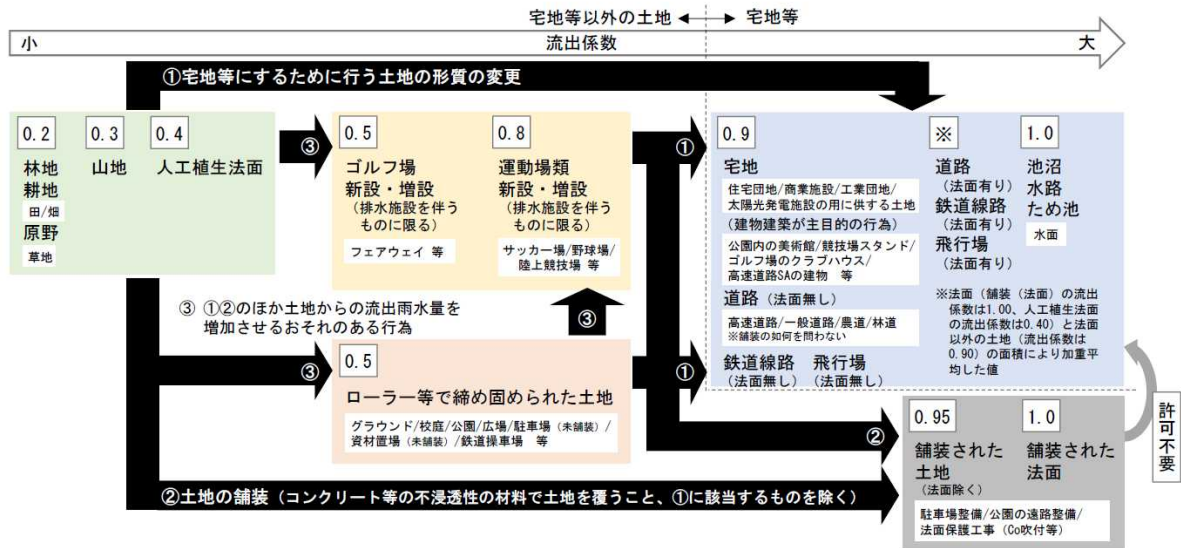
出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン (R7.3)

図 2.2.1 開発区域の判断

注) 許可申請が必要となった場合、雨水貯留浸透施設等の対策工事によって行為後の雨水流出量の最大値を許容放流量等まで抑制する検討を行うことになる。

2.2.3 土地利用区分の判断

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる行為を判断するにあたっての土地利用区分の判断方法は、P3-3を参考とするが、行為前、行為後の土地利用による判定のイメージを、出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（R7.3）図2.2.2から図2.2.4に示す。また、行為前、行為後の土地利用区分に基づく雨水浸透阻害行為に該当するか否かの判定表及び判定の事例を表2.2.1に示す。



出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（R7.3）

図 2.2.2 許可の対象となる雨水浸透阻害行為



出典：長野県の都市計画（2025）

図 2.2.3 主な土地利用のイメージ

## 雨水浸透阻害行為の例



出典：特定都市河川パンフレットのイラストに加筆

図 2.2.4 許可が必要となる雨水浸透阻害行為の例

※1 「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

「宅地等以外」の土地：山地、耕地、原野等

※2 土地の形状と土地の性質をいう。土地の形状とは、土地の立体的な状態（土地の起伏）のことであり、土地の形状を変更する行為とは、造成工事等によって土地の立体的状態を変更する行為（切土、盛土または整地による土地の起伏の変更）のことである。また、土地の性質とは、土地利用の用途のことであり、「宅地」、「公共施設用地」、「その他」等の用途に分けられる。

2. 雨水浸透阻害行為について

表 2.2.1 雨水浸透阻害行為の許可の要否に係る一覧及びケーススタディ

		行為前の土地利用										
		告示別表 1 (宅地等)					告示別表 2 (舗装された土地)		告示別表 3 (土地からの流出雨水量を 増加させるおそれのある 行為に係る土地)		別表 4 (別表 1～3 以外 の土地)	
		宅地	池沼・ 水路・ ため池	道路	鉄道 線路	飛行場	コンク リート (法面除く)	コンク リート (法面)	ゴルフ場、 運動場 類*	締め固 められ た土 地	山地	人工植 生法 面
行為 後の 土地 利用	宅地	宅地等における行為は 法第30条各号に規定する 雨水浸透阻害行為に該当しない					令第7条第2号の規定 により舗装された土地 における行為は許可を 要しない		法30条第1号に該当する行為 宅地等にするために行う土地の形質の変更			
	池沼・水路・ ため池											
	道路											
	鉄道線路											
	飛行場											
	コンクリート (法面除く)	令第8条第1号に 該当しない				令第8条第1号 に該当する行為			法30条第2号に該当する行為 土地の舗装 (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこ と)			
	コンクリート (法面)											
	ゴルフ場、 運動場 類*	令第8条第2号除外規定に より該当しない		令第8条第2号 に該当する行為								
	締め固められた 土地											
	山地	法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない										
人工植生法面												
林地・耕地・ 原野類												

※雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る

告示：流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）

ケース	該当	備考
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない（行為の内容に着目）
農地を底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する

○：雨水浸透阻害行為であり、許可を要する  
×：雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない

(出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月)

#### 2.2.4 雨水浸透阻害行為の許可を要しない行為

雨水浸透阻害行為に該当しない行為の詳細は、

表 2.2.2 に示すが主に以下のものが挙げられる。

- 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為。
- 既に舗装されている土地において行われる行為。
- 土地の一時的な利用に供する目的で行う行為及び非常災害の為に必要な応急措置として行う行為。
- 既着手行為（法第 30 条から第 43 条までの規定の適用日\*時点で以下の状態にある行為）
  - ・既に工事に着手している行為。
  - ・都市計画法第 29 条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの。
  - ・事業採択されている等の既に事業化されている行為。
  - ・都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る許可を受けているもの。
  - ・その他、農地法等、他法令の許可を受けているものなど、許可権者が既着手行為として認めるもの。

※矢出沢川流域：令和 8 年 1 月 30 日

表 2.2.2 許可を要しない雨水浸透阻害行為等の一覧

許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲		備考
許可を要しない雨水浸透阻害行為	(1) 通常の管理行為、軽易な行為(法第30条ただし書)	
	1) 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為(令第7条第1号)	
	a) 農地を保全する行為	
	イ. 農業用水施設を新設、変更又は保全する行為	ただし、これら以外の農業用道路のみの新設、変更又は保全を行う行為、未墾地を対象とした農地の造成と一体的に行う農業用排水路、ため池、揚排水機場等の農業用排水施設及び農業用道路の新設又は変更を行う行為並びに集落道、集落排水路、公園の整備等の農村の生活環境の改善のための行為については、令第6条に規定する行為に該当しないものである。
	ロ. 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更、又は保全する行為	
	ハ. 地表面を全体的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為	
	ニ. 災害により被災した農業用排水施設又は地すべり防止施設(ハ.に掲げるものに限る。)を復旧する行為	
	ホ. 災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設、農業用道路(拡幅の場合を除く。)又は地すべり防止施設(ハ.に掲げるものに限る。)を復旧する行為	
	b) 林地を保全する行為	
	イ. 森林法第5条及び第7条の2に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林道(一級林道及びそれ以上の規格を有する林道を除く。)の新築及び改築	ただし、これら以外の用地整備及び用排水施設の新設又は変更を行う行為、主として山村の生活環境の改善等のために行われる公園の整備並びに集落道等の新設又は変更を行う行為については、令第6条に規定する行為に該当しないものである。
	ロ. 作業道の開設	
	ハ. 保安施設事業、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事の実施(災害により被災した林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全面的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う工事を除く。)	
	ニ. 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法枠工、水路工、植栽工等の工事の実施	
	2) 既に舗装されている土地において行う行為(令第7条第2号)	
	3) 仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為(令第7条第3号) (当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。)	原則としてこれらの仮設物等の設置の期間が1年(建築物の建築又は工作物の設置の工事を施工するため、その工事期間中当該建築物又は工作物に替えて必要となるものとしてこれらの仮設物等を設置する場合にあっては、1年を超えるものであっても建築物又は工作物その他の仮設物の施工上必要と認める期間とする。)を超えないもの又は簡易な基礎構造物により建築又は設置されたもの
4) その他(ガイドライン6-22) (行為後においても農地であると都道府県農地担当部局又は農業委員会によって判断される農業用のビニールハウス・ガラスハウスの設置及び農作物栽培高度化施設の取扱い等)	農作物栽培施設等ビニールハウス内部の底面をコンクリート等で覆う場合は許可対象となる	
(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為(法第30条ただし書)	河川等の水防活動並びに施設及び設備の応急復旧は、雨水浸透阻害行為の許可を要しない	
(3) 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点における既着手行為(ガイドライン6-13~15)		
1) 既に工事に着手している行為		
2) 都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの		
3) 事業採択されている等、既に事業化されている行為		
4) 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る許可を受けているもの		
(4) 農地法等の他法令の許可を受けているもので、既着手行為として認めるもの		
流域水害対策計画に基づいて行われる行為	法第30条本文	

※ガイドラインのP6-20「許可を要しない雨水浸透阻害行為等の一覧」を一部改変して作成。

(出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月)に加筆

### 2.3 他法令等との調整

雨水浸透阻害行為の許可に関して、他法令等に係る流出抑制対策が同時に必要となる場合には、特定都市河川浸水被害対策法に基づき実施される対策工事と他法令の両方の技術基準を満たす雨水貯留浸透施設を設置することが求められる。

この施設は、対策工事の計画に関する技術的基準の範囲内で、他法令等の技術基準による対策機能も兼ね備えたものとして計画することが望ましい。

許可の申請は、各々の法令等に基づく申請手続きが必要となる。ただし、各々の許可申請手続き時に添付する図書（図面等）は、申請手続きの簡素化のため兼ねることができる。

表 2.3.1 関係する他法令等と関係部署の役割

法	部署	役割
特定都市河川浸水被害対策法 雨水浸透阻害行為許可	長野県河川課	・全般指導 ・審査(当面) ・関係機関との調整
	建設事務所維持管理課	・事前相談窓口、事前確認 ・申請窓口 ・河川課へ進達(当面) ・工事完了検査 ・標識作成
都市計画法 開発許可	長野県都市・まちづくり課	・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整
	建設事務所建築課	・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査
盛土規制法 盛土規制	長野県都市・まちづくり課	・全般指導 ・関係機関との調整
	建設事務所維持管理課	・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査
森林法 林地開発許可	長野県林務課森林づくり推進課	・全般指導 ・他県、他局がまたがる案件、他法令(知事許可)該当案件審査 ・関係機関との調整
	地域振興局林務課	・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査
上田市開発条例	上田市都市計画課	・申請窓口 ・審査
農地法・農地転用 農振法・農振除外	上田市農業委員会事務局 上田市農業政策課	・申請窓口(その他農地に関すること:農地整備課) ・審査

2.4 特定都市河川浸水被害対策法と他法令等に関する条例・要綱の関係

特定都市河川浸水被害対策法と他法令等による基準等の関係を表 2.4.1 に示す。

表 2.4.1 特定都市河川浸水被害対策法と他法令等との関係

	特定都市河川浸水被害対策法	他法令等による基準等
対象箇所	特定都市河川流域	市町村内
許可を要する事業対象規模	1,000㎡ (0.1ha) 以上の雨水浸透阻害行為  <span style="background-color: #f4a460; padding: 2px;">特定都市河川浸水被害対策法に定める雨水浸透阻害行為の面積のみ</span>	1,000㎡未満～1ha未満、1ha以上の開発区域における開発行為等  <span style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 2px;">面積は既存開発面積を含む開発区域面積</span>
対象行為	雨水の流出増をもたらす行為（行為の主体や目的による別はなく、公的主体が行うものにおいても対象としている） ・宅地等にする開発行為 ・土地の舗装 ・土地の締固め、道路・鉄道	特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる。 他法令等の基準を参照 （特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる場合がある。）
土地利用形態の変更の判断基準	基本的に、申請時点を基準とする。但し、特定都市河川流域の施行時点の情報も用いて判断する。	申請時点を基準とする。
必要対策量	<p>・行為前後の土地利用の変化による流出係数の差分をもとに算定</p> <p style="text-align: center;">雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ</p> <p>※（本流域では、「雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート」を用いる）</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px;">申請毎に個別に算定</div> <div style="font-size: 2em;">←</div> <div style="background-color: #ffcc00; padding: 5px;">対策量の違い</div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 5px;">調整容量等</div> </div> <div style="border: 2px solid red; background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;">必要対策量の大きい方を適用</div>	<p>・都市計画法、盛土規制法、森林法、上田市条例等の各手法で算定</p> <p>【関連他法令の算出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発許可等の申請の手引(長野県)に準じて対策量を算出</li> <li>・1.0ha以上は、流域開発に伴う防災調節等技術基準に準じて算定</li> </ul>
対策工事内容	浸透型施設・貯留型施設	浸透型施設・貯留型施設・排水路※ ※1.0ha未満で放流先の許可が得られる場合
申請	<u>申請は、必要対策量を適用したものだけでなく、特定都市河川浸水被害対策法と他法令等の両方の申請手続きが必要</u>	
標識設置	県が作成した標識を申請者が設置 ※申請者が作成・設置することも可	申請者が設置

### 2.5 法の申請・許可等の事務手続きの流れ

特定都市河川流域内で雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、雨水浸透阻害行為面積を確認し、1,000m<sup>2</sup> 以上の場合であれば許可申請手続きに進み、法・省令で定める申請書を知事等に提出しなければならない。

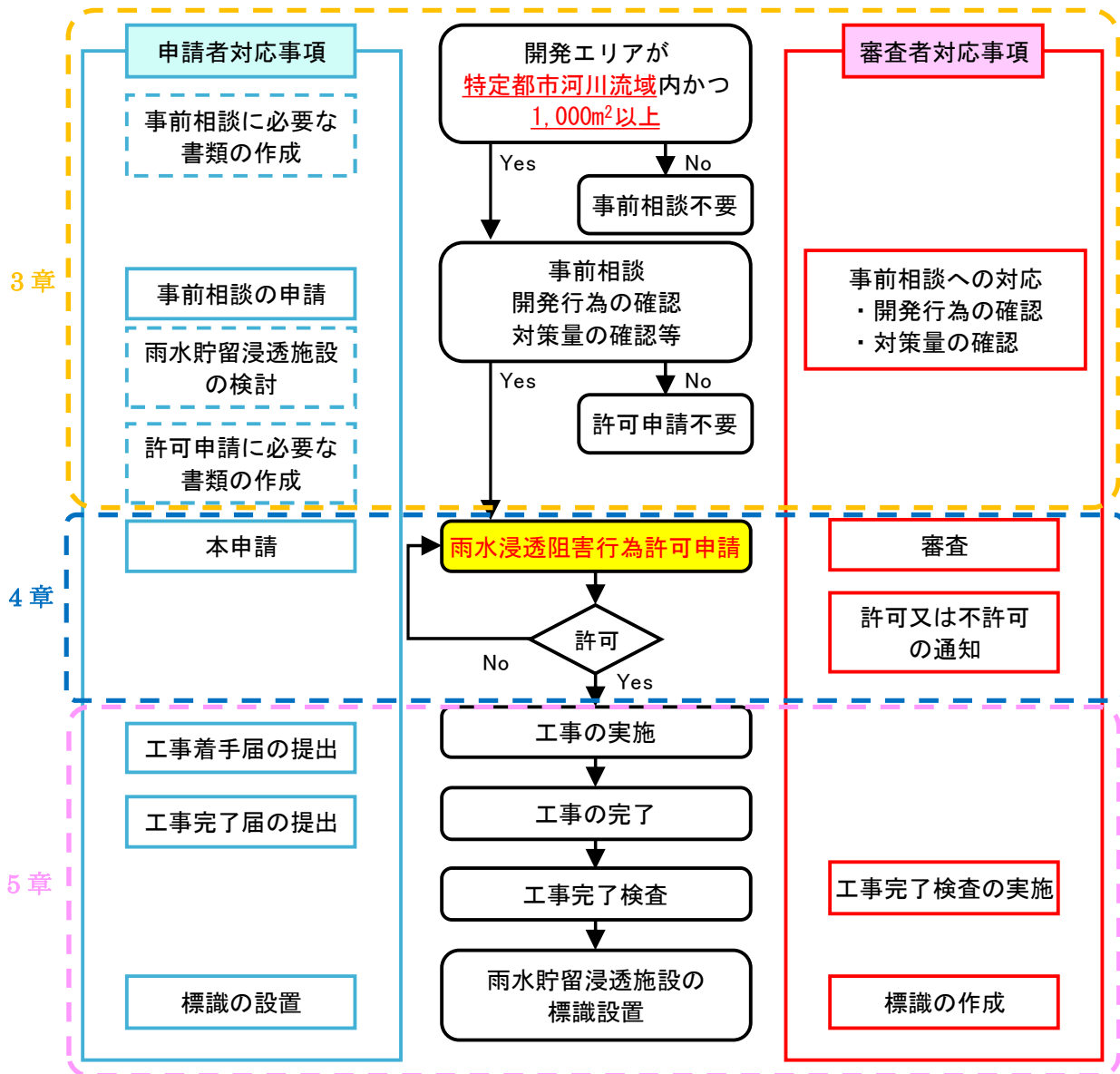


図 2.5.1 雨水浸透阻害行為の全体の手続きフロー

2. 雨水浸透阻害行為について

表 2.5.1 雨水浸透阻害行為の手続き資料一覧

事前	申請	分類	名称	備考
【書類関係】				
○	○		雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	省令第 16 条第 1 項
○	○		雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	
○	○	長野県独自	簡易検討シート (雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数と雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値)	
○	○	長野県独自	申請書類の有無を確認するチェックリスト【事前相談・申請時】	
○	○	長野県独自	申請書類内容確認チェックリスト（その 1 から 3）	事前相談・申請時は、その 1 とその 2 を提出
/	○		雨水貯留浸透施設 流出抑制施設諸元	調整池容量計算システム (Excel 版) _ 矢出沢 川流域版
/	○		政令第 9 条第 1 項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	
/	変更		雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	
/	変更		雨水浸透阻害行為変更届出書	
【図面関係】				
○	○	図面-1	行為区域位置図	省令第 18 条第 1 項
○	○	図面-2	行為区域図	省令第 18 条第 2 項
○	○	図面-3	現況平面図（行為前）	
○	○	図面-4	現況土地利用求積図（行為前）	
○	○	図面-5	土地利用計画図（行為後）	
○	○	図面-6	土地利用計画求積図（行為後）	
※	○	図面-7	排水施設計画平面図	
/	○	図面-8	対策工事に係る雨水貯留浸透施設的位置図	事前相談時は任意
/	○	図面-9	対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画図	雨水貯留浸透施設の形状、構造の詳細
/	○	図面-10	標識設置位置図	
【その他資料関係】				
○	○	資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）	
○	○	資料-2	公図の写し	
※	○	資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果	事前相談時は任意
○	○	資料-4	事業概要書、事業概要図	
○	○	資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）	
○	○	資料-6	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）	

○：必要な資料 ※：事前相談時に作成していれば添付 変更：変更の際に作成

## 2.6 流出抑制対策について

雨水浸透阻害行為の対策工事により確保すべき貯留量を兼ね備えた雨水貯留浸透施設の計画においては、図 2.6.1 から対策工法を選定し実施する。

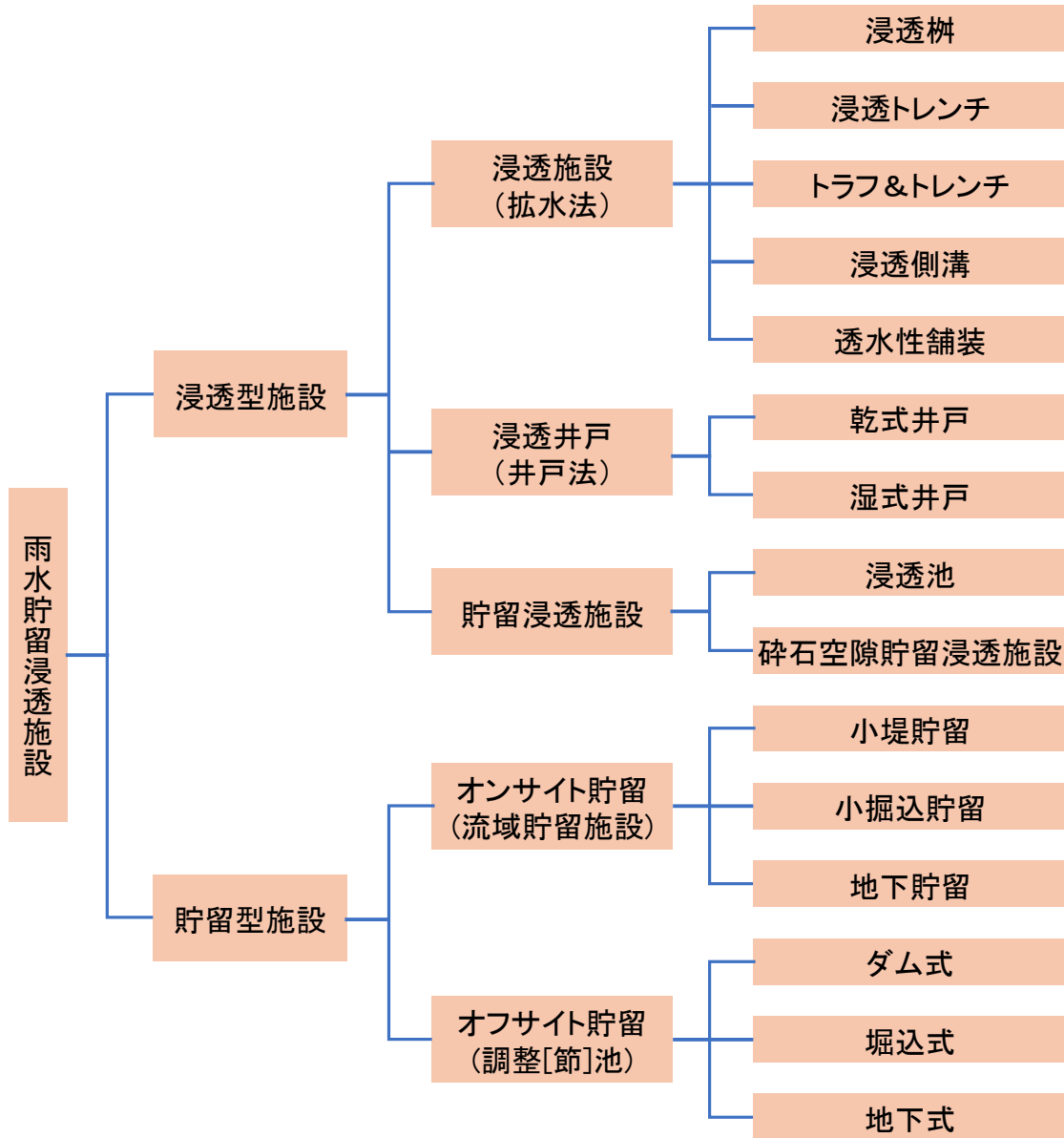


図 2.6.1 流出抑制施設の構造形式の分類

### 3. 事前相談

事前相談では、本申請前に開発行為の申請資料の雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書等を作成し、雨水浸透阻害行為に該当するかを確認のうえ、該当する場合には必要対策量を確認する。

本章では、雨水浸透阻害行為面積の算出から本申請に向けて必要な書類の作成方法について記載する。

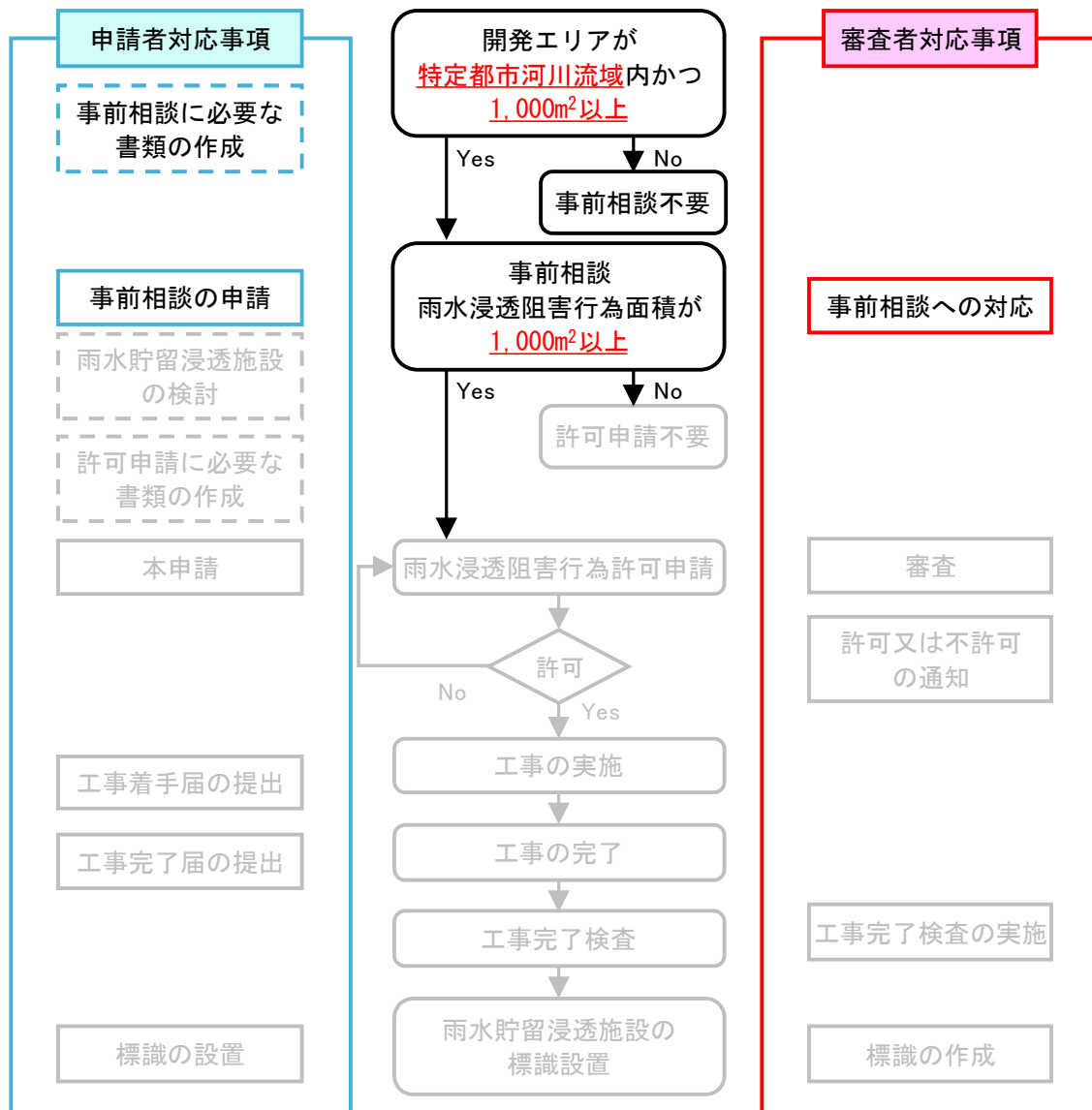


図 3.1 雨水浸透阻害行為の全体の手続きフロー(事前相談段階)

表 3.1 雨水浸透阻害行為の事前相談資料一覧

事前	申請	分類	名 称	備 考
【書類関係】				
○	○		雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	省令第 16 条第 1 項
○	○		雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	
○	○	長野県独自	簡易検討シート（長野 1 から 3） （雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数と雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値）	
○	○	長野県独自	申請書類の有無を確認するチェックリスト【事前相談】	
○	○	長野県独自	申請書類内容確認チェックリスト（その 1 から 2）	事前相談時は、その 1 とその 2 を提出
【図面関係】				
○	○	図面-1	行為区域位置図	省令第 18 条第 1 項
○	○	図面-2	行為区域図	省令第 18 条第 2 項
○	○	図面-3	現況平面図（行為前）	
○	○	図面-4	現況土地利用求積図（行為前）	
○	○	図面-5	土地利用計画図（行為後）	
○	○	図面-6	土地利用計画求積図（行為後）	
※	○	図面-7	排水施設計画平面図	
【その他資料関係】				
○	○	資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）	
○	○	資料-2	公図の写し	
※	○	資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果	事前相談時は任意
○	○	資料-4	事業概要書、事業概要図	
○	○	資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）	
○	○	資料-6	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）	

○：必要な資料 ※：事前相談時は任意

## 3.1 雨水浸透阻害行為面積の確認方法について

雨水浸透阻害行為面積の確認方法を図 3.1.1 に示す。

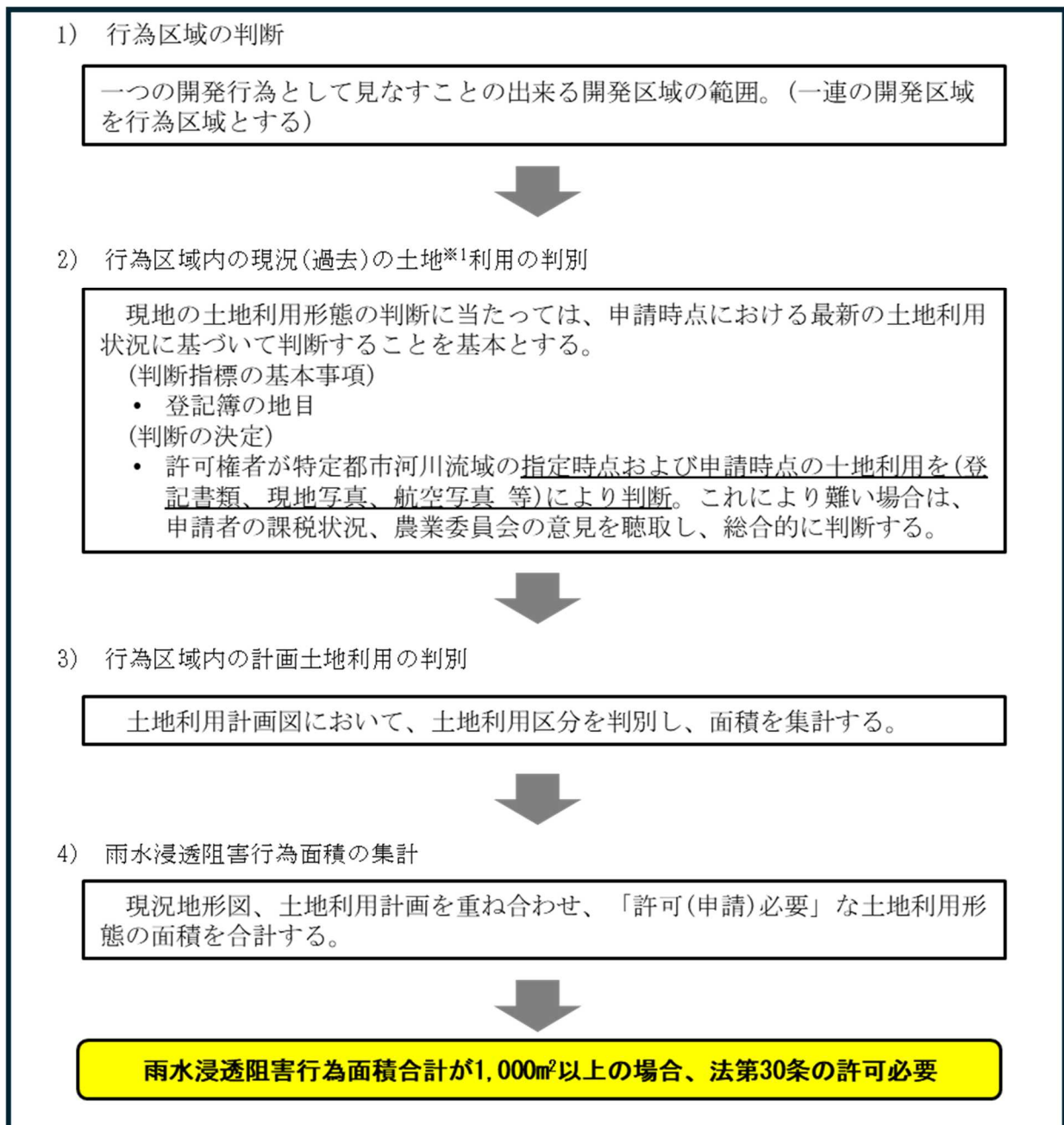


図 3.1.1 雨水浸透阻害行為面積確認フロー

※1：行為区域内の現況（過去）の土地利用区分のうち、宅地等に該当する土地とは以下に該当するものをいう（詳細は、P3-7 参照）。

- 現況において、建物の用に供している土地。
- 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。
- 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。

## 3.2 雨水浸透阻害行為区域の判断について

### 3.2.1 行為区域位置図の作成（図面-1）

行為区域位置図は、縮尺 1/50,000 以上（例：1/25,000、1/10,000 等）の国土地理院の地形図または市町の都市計画白図を用い行為区域の位置（地番を表示）を記入したものとする。

地形図に行為区域<sup>※</sup>の位置を赤色で表示した例を図 3.2.1 に示す。

※「行為区域」とは、雨水浸透阻害行為が行われる区域の範囲。

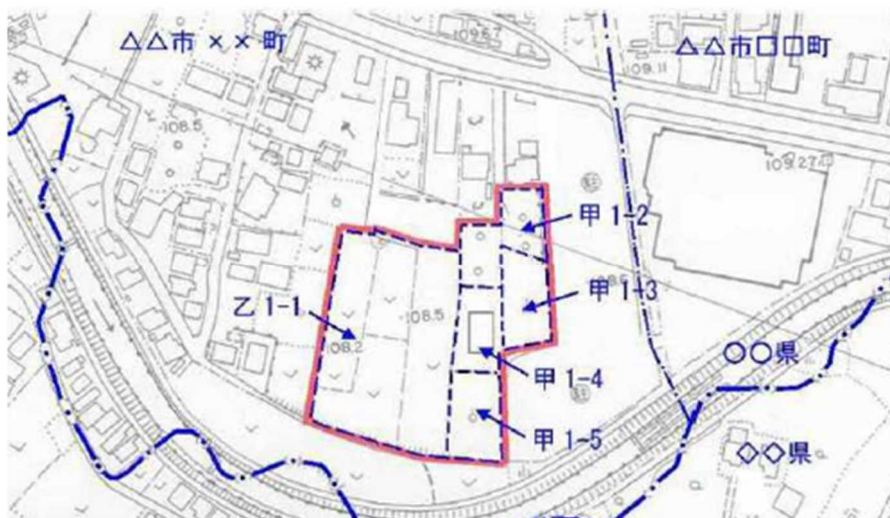


出典：雨水浸透阻害行為の事務に関する参考資料で公表された事例を活用（国土交通省 HP）

図 3.2.1 雨水浸透阻害行為区域位置図の表示例

### 3.2.2 行為区域図の作成（図面-2）

行為区域図は、市町の都市計画白図の縮尺 1/2,500 以上の図面を用いて、詳細な行為区域の範囲を表示する。具体的には、図 3.2.2 の例のように行為区域（一連で行為が行われる事業エリア全体）・県界・市境並びに土地の地番及び開発物の形状等を示す。行為区域の境界を赤枠で記載する。



出典：雨水浸透阻害行為の事務に関する参考資料で公表された事例を活用（国土交通省 HP）

図 3.2.2 雨水浸透阻害行為区域図の表示例

### 3.2.3 開発行為の一連性に関する判断基準

開発行為が一連と認められる複数の区域は、一括して許可申請を行うことができる。特定都市河川浸水被害対策法では、開発行為の一連性（行為区域としての一体性）についての判断基準が示されておらず、その判断基準は、都市計画法の開発許可における取扱い等も踏まえ、必要に応じ、許可権者において定めることが適当とされている。

関係する他法令の取り扱いを踏まえつつ、以下の基準を参考に社会通念に照らし合わせ、許可権者が客観的に判断する。

#### 【判断基準（参考）】

- ・ それぞれの雨水浸透阻害行為（以下「行為」）者が同一かどうか。
- ・ それぞれの行為区域が隣接しているかどうか。
- ・ それぞれの行為時期が同時または連続で行われるかどうか。
- ・ それぞれの開発の目的が同じかどうか。
- ・ 構造を共有するかどうか。
- ・ 開発後に土地の権利等が申請者の手から離れるかどうか。

※ 雨水浸透阻害行為の許可の申請単位は、事業期間が5年程度までとなる一連の事業区域を基本としている。

### 3.2.4 行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の申請

雨水浸透阻害行為の面積が1,000 m<sup>2</sup>以上であり、かつその行為が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合には、それぞれの許可権者の行政区域内における雨水浸透阻害行為をする土地の面積（以下「個別行為面積」という。）が許可の対象規模（1,000 m<sup>2</sup>）以上であるか否かに関わらず、全ての許可権者による許可を要し、許可の申請はそれぞれの行政区域の許可権者に対して行うものとする（図 3.2.3 参照）。

各許可権者に提出する申請書の内容は、同一のものとし、複数の許可権者の行政区域に及ぶ雨水浸透阻害行為の全ての内容を網羅したものとする。

<参考>

例. 雨水浸透阻害行為の全体面積が1,200m<sup>2</sup>

A市における雨水浸透阻害行為面積 800m<sup>2</sup>

B町における雨水浸透阻害行為面積 400m<sup>2</sup>

→全体の1,200m<sup>2</sup>の雨水浸透阻害行為に対する許可申請をA市及びB町に行う。

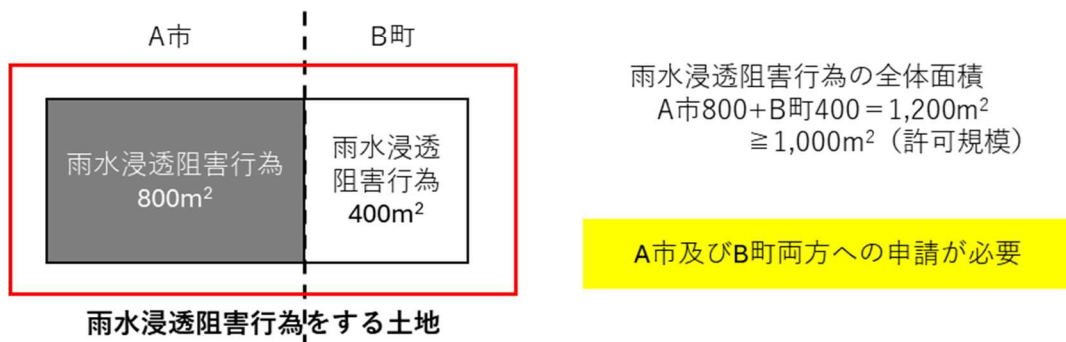


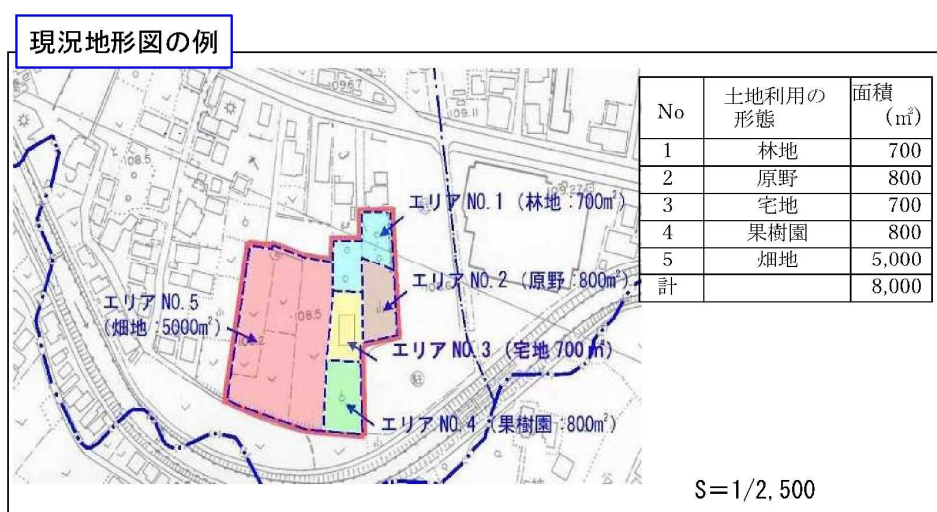
図 3.2.3 行為区域が複数の許可権者の行政区に及ぶ場合の例

### 3.3 現況平面図（行為前）と現況土地利用求積図（行為前）の作成（図面-3、4）

現況平面図（行為前）と現況土地利用求積図（行為前）は、縮尺 1/2,500 以上とし、地形（等高線は 2m の標高差を示すもの）、行為区域の境界、および土地利用区分（表 3.3.1 に示す土地利用形態及び流出係数による区分）ごとの面積を明示する（着色等の工夫が望まれる）。現況平面図や現況土地利用求積図等の図面は、必要事項が記載されていれば一つの図面で作成しても良い。

土地利用区分については、申請時点における最新の登記簿に記載された地目、現地写真、航空写真等に基づき判断することを基本とする。

なお、登記簿上の地目は、必ずしも現状の土地利用を正確に反映していないことや、法律、政令で規定する宅地などの区分と合致しないこともあるため、これにより難しい場合には、申請者の課税状況や農業委員会の意見を聴取し、許可権者が総合的に判断する。



出典：雨水浸透阻害行為の事務に関する参考資料で公表された事例を活用（国土交通省 HP）

図 3.3.1 現地地形図（行為前）の表示例

#### 【宅地範囲の確認方法（例）】

- 現況において、建物の用に供している土地
  - ・登記簿上の地目を参照にするが、原則として建築確認申請書の敷地面積の範囲。
  - ・宅地には、建物等と庭園、駐車場等その付属施設を含めて宅地と判断する。
  - ・宅地の範囲は既存建物を含む一団の土地とし、宅地の範囲を分割しないこと。
  - ・既存の田畑を宅地の範囲に含めないこと。ただし、既存建物が点在し、かつ土地利用が一体的に利用されていることが明らかな場合は、一体的に利用されている範囲内で宅地の範囲を分割してもよい。
- 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地
- 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地
  - ・都市計画事業区域内、土地区画整理事業区域内、市街地再開発事業区域内は、知事等の認可を受けて、事業の施行として行う雨水浸透阻害行為は該当しないが、事業の施行区域であっても、事業の完了後に個別に雨水浸透阻害行為を行う場合は該当となる。

表 3.3.1 土地利用区分の定義と判断方法(1)

分類	土地利用形態	流出係数	定義	判断方法(例)	留意事項
宅地等	①宅地(出典1) 	0.90	宅地は、次に掲げる建物(工作物を含む。以下同じ。)の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目を参考に判断すること。 イ 現況において、建物の用に供している土地。 ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかでない土地。 ハ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。	土地登記簿謄本で「宅地」と表示されている土地は宅地と判断する。(証明書等添付)	宅地は住宅の屋根面積の他に庭等も含めた一団をもって宅地と判断する。 
	②池沼(出典1) 	1.00	常時又は一時的に水面を有する池沼をいう。	土地登記簿謄本で「池沼」と表示されている土地は池沼と判断する。(証明書等添付)	池沼の範囲は、池沼を形成する連続した斜面、壁面(直接流出となるエリア)の頂上までの範囲、及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。 
	③水路 	1.00	常時又は一時的に水面を有する水路をいう。	土地登記簿謄本で「運河用地」「用悪水路」「井溝」と表示されている土地は水路と判断する。(証明書等添付)	水路の範囲は、水路を形成する連続した斜面、壁面(直接流出となるエリア)の頂上までの範囲とする。 
	④ため池	1.00	常時又は一時的に水面を有するため池をいう。	土地登記簿謄本で「ため池」と表示されている土地はため池と判断する。(証明書等添付)	ため池の範囲は、ため池を形成する連続した斜面、壁面(直接流出となるエリア)の頂上までの範囲、及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	⑤道路(のり面を有しないもの) ⑥道路(のり面を有するもの)(出典1) 	■法面を有しないもの 0.90 ■法面(コンクリート等の不透透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値	一般の交通の用に供する道路(高架の道路及び軌道法(大正10年法律第76号)に規定する軌道を含む。)をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含むこと。なお、道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路かどうかを問わないこと。	土地登記簿謄本で「公衆用道路」と表示されている土地は道路と判断する(道路法による道路であるか否かは問わない)。(証明書等添付)	道路用地は路肩から路肩までの範囲の他、歩道、植樹帯、道路付帯施設が含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要。 
	⑦鉄道線路(のり面を有しないもの) ⑧鉄道線路(のり面を有するもの) 	■法面を有しないもの 0.90 ■法面(コンクリート等の不透透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出	鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲(高架の鉄道を含む。)をいうこと。なお、操車場は鉄道線路には含まないこと。	現況の地形図における土地利用から判断する。(撮影年月日記入の写真添付)	鉄道用地は駅舎、付属施設及び路線の敷地全てが含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要。

※一つの判断指標として、登記簿に記載された地目があるが、登記簿上の地目は必ずしも現状の土地利用を正確に反映していない場合もあるため、登記書類のほか現地写真、航空写真などから判断することとし、これにより難しい場合は申請者の課税の状況や農業委員会の意見を聴取し、総合的に判断する。

出典1: 長野県の都市計画(2025) 出典2: 出典: 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン(R7.3)

表 3.3.1 土地利用区分の定義と判断方法(2)

分類	土地利用形態	流出係数	定義	判断方法(例)	留意事項
宅地等	⑨飛行場 (のり面を有しないもの) ⑩飛行場 (のり面を有するもの)	■法面を有しないもの 0.90 ■法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値	飛行場は空港、ヘリポート等(飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。)をいうこと。	現況の地形図における土地利用から判断する。(撮影年月日記入の写真添付)	飛行場用地は飛行場滑走路、誘導路、過走帯、駐機場、ターミナル施設等の敷地が含まれる。但し、法面とは区分し整理。
	⑪太陽光発電施設の用に供する土地(出典2) 	0.90	太陽光パネル、付属施設で覆われた土地を言う。	現況の地形図における土地利用から判断する。(撮影年月日記入の写真添付)	
舗装された土地	⑫舗装された土地(出典1) 	0.95	コンクリート等の不透水性の材料で覆われた土地(のり面は含まず)をいう。	申請者は被覆状況を図面で判断することが困難な場合は、現地調査による土地の被覆から判断する(撮影年月日記入の写真添付)	
	⑬不透水性材料により覆われた法面	1.00	道路等ののり面がコンクリート等の不透水性の材料で覆われている土地をいう。	申請者は被覆状況を図面で判断することが困難な場合は、現地調査による土地の被覆から判断する(撮影年月日記入の写真添付)	
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に関わる土地	⑭ゴルフ場(雨水を排水するための排水施設を伴うもの)	0.50	排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいうこと。	現況の土地利用と排水平面図等から判断する。	①「雨水を排水するための排水施設」がない場合はこの区分の対象とならない。 ②ゴルフ場敷地の内、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	⑮運動場(雨水を排水するための排水施設を伴うもの)(出典1) 	0.80	運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいうこと。	現況の地形図の土地利用から判断する。(撮影年月日記入の写真添付)	①「雨水を排水するための排水施設」がない場合はこの区分の対象とならない。 ②グラウンド敷地の内、排水施設に集水される範囲が対象となる。

※一つの判断指標として、登記簿に記載された地目があるが、登記簿上の地目は必ずしも現状の土地利用を正確に反映していない場合もあるため、登記書類のほか現地写真、航空写真などから判断することとし、これにより難しい場合は申請者の課税の状況や農業委員会の意見を聴取し、総合的に判断する。

出典1：長野県の都市計画(2025) 出典2：出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン(R7.3)

表 3.3.1 土地利用区分の定義と判断方法(3)

分類	土地利用形態	流出係数	定義	判断方法(例)	留意事項
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に関わる土地	㉖ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地(排水施設が設置されたゴルフ場・運動場等を除く)をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まないこと。 ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しないものであること。	現地調査や過去の履歴による土地の締め固め状況から判断する。(撮影年月日記入の写真添付)	締め固められた土地の判断は、現地調査を基本とするが、宅地内の未舗装道路は、宅地に含まれることに留意する。
上記土地利用以外の土地	㉗山地(出典1) 	0.30		他の区分(㉑～㉖、㉘、㉚)以外の土地で平均勾配10%以上の土地。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定。次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し判断する。
	㉘人工的に造成され植生に覆われた法面(出典1) 	0.40		現地調査による土地の被覆から判断する。(撮影年月日記入の写真添付)	
	㉙林地・原野 	0.20	平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地(山地、林地・原野)をいうこと。	他の区分(㉑～㉖、㉘、㉚)以外の土地で平均勾配10%未満の土地。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定。次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し判断する。
	㉚耕地 	0.20	耕作の目的に供される土地(水田(灌漑中であるか否かを問わない。))を含む。をいうこと。	土地登記簿謄本で「田」「畑」と表示されている土地は耕地と判断する。(証明書等添付)	

※一つの判断指標として、登記簿に記載された地目があるが、登記簿上の地目は必ずしも現状の土地利用を正確に反映していない場合もあるため、登記書類のほか現地写真、航空写真などから判断することとし、これにより難しい場合は申請者の課税の状況や農業委員会の意見を聴取し、総合的に判断する。

出典1：長野県の都市計画(2025) 出典2：出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン(R7.3)

### 3.4 土地利用計画図（行為後）と土地利用計画求積図（行為後）の作成 （図面-5、6）

土地利用計画図（行為後）と土地利用計画求積図（行為後）は、縮尺 1/2,500 以上とし、地形、行為区域の境界および土地利用区分（土地利用形態及び流出係数による区分）ごとの面積を行為前と同様の形式で明示する。土地利用計画図（行為後）と土地利用計画求積図（行為後）等の図面は、必要事項が記載されていれば一つの図面で作成しても良い。

現況の土地利用区分の判断と同様、手順としては、まず「宅地の範囲」を算出し、「宅地の範囲」に含まれない残りの土地については、土地利用区分毎に面積を求める。

#### 【宅地範囲の設定方法】

以下の a 及び b のうち、面積の大きい方を宅地の範囲とする。

##### a 「工事区域」

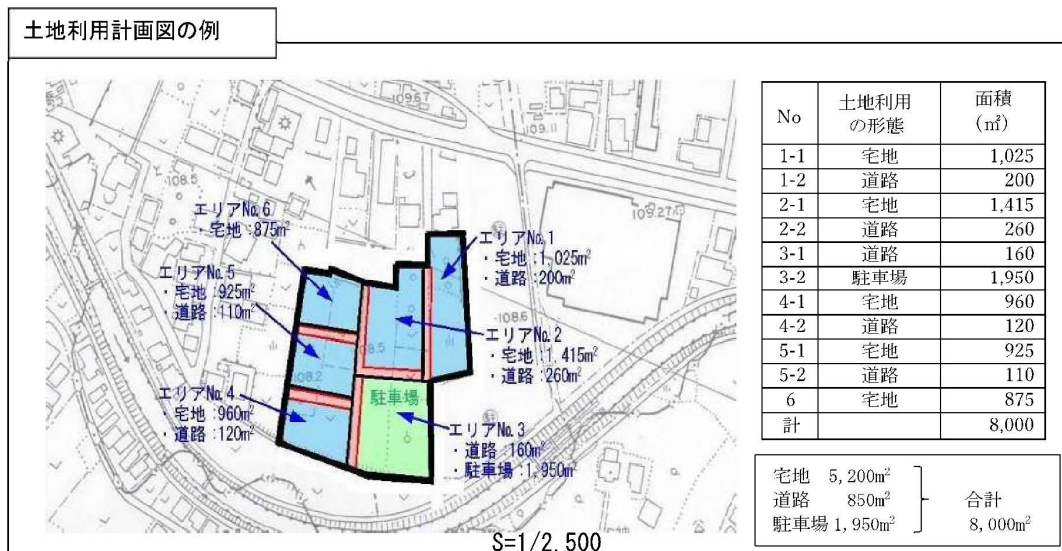
例 1) 建物のみ建築し、土地は改変しない場合・・・工事区域は建物部分

例 2) 建築、舗装、外構など建物と併せて整備・・・工事区域は整備エリア全体  
(既設の撤去工事は除く)

(ただし、建築敷地外の整備エリアにおいて、流出係数を増加させない工事範囲は工事区域の対象としない。)

##### b 「建築敷地」

建築敷地とは、建築確認申請にあたり、申請図書に示す敷地（建築物の敷地）を表す。



出典：雨水浸透阻害行為の事務に関する参考資料で公表された事例を活用（国土交通省 HP）

図 3.4.1 土地利用計画図（行為後）の表示例

### 3.5 雨水浸透阻害行為面積のとりまとめ

3.3 ~3.4 で算出した土地利用区別の面積は、長野県が作成した「簡易検討シート」を活用してとりまとめる。図 3.5.1 の「簡易検討シート」の入力例に示すとおり、「行為前面積」「行為后面積」を土地利用区別に入力する。この入力結果から、後段で説明する必要対策量が算出可能となる。なお、「簡易検討シート」は、長野県のウェブサイト上で公開している。

- ・ 開発面積：開発区域の面積
- ・ 行為面積：開発面積の中で、雨水浸透阻害行為に該当する面積

簡易検討シートA		【特定都市河川浸水被害対策法関係】			
【簡易検討シートの活用方法】					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定都市河川浸水被害対策法（以降、特定都市河川法）に該当する開発行為に関する基礎情報と開発行為前後の各土地利用形態の面積を入力してください。</li> <li>・ 開発行為前後の各土地利用形態の面積は、詳細に区域を分割して入力する場合は（簡易検討シートB）に入力してください。</li> </ul>					
開発行為に関する基礎情報の確認（入力）		備考			
事業件名	矢出沢川流域開発サンプル				
開発面積(ha)	0.7000	開発行為を実施する区域の総面積を入力			
行為面積(ha)	0.6000	雨水浸透阻害行為に該当する区域の総面積を入力			
基礎情報のチェック項目		該当法令	回答欄		
・ 開発行為箇所が特定都市河川流域か？		特定都市河川法	○		
・ 行為面積が1,000㎡以上あるか？			○		
・ 都市計画法上の開発行為に該当するか？		都市計画法	○		
・ 放流先の許可が得られているか？		都市計画法	×		
・ 開発行為が盛土（5m未満）であるか？		盛土規制法	×		
・ 開発行為が盛土（5m以上かつ10m以下）であるか？		盛土規制法	×		
・ 開発行為箇所の土地利用が森林であるか？		森林法	×		
・ 開発行為が農地転用、農振除外に該当するか？		農地法・農振法	×		
・ 開発行為箇所が土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域内であるか？		土砂災害防止法	×		
・ 開発面積が1.0ha未満か？		-	○		
雨水浸透阻害行為の流出係数（入力）					
区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積(ha)	行為后面積(ha)	
計		-	0.6000	0.6000	
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.0000	0.2000
		池沼	1.00	0.0000	0.0000
		水路	1.00	0.0000	0.0000
		ため池	1.00	0.0000	0.0000
		道路(法面を有しないもの)	0.90	0.2000	0.4000
		道路(法面を有するもの)		0.0000	0.0000
		鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000
		鉄道線路(法面を有するもの)		0.0000	0.0000
		飛行場(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000
		飛行場(法面を有するもの)		0.0000	0.0000
宅地等以外の土地	関連第2号	不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95	0.0000	0.0000
		不浸透性材料により覆われた法面	1.00	0.0000	0.0000
	関連第3号	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50	0.0000	0.0000
		運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80	0.0000	0.0000
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	0.0000	0.0000
		山地	0.30	0.0000	0.0000
		人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	0.0000	0.0000
		林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	0.4000	0.0000
	流出係数の平均値		0.43	0.900	
	流出係数の平均値		0.42	0.87	
<small>※間地、山地、砂利道は、現地の状況に合わせて入力を実施 ※田、畑は、用途に応じて入力を実施すること</small>					

図 3.5.1(1) 簡易検討シート A の入力例

簡易検討シートB											【特定都市河川浸水被害対策法関係】								
現況土地利用図の行為面積集計表（行為前）																			
エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出 雨水量を増加させるおそれのある 行為に係る土地				左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を 有しない ものに限 る。)	道路 (法面を 有するも のに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有しない ものに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有するも のに限 る。)	飛行場 (法面を 有しない ものに限 る。)	飛行場 (法面を 有するも のに限 る。)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた土 地 (法面を 除く)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた法 面	ゴルフ場 (雨水を 排除する ための排 水施設を 伴うも の)	運動場そ の他に類 する施設 (雨水を排 除するた めの排水 施設を伴 うもの に限る)	ローラー その他こ れに類す る建設機 械を用い て締め固 められた 土地	山地	人工的に 造成され た植生に 覆われた 法面	林地、耕 地、原野 その他、 ローラー その他こ れに類す る建設機 械を用い ていない 土地	
1					0.2														
2																			0.4
小計1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.2000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.4000
小計2	0.2000										0.0000		0.0000				0.4000		
合計	0.6000										0.0000		0.0000				0.4000		
(単位：ha)																			
土地利用図の行為面積集計表（行為後）																			
エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出 雨水量を増 加させるお それのある 行為に係 る土地				左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を 有しない ものに限 る。)	道路 (法面を 有するも のに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有しない ものに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有するも のに限 る。)	飛行場 (法面を 有しない ものに限 る。)	飛行場 (法面を 有するも のに限 る。)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた土 地 (法面を 除く)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた法 面	ゴルフ場 (雨水を 排除する ための排 水施設を 伴うも の)	運動場そ の他に類 する施設 (雨水を排 除するた めの排水 施設を伴 うもの に限る)	ローラー その他こ れに類す る建設機 械を用い て締め固 められた 土地	山地	人工的に 造成され た植生に 覆われた 法面	林地、耕 地、原野 その他、 ローラー その他こ れに類す る建設機 械を用い ていない 土地	
1	0.2																		
2					0.4														
3																			
小計1	0.2000	0.0000	0.0000	0.0000	0.4000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
小計2	0.6000										0.0000		0.0000				0.0000		
合計	0.6000										0.0000		0.0000				0.0000		
(単位：ha)																			
黄色：入力可能箇所																			

図 3.5.1(2) 簡易検討シートBの入力例

### 3.6 基準降雨の設定

「簡易検討シート」で必要対策量の算出を行うにあたり、特定都市河川流域における基準降雨（対象外力）の入力が必要となる。基準降雨には、矢出沢川流域内に位置する長野県の「上田」の降雨強度式を適用する（表 3.6.1 参照）。

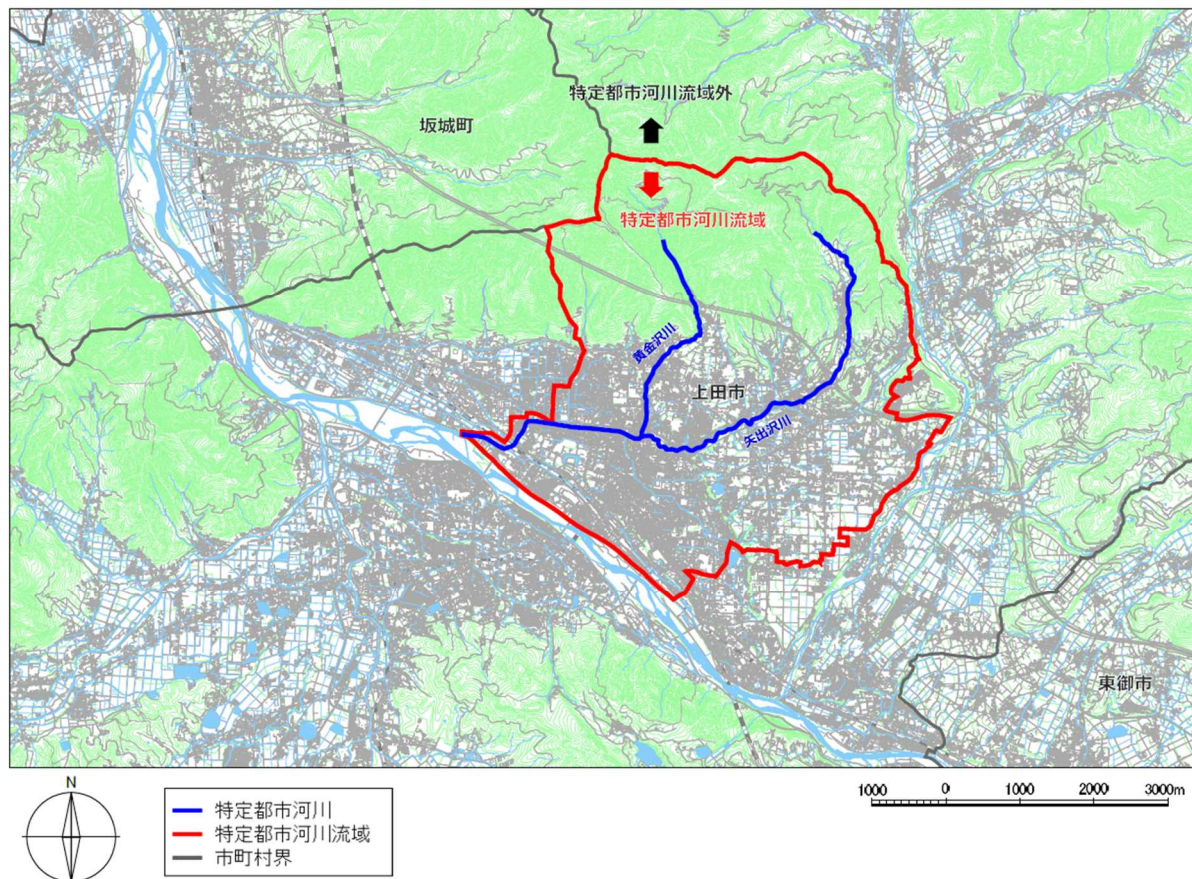


図 3.6.1 矢出沢川の特定都市河川流域図

表 3.6.1 基準降雨（上田，矢出沢川流域に適用）

降雨波形：中央集中型

24時間総雨量：114.62mm

生起確率：10年に1度

最大降雨強度（1時間）：38.43mm/h

最大降雨強度（10分間）：97.36mm/h

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	1.49	6	0-10	2.49	12	0-10	43.59	18	0-10	2.41
	10-20	1.51		10-20	2.54		10-20	23.44		10-20	2.37
	20-30	1.53		20-30	2.59		20-30	16.68		20-30	2.32
	30-40	1.54		30-40	2.65		30-40	13.19		30-40	2.28
	40-50	1.56		40-50	2.71		40-50	11.03		40-50	2.24
	50-60	1.57		50-60	2.78		50-60	9.55		50-60	2.20
1	0-10	1.59	7	0-10	2.85	13	0-10	8.46	19	0-10	2.16
	10-20	1.61		10-20	2.92		10-20	7.63		10-20	2.13
	20-30	1.63		20-30	3.00		20-30	6.96		20-30	2.09
	30-40	1.65		30-40	3.08		30-40	6.42		30-40	2.06
	40-50	1.67		40-50	3.17		40-50	5.97		40-50	2.03
	50-60	1.69		50-60	3.27		50-60	5.58		50-60	1.99
2	0-10	1.71	8	0-10	3.37	14	0-10	5.25	20	0-10	1.96
	10-20	1.73		10-20	3.48		10-20	4.97		10-20	1.94
	20-30	1.75		20-30	3.60		20-30	4.72		20-30	1.91
	30-40	1.77		30-40	3.73		30-40	4.49		30-40	1.88
	40-50	1.79		40-50	3.87		40-50	4.29		40-50	1.86
	50-60	1.82		50-60	4.03		50-60	4.11		50-60	1.83
3	0-10	1.84	9	0-10	4.20	15	0-10	3.95	21	0-10	1.81
	10-20	1.87		10-20	4.39		10-20	3.80		10-20	1.78
	20-30	1.90		20-30	4.60		20-30	3.66		20-30	1.76
	30-40	1.92		30-40	4.84		30-40	3.54		30-40	1.74
	40-50	1.95		40-50	5.11		40-50	3.42		40-50	1.72
	50-60	1.98		50-60	5.41		50-60	3.32		50-60	1.70
4	0-10	2.01	10	0-10	5.77	16	0-10	3.22	22	0-10	1.68
	10-20	2.04		10-20	6.18		10-20	3.13		10-20	1.66
	20-30	2.07		20-30	6.68		20-30	3.04		20-30	1.64
	30-40	2.11		30-40	7.28		30-40	2.96		30-40	1.62
	40-50	2.14		40-50	8.02		40-50	2.89		40-50	1.60
	50-60	2.18		50-60	8.97		50-60	2.81		50-60	1.58
5	0-10	2.22	11	0-10	10.23	17	0-10	2.75	23	0-10	1.57
	10-20	2.26		10-20	12.00		10-20	2.68		10-20	1.55
	20-30	2.30		20-30	14.70		20-30	2.62		20-30	1.53
	30-40	2.34		30-40	19.41		30-40	2.57		30-40	1.52
	40-50	2.39		40-50	30.09		40-50	2.51		40-50	1.50
	50-60	2.44		50-60	97.36		50-60	2.46		50-60	1.49

出典：長野県内の降雨強度式【令和8年4月1日適用】

### 3.7 必要対策量の算定

必要対策量は、法第 30 条の規定に従い行為前後の土地利用区分別の面積と流出係数から算定される対策量と、他法令等による対策量と大きな容量を必要対策量として設定する。長野県では、申請者の作業を簡略化するために「簡易検討シート」を用いて、図 3.7.1 の手順で必要対策量を決定する。

長野県および上田市では、開発面積等に応じて必要対策量を算出する条件が異なる。事前相談の段階での必要対策量（概算）は、実際の対策工事が浸透施設の場合においても、貯留施設と仮定し必要対策量の算出を行う。まず、図 3.7.1 に示す必要対策量の算定フローに準じて、「対応 1」「対応 2」「対応 3」のいずれに該当するかを確認する。各々の対応については、3.7.1 ～3.7.3 に記載している。

#### 【矢出沢川流域における必要対策量の算定の要点】

- 長野県の法令および上田市の条例への該当状況を整理（簡易検討シート A）
- 長野県では、開発面積が 1.0ha 以上の開発行為は「流域開発に伴う防災調節池等技術基準（平成 27 年改定）」において対象降雨規模が 30 分の 1 以上となるため必要対策量は他法令によって決定される。
- 開発面積が 1.0ha 以下の場合において、放流先の許可が得られない場合等では対象降雨規模が 5 分の 1 規模となるが全量処理となるために必要対策量が他法令によって決定される場合がある。
- これらを踏まえて、「簡易検討シート」を用いて必要対策量を決定する法令を判定する。  
矢出沢川流域では、開発面積と必要対策量で以下の 3 つの対応に分類される。

【対応 1】 開発面積が 1.0ha 未満で、必要対策量が「特定都市河川浸水被害対策法」で決定の場合

【対応 2】 開発面積が 1.0ha 未満で、必要対策量が「他法令」で決定の場合

【対応 3】 開発面積が 1.0ha 以上の場合

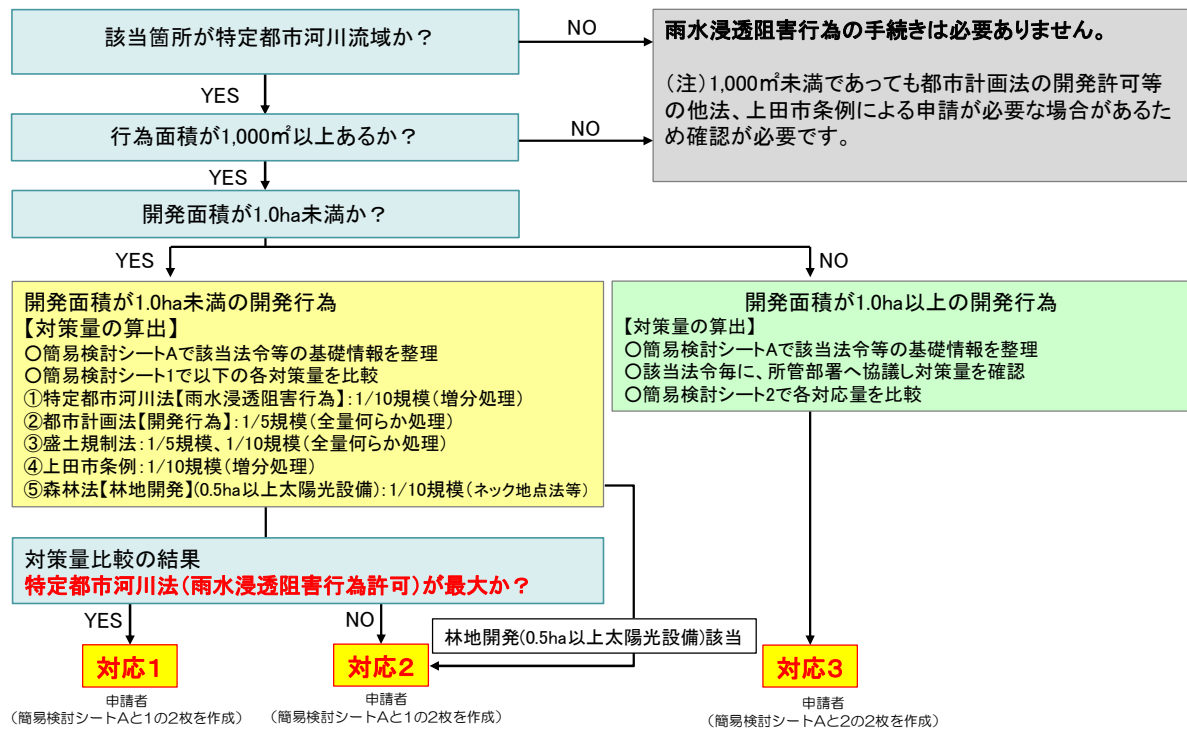


図 3.7.1 必要対策量の算定フロー

## 3.7.1 【対応1】での必要対策量の算定方法

【対応1】は、特定都市河川法（雨水浸透阻害行為許可）が必要対策量の最大となる場合とする。開発面積 1.0ha 未満を対象に、【簡易検討シート A と 1】に必要事項を記入することで【対応1】として判定される。【簡易検討シート A と 1】および事前相談必要資料を建設事務所維持管理課へ提出する。土地利用等を分割し算出する場合は簡易検討シート B を活用することもできる。

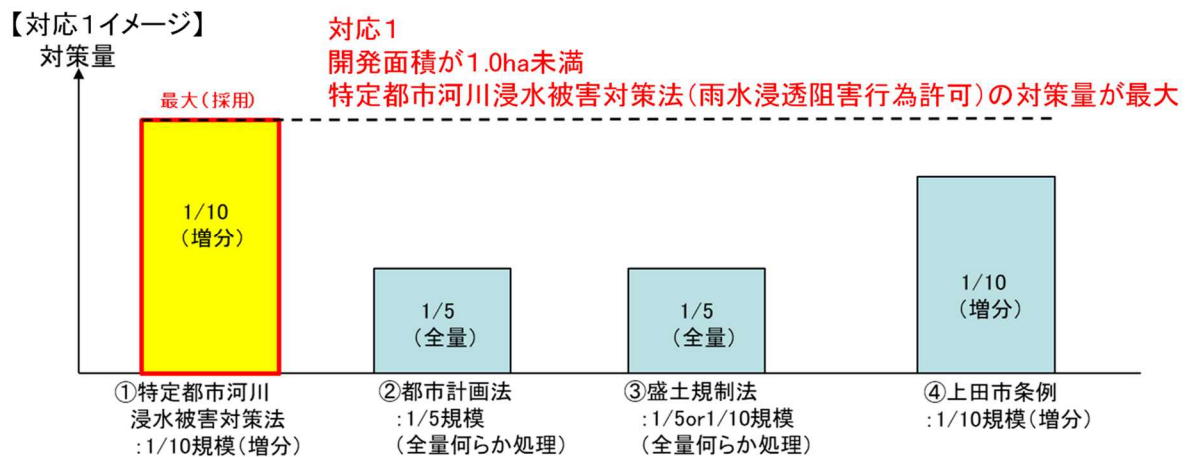


図 3.7.2 対応1での必要対策量の算出のイメージ図

## 【申請者対応事項】

- ・簡易検討シート A に必要事項を入力（必要に応じて B を活用）
- ・簡易検討シート 1（※自動入力）で関係法令の対策量を比較 ➡（対応1該当と判定）
- ・簡易検討シート A と 1 および事前相談必要資料(P3-33 参照)を建設事務所維持管理課へ提出（メール）

## 【審査機関対応事項】

- ・提出資料を確認
- ・該当する法令所管部署へ対策量等を確認
- ・河川課へ内容確認
- ・申請者へ本申請必要有無、対策量について回答

簡易検討シートA
【特定都市河川浸水被害対策法関係】

【簡易検討シートの活用方法】

- 特定都市河川浸水被害対策法（以降、特定都市河川法）に該当する開発行為に関する基礎情報と開発行為前後の各土地利用形態の面積を入力してください。
- 開発行為前後の各土地利用形態の面積は、詳細に区域を分割して入力する場合は（簡易検討シートB）に入力してください。

開発行為に関する基礎情報の確認（入力）		備考
事業件名	矢出沢川流域開発サンプル	
開発面積 (ha)	0.7000	開発行為を実施する区域の総面積を入力
行為面積 (ha)	0.6000	雨水浸透阻害行為に該当する区域の総面積を入力

基礎情報のチェック項目	該当法令	回答欄
開発行為箇所が特定都市河川流域か？	特定都市河川法	○
行為面積が1,000㎡以上あるか？		○
都市計画法上の開発行為に該当するか？	都市計画法	○
放流先の許可が得られているか？	都市計画法	○
開発行為が盛土（5m未満）であるか？	盛土規制法	×
開発行為が盛土（5m以上かつ10m以下）であるか？	盛土規制法	×
開発行為箇所の土地利用が森林であるか？	森林法	×
開発行為が農地転用、農振除外に該当するか？	農地法・農振法	×
開発行為箇所が土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域内であるか？	土砂災害防止法	×
開発面積が1.0ha未満か？	-	○

雨水浸透阻害行為の流出係数（入力）

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)	
計		-	0.6000	0.6000	
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.0000	0.2000
		池沼	1.00	0.0000	0.0000
		水路	1.00	0.0000	0.0000
		ため池	1.00	0.0000	0.0000
		道路（法面を有しないもの）	0.90	0.2000	0.4000
		道路（法面を有するもの）		0.0000	0.0000
		鉄道線路（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000
		鉄道線路（法面を有するもの）		0.0000	0.0000
		飛行場（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000
		飛行場（法面を有するもの）		0.0000	0.0000
宅地等以外の土地	連関号第2	不浸透性材料により舗装された土地（法面を除く）	0.95	0.0000	0.0000
		不浸透性材料により覆われた法面	1.00	0.0000	0.0000
	関第3連号	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50	0.0000	0.0000
		運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.80	0.0000	0.0000
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	0.0000	0.0000
		山地	0.30	0.0000	0.0000
		人工的に造成され雑生に覆われた法面	0.40	0.0000	0.0000
		林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	0.4000	0.0000
		流出係数の平均値		0.43	0.900

従来基準(入力)

土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)
計	-	0.6000	0.6000
屋根	0.90	0.0000	0.2000
道路	0.85	0.2000	0.4000
その他不透水面	0.80	0.0000	0.0000
水面	1.00	0.0000	0.0000
開地	0.20		
芝・樹木の多い公園	0.20	0.0000	0.0000
勾配の緩い山地	0.30		
勾配の急な山地	0.50		
砂利道（砕石舗装等）	0.50		
田	0.75		
畑	0.20	0.4000	
流出係数の平均値		0.42	0.87

※開地、山地、砂利道は、現地の状況に合わせて入力を実施  
 ※田、畑は、用途に応じて入力を実施すること

黄色：入力可能箇所

図 3.7.3 【対応1】での簡易検討シートAの記入例

簡易検討シートB											【特定都市河川浸水被害対策法関係】								
現況土地利用図の行為面積集計表（行為前）																			
エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出 雨水量を増加させるおそれのある 行為に係る土地				左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を 有しない ものに限 る。)	道路 (法面を 有するも のに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有しない ものに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有するも のに限 る。)	飛行場 (法面を 有しない ものに限 る。)	飛行場 (法面を 有するも のに限 る。)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた土 地 (法面を 除く)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた法 面	ゴルフ場 (雨水を 排除する ための排 水施設を 伴うもの)	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に 造成され た植生に 覆われた 法面	林地、耕 地、原野 その他、ロー ラーその他 これに類す る建設機械 を用いてい ない土地	
1					0.2														
2																			0.4
小計1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.2000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.4000
小計2	0.2000										0.0000		0.0000				0.4000		
合計	0.6000										0.0000		0.0000				0.4000		
(単位：ha)																			
土地利用図の行為面積集計表（行為後）																			
エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出 雨水量を増 加させるおそれのある行為に係る 土地				左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を 有しない ものに限 る。)	道路 (法面を 有するも のに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有しない ものに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有するも のに限 る。)	飛行場 (法面を 有しない ものに限 る。)	飛行場 (法面を 有するも のに限 る。)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた土 地 (法面を 除く)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた法 面	ゴルフ場 (雨水を 排除する ための排 水施設を 伴うもの)	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に 造成され た植生に 覆われた 法面	林地、耕 地、原野 その他、ロー ラーその他 これに類す る建設機械 を用いてい ない土地	
1	0.2																		
2					0.4														
3																			
小計1	0.2000	0.0000	0.0000	0.0000	0.4000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
小計2	0.6000										0.0000		0.0000				0.0000		
合計	0.6000										0.0000		0.0000				0.0000		
(単位：ha)																			
黄色：入力可能箇所																			

図 3.7.4 【対応1】での簡易検討シートBの記入例

**簡易検討シート1【開発面積：1.0ha未満】（対応①と②で使用）**
**【特定都市河川浸水被害対策法関係】**

【簡易検討シートの活用方法】

- 簡易検討シート1への入力内容に応じてSTEP1の判定結果が表示されます。
- STEP1の判定結果においてSTEP2の検討を示された場合は、関係部局と協議し対策量を入力してください。

【簡易計算シートでの算出条件一覧】

- 対象外力：上田降雨強度式（R8）を使用 ・洪水到達時間：10分を設定（雨水浸透阻害行為、都市計画法で共有）
- 流出係数：雨水浸透阻害行為の流出係数は、「雨水浸透阻害行為で定めるガイドライン」の値を使用、都市計画法は、長野県開発許可審査指針の流出係数の平均値を使用

開発行為に関する基礎情報の確認（入力）	
事業件名	矢出沢川流域開発サンプル
開発面積	0.700
行為面積	0.600

対象外力：上田降雨強度式（R8）	
降雨確率	最大降雨強度（10分） [mm/h]
5分の1規模	76.82
10分の1規模	97.36

**STEP1 対策量の比較**  
対策量（ピーク流量）の比較（自動算出） ※建設事務所入力

法令一覧	法令へ該当状況	対象外力規模	処理方法	①開発前のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	②開発後のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	③対策量 (②-①) (m <sup>3</sup> /s)	該当部局との協議の完了の有無
特定都市河川法	○	1/10規模	増分	0.070	0.146	0.076	
都市計画法	○	1/5規模	増分	0.053	0.111	0.058	
都市計画法	○	1/5規模	全量	-	0.111		
盛土規制法(5m以下)	×	1/5規模	全量	-	0.129		
盛土規制法(10m以下)	×	1/10規模	全量	-	0.141		
森林法	×	1/10規模	ネック地点		0.141		
上田市条例	○	1/10規模	増分	0.068	0.141	0.073	

**STEP2 関係部署の協議による対策量の比較**  
STEP1でSTEP2の検討を指示された場合は、関係部署へ連絡し対策量を協議してください。

法令一覧	法令へ該当状況	対象外力規模	処理方法	①許容放流量 (開発前のピーク流量) (m <sup>3</sup> /s)	②開発後のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	③対策量 (②-①) (m <sup>3</sup> /s)	該当部局との協議の完了の有無

※盛土規制法や森林法に該当する際に個別に入力を実施（黄色箇所）

STEP1の結果

最大値は特定都市河川【対応①】

STEP2の判定結果

最大となる法令

【各関係部局の連絡先】

- ・都市計画法：建設事務所建築課 Tel：026-●●●●●●●●
- ・盛土規制法：建設事務所維持管理課 Tel：026-●●●●●●●●
- ・森林法：地域振興局林務課 Tel：026-●●●●●●●●
- ・上田市開発条例：上田市都市計画課 Tel：026-●●●●●●●●

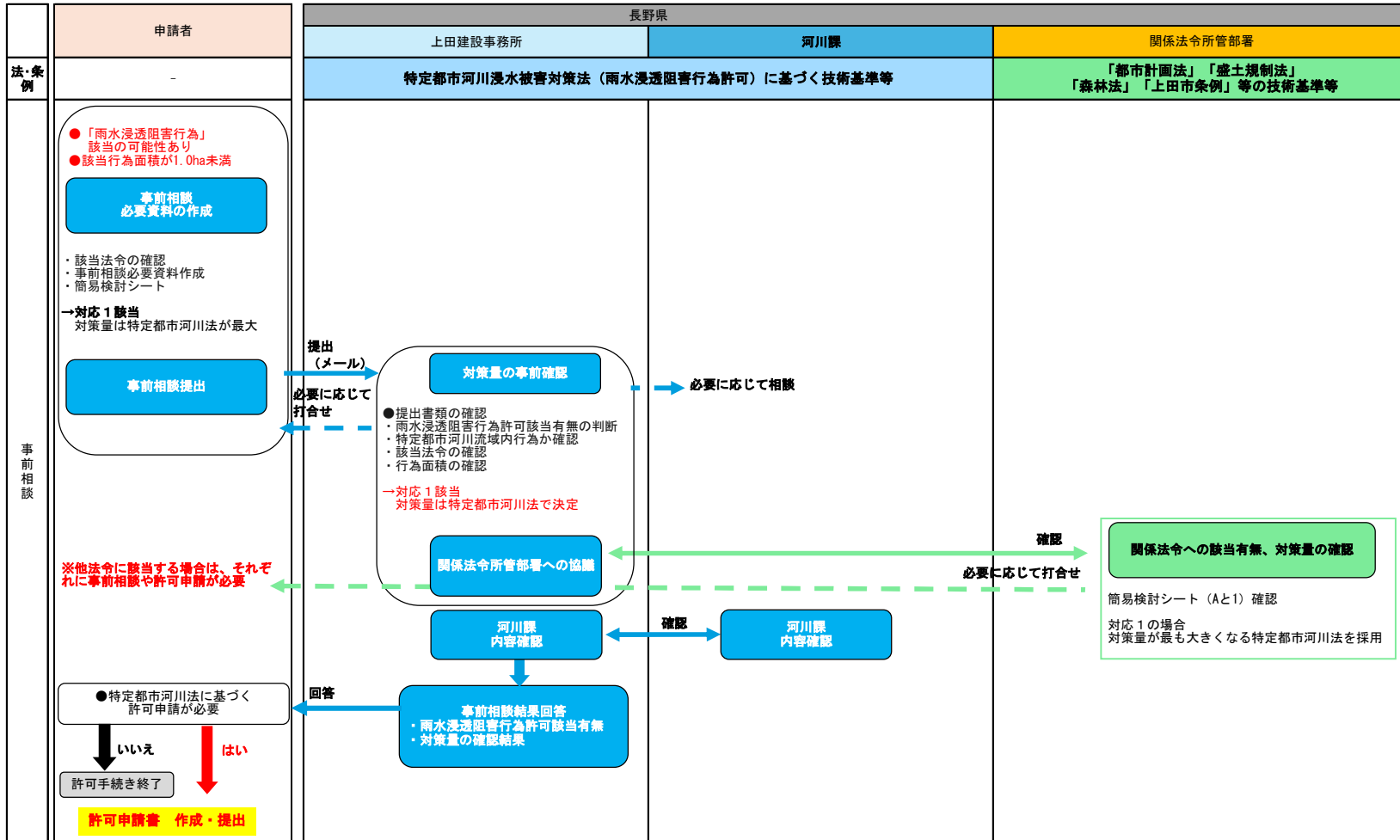
黄色：入力可能箇所

図 3.7.5 【対応1】での簡易検討シート1の記入例

●特定都市河川浸水被害対策法「雨水浸透阻害行為の許可」に関する事前相談フロー【対応1】

※特定都市河川浸水被害対策法の雨水浸透阻害行為の許可権者： 県

雨水浸透阻害行為に関する手続き → 関係法令に関する手続き →



3-22

図 3.7.6 「雨水浸透阻害行為の許可」に関する事前相談フロー（対応1）

## 3.7.2 【対応2】での必要対策量の算定方法

【対応2】は、都市計画法等の他法令が必要対策量の最大となる場合とする。開発面積1.0ha未満を対象に、【簡易検討シートAと1】に必要事項を記入することで【対応2】として判定される。【簡易検討シートAと1】および事前相談必要資料を建設事務所維持管理課へ提出する。土地利用等を分割し算出する場合は簡易検討シートBを活用することもできる。

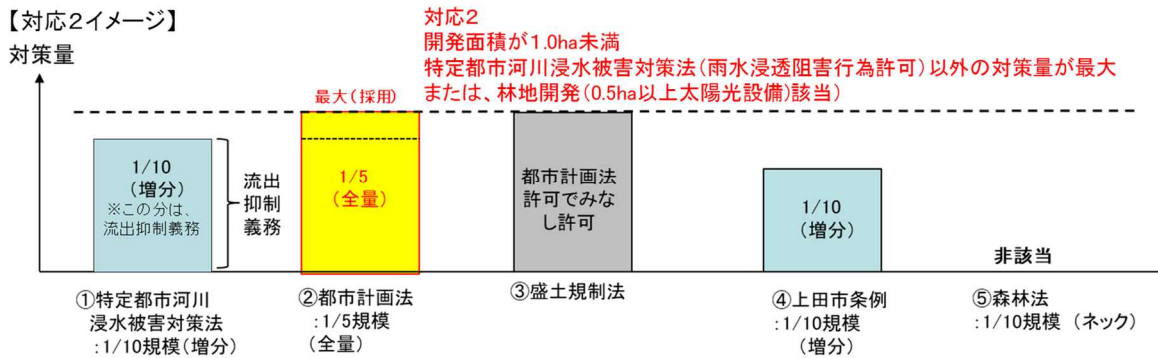


図 3.7.7 対応2での必要対策量の算出のイメージ図

## 【申請者対応事項】

- ・簡易検討シートAに必要事項を入力(必要に応じてBを活用)
- ・簡易検討シート1(※自動入力)で関係法令の対策量を比較 ➡ (対応2該当と判定)
- ・該当法令所管部署へ対策量を個別協議し、簡易検討シート1のステップ2に入力
- ・簡易検討シートAと1および事前相談必要資料(P3-33参照)を建設事務所維持管理課へ提出(メール)

## 【審査機関対応事項】

- ・提出資料を確認(該当する法令所管部署への確認は、申請者個別協議により確認済扱い)
- ・河川課へ内容確認
- ・申請者へ本申請必要有無、対策量について回答

**簡易検討シートA**

**【特定都市河川浸水被害対策法関係】**

【簡易検討シートの活用方法】

- ・特定都市河川浸水被害対策法（以降、特定都市河川法）に該当する開発行為に関する基礎情報と開発行為前後の各土地利用形態の面積を入力してください。
- ・開発行為前後の各土地利用形態の面積は、詳細に区域を分割して入力する場合は（簡易検討シートB）に入力してください。

開発行為に関する基礎情報の確認（入力）		備考
事業件名	矢出沢川流域開発サンプル	
開発面積 (ha)	0.7000	開発行為を実施する区域の総面積を入力
行為面積 (ha)	0.6000	雨水浸透阻害行為に該当する区域の総面積を入力

基礎情報のチェック項目	該当法令	回答欄
・開発行為箇所が特定都市河川流域か？	特定都市河川法	○
・行為面積が1,000㎡以上あるか？		○
・都市計画法上の開発行為に該当するか？	都市計画法	○
・放流先の許可が得られているか？	都市計画法	×
・開発行為が盛土（5m未満）であるか？	盛土規制法	×
・開発行為が盛土（5m以上かつ10m以下）であるか？	盛土規制法	×
・開発行為箇所の土地利用が森林であるか？	森林法	×
・開発行為が農地転用、農振除外に該当するか？	農地法・農振法	×
・開発行為箇所が土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域内であるか？	土砂災害防止法	×
・開発面積が1.0ha未満か？	-	○

雨水浸透阻害行為の流出係数（入力）

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)			
計		-	0.6000	0.6000			
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.0000	0.2000		
		池沼	1.00	0.0000	0.0000		
		水路	1.00	0.0000	0.0000		
		ため池	1.00	0.0000	0.0000		
		道路（法面を有しないもの）	0.90	0.2000	0.4000		
		道路（法面を有するもの）		0.0000	0.0000		
		鉄道線路（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000		
		鉄道線路（法面を有するもの）		0.0000	0.0000		
		飛行場（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000		
		飛行場（法面を有するもの）		0.0000	0.0000		
		宅地等以外の土地	関連号第2	不浸透性材料により舗装された土地（法面を除く）	0.95	0.0000	0.0000
				不浸透性材料により覆われた法面	1.00	0.0000	0.0000
関連号第3	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）		0.50	0.0000	0.0000		
	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）		0.80	0.0000	0.0000		
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地		0.50	0.0000	0.0000		
いけ3号上地の土にら第1	山地		山地	0.30	0.0000	0.0000	
			人工的に造成され雑生に覆われた法面	0.40	0.0000	0.0000	
			林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	0.4000	0.0000	
			流出係数の平均値	0.43	0.900		

従来基準(入力)

土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)
計	-	0.6000	0.6000
屋根	0.90	0.0000	0.2000
道路	0.85	0.2000	0.4000
その他不浸透面	0.80	0.0000	0.0000
水面	1.00	0.0000	0.0000
開地	0.20		
芝・樹木の多い公園	0.20	0.0000	0.0000
勾配の緩い山地	0.30		
勾配の急な山地	0.50		
砂利道（砕石舗装等）	0.50		
田	0.75		
畑	0.20	0.4000	
流出係数の平均値		0.42	0.87

※開地、山地、砂利道は、現地の状況に合わせて入力を実施  
 ※田、畑は、用途に応じて入力を実施すること

黄色：入力可能箇所

図 3.7.8 【対応2】での簡易検討シートAの記入例

簡易検討シートB											【特定都市河川浸水被害対策法関係】								
現況土地利用図の行為面積集計表（行為前）																			
エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出 雨水量を増加させるおそれのある 行為に係る土地				左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を 有しない ものに限 る。)	道路 (法面を 有するも のに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有しない ものに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有するも のに限 る。)	飛行場 (法面を 有しない ものに限 る。)	飛行場 (法面を 有するも のに限 る。)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた土 地 (法面を 除く)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた法 面	ゴルフ場 (雨水を 排除する ための排 水施設を 伴うもの)	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に 造成され た植生に 覆われた 法面	林地、耕 地、原野 その他、ロー ラーその他 これに類す る建設機械 を用いてい ない土地	
1					0.2														
2																			0.4
小計1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.2000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.4000
小計2	0.2000										0.0000		0.0000				0.4000		
合計	0.6000										0.0000		0.0000				0.4000		
(単位：ha)																			
土地利用図の行為面積集計表（行為後）																			
エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出 雨水量を増 加させるおそれのある行為に係る 土地				左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を 有しない ものに限 る。)	道路 (法面を 有するも のに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有しない ものに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有するも のに限 る。)	飛行場 (法面を 有しない ものに限 る。)	飛行場 (法面を 有するも のに限 る。)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた土 地 (法面を 除く)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた法 面	ゴルフ場 (雨水を 排除する ための排 水施設を 伴うもの)	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に 造成され た植生に 覆われた 法面	林地、耕 地、原野 その他、ロー ラーその他 これに類す る建設機械 を用いてい ない土地	
1	0.2																		
2					0.4														
3																			
小計1	0.2000	0.0000	0.0000	0.0000	0.4000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
小計2	0.6000										0.0000		0.0000				0.0000		
合計	0.6000										0.0000		0.0000				0.0000		
(単位：ha)																			
黄色：入力可能箇所																			

図 3.7.9 【対応2】での簡易検討シートBの記入例

**簡易検討シート1【開発面積：1.0ha未満】（対応①と②で使用）**

【簡易検討シートの活用方法】  
 ・簡易検討シート1への入力内容に応じてSTEP.1の判定結果が表示されます。  
 ・STEP.1の判定結果においてSTEP.2の検討を示された場合は、関係部局と協議し対策量を入力してください。

【簡易計算シートでの算出条件一覧】  
 ・対象外力：上田降雨強度式（R8）を使用      ・洪水到達時間：10分を設定（雨水浸透阻害行為、都市計画法で共有）  
 ・流出係数：雨水浸透阻害行為の流出係数は、「雨水浸透阻害行為で定めるガイドライン」の値を使用、都市計画法は、長野県開発許可審査指針の流出係数の平均値を使用

**【特定都市河川浸水被害対策法関係】**

開発行為に関する基礎情報の確認（入力）		対象外力：上田降雨強度式（R8）	
事業件名	矢出沢川流域開発サンプル	降雨確率	最大降雨強度（10分） [mm/h]
開発面積	0.700	5分の1規模	76.82
行為面積	0.600	10分の1規模	97.38

**STEP.1 対策量の比較**  
 対策量（ピーク流量）の比較（自動算出） ※建設事務所入力

法令一覧	法令へ該当状況	対象外力規模	処理方法	①開発前のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	②開発後のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	③対策量 (②-①) (m <sup>3</sup> /s)	該当部局との協議の完了の有無
特定都市河川法	○	1/10規模	増分	0.070	0.146	0.076	
都市計画法	○	1/5規模	増分	0.053	0.111	0.058	
都市計画法	○	1/5規模	全量	-	0.111	0.111	
盛土規制法(5m以下)	×	1/5規模	全量	-	0.111		
盛土規制法(10m以下)	×	1/10規模	全量	-	0.141		
森林法	×	1/10規模	ネック地点		0.141		
上田市条例	○	1/10規模	増分	0.068	0.141	0.073	

**STEP.2 関係部署の協議による対策量の比較**  
 STEP.1でSTEP.2の検討を指示された場合は、関係部署へ連絡し対策量を協議してください。

法令一覧	法令へ該当状況	対象外力規模	処理方法	①許容放流量 (開発前のピーク流量) (m <sup>3</sup> /s)	②開発後のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	③対策量 (②-①) (m <sup>3</sup> /s)	該当部局との協議の完了の有無
特定都市河川法	○	1/10規模	増分	0.070	0.146	0.076	
都市計画法	○	1/5規模	全量	-	0.111	0.111	
盛土規制法	×	1/5規模	全量	-	0.111		
森林法	×	1/10規模	ネック地点				
上田市条例	○	1/10規模	増分	0.068	0.141	0.073	

※盛土規制法や森林法に該当する際に個別に入力を実施（黄色箇所）

【各関係部局の連絡先】

- ・都市計画法      : 建設事務所建築課      Tel: 026-●●●●●●●●
- ・盛土規制法     : 建設事務所維持管理課      Tel: 026-●●●●●●●●
- ・森林法         : 地域振興局林務課         Tel: 026-●●●●●●●●
- ・上田市開発条例: 上田市都市計画課         Tel: 026-●●●●●●●●

**STEP.1の結果**

STEP.2へ【対応②】

↓

**STEP.2の判定結果  
最大となる法令**

都市計画法

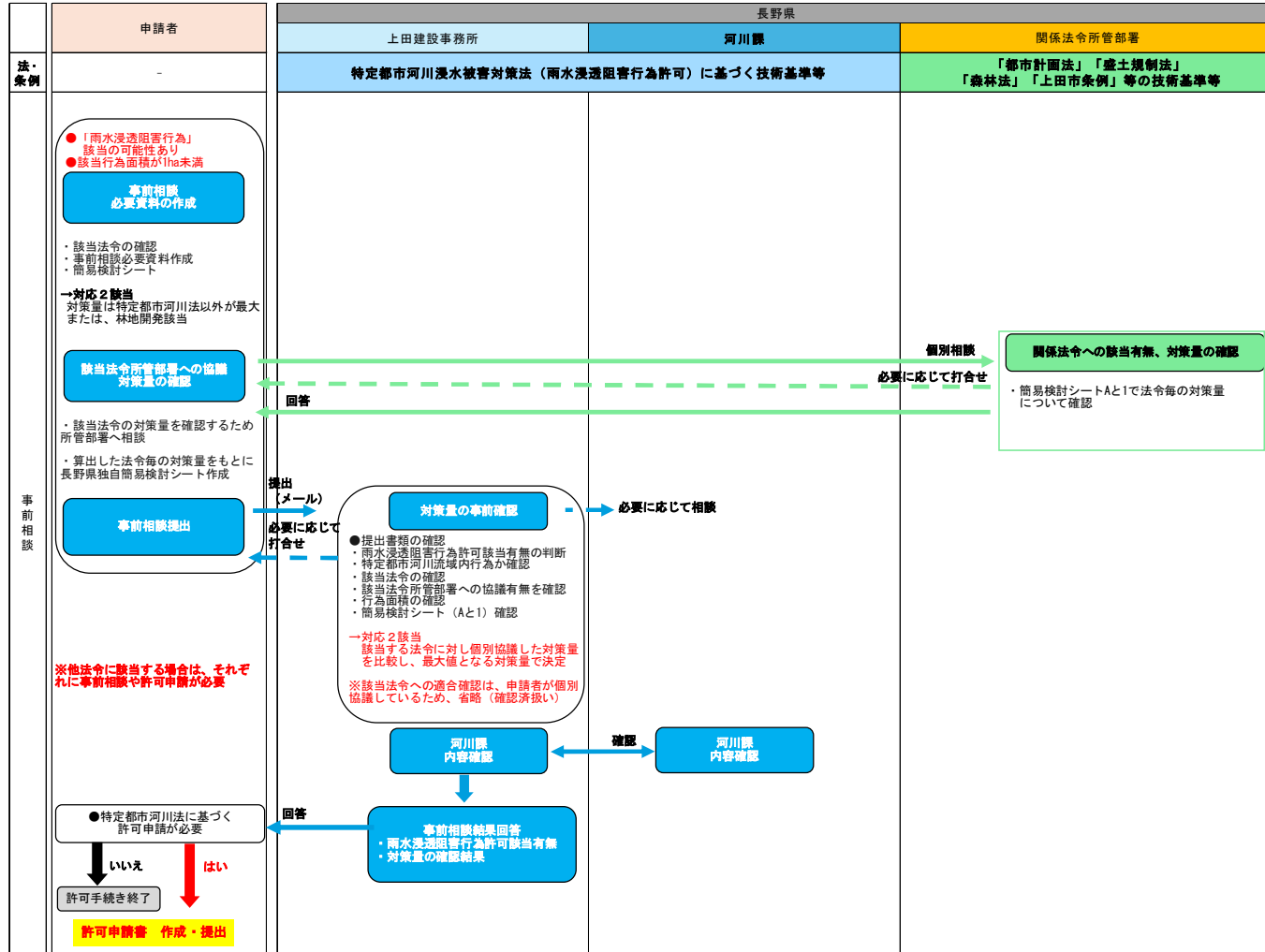
黄色：入力可能箇所

図 3.7.10 【対応 2】での簡易検討シート 1 の記入例

●特定都市河川浸水被害対策法「雨水浸透阻害行為の許可」に関する事前相談フロー【対応2】

※特定都市河川浸水被害対策法の雨水浸透阻害行為の許可権者： 県

雨水浸透阻害行為に関する手続き → 関係法令に関する手続き →



3-27

図 3.7.11 「雨水浸透阻害行為の許可」に関する事前相談フロー2

## 3.7.3 【対応3】での必要対策量の算定方法

【対応3】は、開発面積が1.0ha以上が対象となる。該当法令所管部署へ対策量を個別協議し、【簡易検討シートAと2】および事前相談必要資料を建設事務所維持管理課へ提出する。土地利用等を分割し算出する場合は簡易検討シートBを活用することもできる。

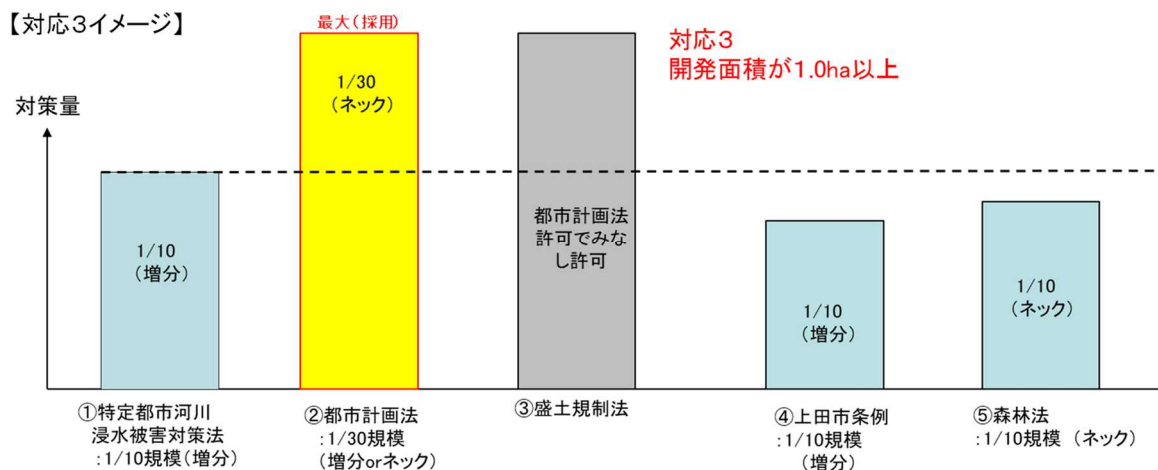


図 3.7.12 対応3での必要対策量の算出のイメージ図

## 【申請者対応事項】

- ・ 開発面積が1.0ha以上（対応3該当）
- ・ 該当法令所管部署へ対策量を個別協議し、簡易検討シートAと2に必要事項を入力
- ・ 簡易検討シートAと2および事前相談必要資料(P3-33参照)を建設事務所維持管理課へ提出（メール）

## 【審査機関対応事項】

- ・ 提出資料を確認（該当する法令所管部署への確認は、申請者個別協議により確認済扱い）
- ・ 河川課へ内容確認
- ・ 申請者へ本申請必要有無、対策量について回答

**簡易検討シートA**

**【特定都市河川浸水被害対策法関係】**

【簡易検討シートの活用方法】

- ・特定都市河川浸水被害対策法（以降、特定都市河川法）に該当する開発行為に関する基礎情報と開発行為前後の各土地利用形態の面積を入力してください。
- ・開発行為前後の各土地利用形態の面積は、詳細に区域を分割して入力する場合は（簡易検討シートB）に入力してください。

開発行為に関する基礎情報の確認（入力）		備考
事業件名	矢出沢川流域開発サンプル	
開発面積 (ha)	2.0000	開発行為を実施する区域の総面積を入力
行為面積 (ha)	1.8000	雨水浸透阻害行為に該当する区域の総面積を入力

基礎情報のチェック項目	該当法令	回答欄
・開発行為箇所が特定都市河川流域か？	特定都市河川法	○
・行為面積が1,000㎡以上あるか？		○
・都市計画法上の開発行為に該当するか？	都市計画法	○
・放流先の許可が得られているか？	都市計画法	○
・開発行為が盛土（5m未満）であるか？	盛土規制法	×
・開発行為が盛土（5m以上かつ10m以下）であるか？	盛土規制法	×
・開発行為箇所の土地利用が森林であるか？	森林法	×
・開発行為が農地転用、農振除外に該当するか？	農地法・農振法	×
・開発行為箇所が土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域内であるか？	土砂災害防止法	×
・開発面積が1.0ha未満か？	-	×

雨水浸透阻害行為の流出係数（入力）

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)	
計		-	1.8000	1.8000	
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.0000	0.6000
		池沼	1.00	0.0000	0.0000
		水路	1.00	0.0000	0.0000
		ため池	1.00	0.0000	0.0000
		道路（法面を有しないもの）	0.90	0.2000	0.6000
		道路（法面を有するもの）		0.0000	0.0000
		鉄道線路（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000
		鉄道線路（法面を有するもの）		0.0000	0.0000
		飛行場（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000
		飛行場（法面を有するもの）		0.0000	0.0000
宅地等以外の土地	関連第2号	不浸透性材料により舗装された土地（法面を除く）	0.95	0.0000	0.0000
		不浸透性材料により覆われた法面	1.00	0.0000	0.0000
	関連第3号	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50	0.0000	0.0000
		運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.80	0.0000	0.0000
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	0.0000	0.6000
		山地	0.30	0.0000	0.0000
		人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	0.0000	0.0000
		林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	1.6000	0.0000
		流出係数の平均値		0.28	0.767
		流出係数の平均値		0.27	0.65

従来基準（入力）

土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)
計	-	1.8000	1.8000
屋根	0.90	0.0000	0.6000
道路	0.85	0.2000	0.6000
その他不浸透面	0.80	0.0000	0.0000
水面	1.00	0.0000	0.0000
開地	0.20		0.6000
芝・樹木の多い公園	0.20	0.0000	0.0000
勾配の緩い山地	0.30		
勾配の急な山地	0.50		
砂利道（砕石舗装等）	0.50		
田	0.75		
畑	0.20	1.6000	
流出係数の平均値		0.27	0.65

※開地、山地、砂利道は、現地の状況に合わせて入力を実施  
※田、畑は、用途に応じて入力を実施すること

黄色：入力可能箇所

図 3.7.13 【対応3】での簡易検討シートAの記入例

簡易検討シートB											【特定都市河川浸水被害対策法関係】								
現況土地利用図の行為面積集計表（行為前）																			
エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出 雨水量を増加させるおそれのある 行為に係る土地				左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を 有しない ものに限 る。)	道路 (法面を 有するも のに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有しない ものに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有するも のに限 る。)	飛行場 (法面を 有しない ものに限 る。)	飛行場 (法面を 有するも のに限 る。)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた土 地 (法面を 除く)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた法 面	ゴルフ場 (雨水を 排除する ための排 水施設を 伴うもの)	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に 造成され た植生に 覆われた 法面	林地、耕 地、原野 その他、ロー ラーその他 これに類す る建設機械 を用いてい ない土地	
1					0.2														
2																			1.6
小計1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.2000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	1.6000
小計2	0.2000										0.0000		0.0000				1.6000		
合計	1.8000										0.0000		0.0000				1.6000		
(単位：ha)																			
土地利用図の行為面積集計表（行為後）																			
エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出 雨水量を増 加させるおそれのある行為に係る 土地				左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を 有しない ものに限 る。)	道路 (法面を 有するも のに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有しない ものに限 る。)	鉄道線路 (法面を 有するも のに限 る。)	飛行場 (法面を 有しない ものに限 る。)	飛行場 (法面を 有するも のに限 る。)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた土 地 (法面を 除く)	コンク リート等 の不浸透 性の材料 により覆 われた法 面	ゴルフ場 (雨水を 排除する ための排 水施設を 伴うもの)	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に 造成され た植生に 覆われた 法面	林地、耕 地、原野 その他、ロー ラーその他 これに類す る建設機械 を用いてい ない土地	
1	0.6																		
2					0.6														
3															0.6				
小計1	0.6000	0.0000	0.0000	0.0000	0.6000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.6000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
小計2	1.2000										0.0000		0.6000				0.0000		
合計	1.8000										0.0000		0.6000				0.0000		
(単位：ha)																			
黄色：入力可能箇所																			

図 3.7.14 【対応3】での簡易検討シートBの記入例

簡易検討シート2【開発面積：1.0ha以上】（対応③で使用）				【特定都市河川浸水被害対策法関係】			
<p>【事前チェックシートの活用方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当法令毎に、所管部署へ協議の上、長野県独自対策量整理表を作成し、最大となる対策量を確認してください。</li> </ul> <p>【各関係部署の連絡先】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法：建設事務所建築課 Tel: 026-●●●-●●●●</li> <li>・盛土規制法：建設事務所維持管理課 Tel: 026-●●●-●●●●</li> <li>・森林法：地域振興局林務課 Tel: 026-●●●-●●●●</li> <li>・上田市開発条例：上田市都市計画課 Tel: 026-●●●-●●●●</li> </ul>							
土地改変行為に関する基礎情報の確認（入力）							
事業件名		矢出沢川流域開発サンプル					
開発面積		2.00					
行為面積		1.80					
法制度	開発面積	対象外力	処理方法	許容放流量 (m <sup>3</sup> /s)	開発後の最大流量 (m <sup>3</sup> /s)	対策量 (m <sup>3</sup> /s)	該当部局との協議の完了の有無
特定都市河川法	2.00	1/10規模	増分	0.14	0.40	0.25	
都市計画法							
盛土規制法							
森林法							
上田市条例							
黄色：入力可能箇所							

判定結果  
(対策量が最大の法制度を入力)

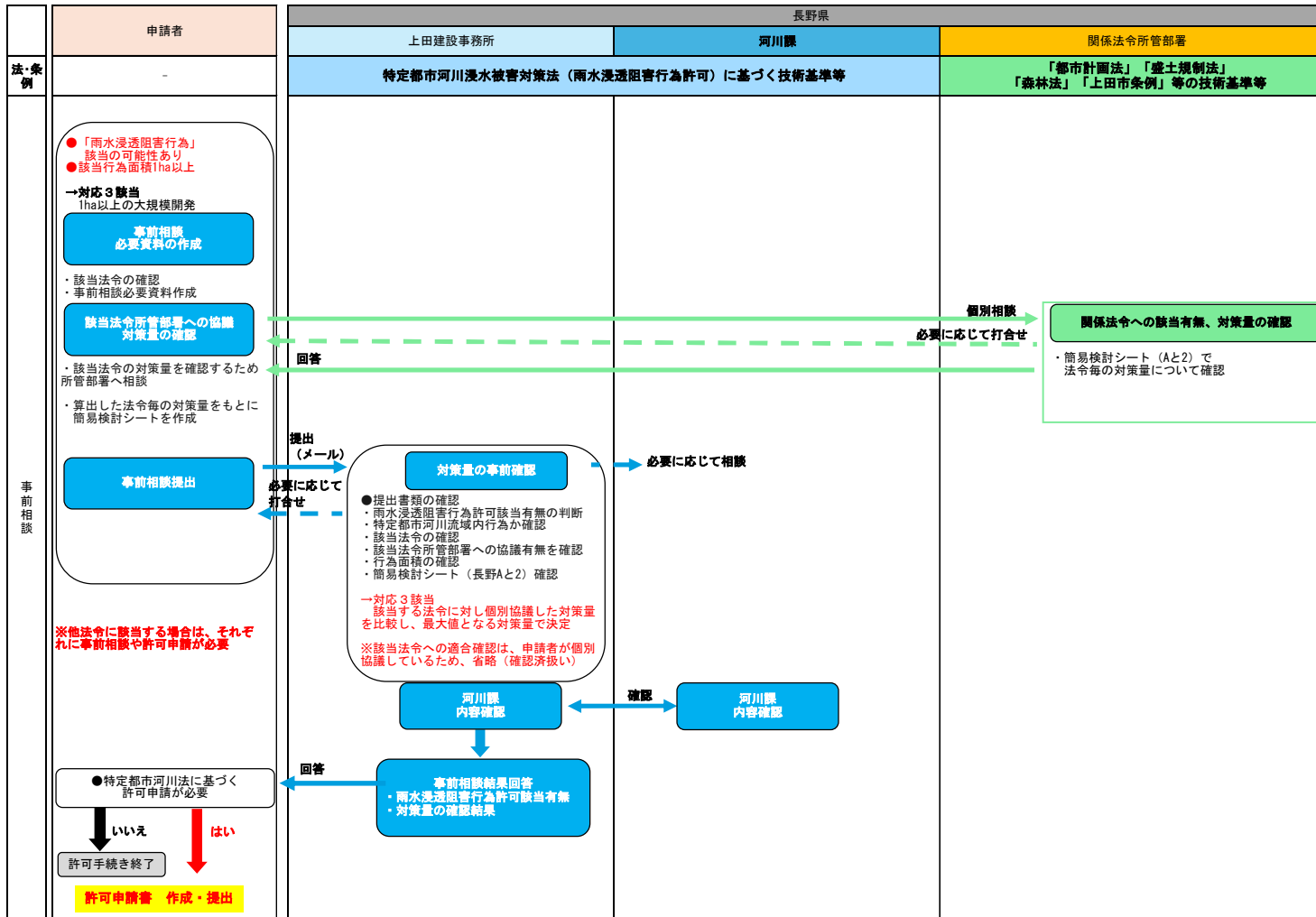
図 3.7.15 【対応 3】での簡易検討シート 2 の記入例

●特定都市河川浸水被害対策法「雨水浸透阻害行為の許可」に関する事前相談フロー【対応3】

※特定都市河川浸水被害対策法の雨水浸透阻害行為の許可権者： 県

雨水浸透阻害行為に関する手続き

関係法令に関する手続き



3-32

図 3.7.16 「雨水浸透阻害行為の許可」に関する事前相談フロー3

## 3.8 事前相談に必要な資料一覧

事前相談に必要な書類は表 3.8.1 のとおりとなる。事前相談に必要な書類を確認し、「申請書類の有無を確認するチェックリスト【事前相談】」と「申請書類内容確認チェックリスト（その1から2）」と共に以下へ提出する。提出する書類の例を、図 3.8.1 から図 3.8.5 に記載する。

## 【事前相談資料の提出先】

提出先：上田建設事務所 維持管理課 管理係

提出方法：メールにて送付（提出先アドレス：ueken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp）

表 3.8.1 事前相談に必要な書類

事前	申請	分類	名称	備考
【書類関係】				
○	○		雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	省令第16条第1項
○	○		雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	
○	○	長野県独自	簡易検討シート (雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数と雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値)	
○	○	長野県独自	申請書類の有無を確認するチェックリスト【事前相談】	
○	○	長野県独自	申請書類内容確認チェックリスト（その1から2）	事前相談時は、その1とその2を提出
【図面関係】				
○	○	図面-1	行為区域位置図	省令第18条第1項
○	○	図面-2	行為区域図	省令第18条第2項
○	○	図面-3	現況平面図（行為前）	
○	○	図面-4	現況土地利用求積図（行為前）	
○	○	図面-5	土地利用計画図（行為後）	
○	○	図面-6	土地利用計画求積図（行為後）	
※	○	図面-7	排水施設計画平面図	
【その他資料関係】				
○	○	資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）	
○	○	資料-2	公図の写し	
※	○	資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果	事前相談時は任意
○	○	資料-4	事業概要書、事業概要図	
○	○	資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）	
○	○	資料-6	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）	

○：必要な資料 ※：事前相談時は任意

別記様式第二（第十六条関係）

許可申請  
雨水浸透阻害行為 書  
協 議

<p style="text-align: center;">第 30 条 特定都市河川浸水被害対策法 の規定により、雨水浸透阻害行為 第 35 条</p> <p style="text-align: center;">許可を申請 について します。</p> <p style="text-align: center;">協 議</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p>	<p>※ 手数料欄</p>	
雨水 浸透 阻害 行為 等 の 概 要	<p>1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称</p> <p>2 雨水浸透阻害行為区域の面積</p> <p>3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要</p> <p>4 対策工事の計画の概要</p> <p>5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日</p> <p>6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日</p> <p>7 対策工事の着手予定日</p> <p>8 対策工事の完了予定日</p> <p>9 その他必要な事項</p>	平方メートル
※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	

備考 1 「許可申請 「第 30 条 「許可を申請  
協 議」、 第 35 条」、 協 議」 については、該当するものを○で囲むこと。

図 3.8.1(1) 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書

- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

図 3.8.1(2) 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書

3. 事前相談

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書														
設計者 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号		電話番号										
	氏名													
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称														
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針														
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面無)	道路(法面有)	鉄道線路(法面無)	鉄道線路(法面有)	飛行場(法面無)	飛行場(法面有)				
	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )				
	舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計		(m <sup>2</sup> )			
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面無)	道路(法面有)	鉄道線路(法面無)	鉄道線路(法面有)	飛行場(法面無)	飛行場(法面有)				
	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )				
	舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計		(m <sup>2</sup> )			
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数				行為後の流出係数									
	行為前の流出雨水量				(m <sup>3</sup> /秒)				行為後の流出雨水量				(m <sup>3</sup> /秒)	
	雨水貯留浸透施設の計画				名 称			容量又は規模及び構造		管理者(帰属先)				
					事前申請では記入不要									
その他														

注 1 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者(帰属先)等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

図 3.8.2 雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書

3. 事前相談

簡易検討シートA

【特定都市河川浸水被害対策法関係】

【簡易検討シートの活用方法】  
 ・特定都市河川浸水被害対策法（以降、特定都市河川法）に該当する開発行為に関する基礎情報と開発行為前後の各土地利用形態の面積を入力してください。  
 ・開発行為前後の各土地利用形態の面積は、詳細に区域を分割して入力する場合は（簡易検討シートB）に入力してください。

開発行為に関する基礎情報の確認（入力）	備考
事業件名 矢出沢川流域開発サンプル	
開発面積 (ha) 0.7000	開発行為を実施する区域の総面積を入力
行為面積 (ha) 0.6000	雨水浸透対策行為に該当する区域の総面積を入力

基礎情報のチェック項目	該当法令	回答欄
開発行為箇所が特定都市河川流域か？	特定都市河川法	○
行為面積が1,000㎡以上あるか？		○
都市計画法上の開発行為に該当するか？	都市計画法	○
放流先の許可が得られているか？	都市計画法	○
開発行為が盛土（5m未満）であるか？	盛土規制法	×
開発行為が盛土（5m以上かつ10m以下）であるか？	盛土規制法	×
開発行為箇所の土地利用が森林であるか？	森林法	×
開発行為が農地転用、農振除外に該当するか？	農地法・農振法	×
開発行為箇所が土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域内であるか？	土砂災害防止法	×
開発面積が1.0ha未満か？	-	○

雨水浸透阻害行為の流出係数（入力）		流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)	
区分	土地利用の形態の細区分				
計		-	0.6000	0.6000	
宅地に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.0000	0.2000
		池沼	1.00	0.0000	0.0000
		水路	1.00	0.0000	0.0000
		ため池	1.00	0.0000	0.0000
		遊路（法面を有しないもの）	0.90	0.2000	0.4000
		遊路（法面を有するもの）	0.0000	0.0000	0.0000
		鉄道線路（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000
		鉄道線路（法面を有するもの）	0.0000	0.0000	0.0000
		飛行場（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000
		飛行場（法面を有するもの）	0.0000	0.0000	0.0000
宅地等以外の土地	関連第2号	不透水性材料により舗装された土地（法面を除く）	0.95	0.0000	0.0000
		不透水性材料により覆われた法面	1.00	0.0000	0.0000
		ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50	0.0000	0.0000
		運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.80	0.0000	0.0000
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて舗装められた土地	0.50	0.0000	0.0000
		山地	0.30	0.0000	0.0000
		人工的に造成される緑生に覆われた法面	0.40	0.0000	0.0000
		林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて舗装められていない土地	0.20	0.4000	0.0000
		流出係数の平均値	0.43	0.90	

従来基準（入力）			
土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)
計	-	0.6000	0.6000
屋根	0.90	0.0000	0.2000
遊路	0.85	0.2000	0.4000
その他不透水面	0.80	0.0000	0.0000
水面	1.00	0.0000	0.0000
開地	0.20		
芝・樹木の多い公園	0.20	0.0000	0.0000
勾配の緩い山地	0.30		
勾配の急な山地	0.50		
砂利道（砕石舗装等）	0.50		
田	0.75		
畑	0.20	0.4000	
流出係数の平均値	0.42	0.87	

※開地、山地、砂利道は、現地の状況に合わせて入力を実施  
 ※田、畑は、用途に応じて入力を実施すること

黄色：入力可能箇所

簡易検討シートB

【特定都市河川浸水被害対策法関係】

現況土地利用図の行為面積集計表（行為前）

エリア No	宅地等										舗装された土地	その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地				左記以外の土地			
	宅地	池沼	水路	ため池	遊路（法面を有しないものに限る。）	遊路（法面を有するものに限る。）	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	鉄道線路（法面を有するものに限る。）	飛行場（法面を有しないものに限る。）	飛行場（法面を有するものに限る。）		コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地（法面を除く）	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	ローラーその他これに類する建設機械を用いて舗装められた土地	山地	人工的に造成された法面に覆われた土地	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地
1				0.2															
2																			0.4

簡易検討シートBは、分割して集計する場合に活用（任意）

小計1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.2000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.4000
小計2																			0.4000
合計					0.2000														0.4000

(単位: ha)

土地利用図の行為面積集計表（行為後）

エリア No	宅地等										舗装された土地	その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地				左記以外の土地			
	宅地	池沼	水路	ため池	遊路（法面を有しないものに限る。）	遊路（法面を有するものに限る。）	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	鉄道線路（法面を有するものに限る。）	飛行場（法面を有しないものに限る。）	飛行場（法面を有するものに限る。）		コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地（法面を除く）	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	ローラーその他これに類する建設機械を用いて舗装められた土地	山地	人工的に造成された法面に覆われた土地	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地
1	0.2																		
2				0.4															
3																			

小計1	0.2000	0.0000	0.0000	0.0000	0.4000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
小計2																			0.0000
合計					0.6000														0.0000

(単位: ha)

黄色：入力可能箇所

図 3.8.3(1) 簡易検討シート（AとB）

3. 事前相談

**簡易検討シート1【開発面積：1.0ha未満】（対応①と②で使用）** 【特定都市河川浸水被害対策法関係】

【簡易検討シートの活用方法】  
 ・簡易検討シート1への入力内容に応じてSTEP.1の判定結果が表示されます。  
 ・STEP.1の判定結果においてSTEP.2の検討を示された場合は、関係部署と協議し対策量を入力してください。

【簡易計算シートでの算出条件一覧】  
 ・対象外力：上田降雨強度式（R8）を使用 ・洪水到達時間：10分を設定（雨水浸透阻害行為、都市計画法で共有）  
 ・流出係数：雨水浸透阻害行為の流出係数は、「雨水浸透阻害行為で定めるガイドライン」の値を使用、都市計画法は、長野県開発許可審査指針の流出係数の平均値を使用

開発行為に関する基礎情報の確認（入力）		対象外力：上田降雨強度式（R8）	
事業件名	矢出沢川流域開発サンプル	降雨確率	最大降雨強度（10分） [mm/h]
開発面積	0.700	5分の1規模	76.82
行為面積	0.600	10分の1規模	97.36

**STEP.1 対策量の比較**  
 対策量（ピーク流量）の比較（自動算出） ※建設事務所入力

法令一覧	法令へ該当状況	対象外力規模	処理方法	①開発前のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	②開発後のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	③対策量 (②-①) (m <sup>3</sup> /s)	該当部署との協議の完了の有無
特定都市河川法	○	1/10規模	増分	0.070	0.146	0.076	
都市計画法	○	1/5規模	増分	0.053	0.111	0.058	
都市計画法	○	1/5規模	全量	-	0.111		
盛土規制法(5m以下)	×	1/5規模	全量	-	0.129		
盛土規制法(10m以下)	×	1/10規模	全量	-	0.141		
森林法	×	1/10規模	ネック地点	-	0.141		
上田市条例	○	1/10規模	増分	0.068	0.141	0.073	

**STEP.1の結果**

最大値は特定都市河川【対応①】

↓

**STEP.2の判定結果**

最大となる法令

**STEP.2 関係部署の協議による対策量の比較**  
 STEP.1でSTEP.2の検討を指示された場合は、関係部署へ連絡し対策量を協議してください。

法令一覧	法令へ該当状況	対象外力規模	処理方法	①許容放流量 (開発前のピーク流量) (m <sup>3</sup> /s)	②開発後のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	③対策量 (②-①) (m <sup>3</sup> /s)	該当部署との協議の完了の有無

※盛土規制法や森林法に該当する際に個別に入力を実施（黄色箇所）

【各関係部署の連絡先】

- ・都市計画法：建設事務所建築課 Tel: 026-●●●●●●●●
- ・盛土規制法：建設事務所維持管理課 Tel: 026-●●●●●●●●
- ・森林法：地域振興局林務課 Tel: 026-●●●●●●●●
- ・上田市開発条例：上田市都市計画課 Tel: 026-●●●●●●●●

**開発面積 1.0ha 未満の開発は簡易検討シート 1 を提出**

**簡易検討シート2【開発面積：1.0ha以上】（対応③で使用）** 【特定都市河川浸水被害対策法関係】

【事前チェックシートの活用方法】  
 ・該当法令毎に、所管部署へ協議の上、長野県独自対策整理表を作成し、最大となる対策量を確認してください。

【各関係部署の連絡先】

- ・都市計画法：建設事務所建築課 Tel: 026-●●●●●●●●
- ・盛土規制法：建設事務所維持管理課 Tel: 026-●●●●●●●●
- ・森林法：地域振興局林務課 Tel: 026-●●●●●●●●
- ・上田市開発条例：上田市都市計画課 Tel: 026-●●●●●●●●

土地改変行為に関する基礎情報の確認（入力）	
事業件名	矢出沢川流域開発サンプル
開発面積	0.70
行為面積	0.60

法制度	開発面積	対象外力	処理方法	許容放流量 (m <sup>3</sup> /s)	開発後の最大流量 (m <sup>3</sup> /s)	対策量 (m <sup>3</sup> /s)	該当部署との協議の完了の有無
特定都市河川法	0.70	1/10規模	増分	0.08	0.16	0.08	
都市計画法							
盛土規制法							
森林法							
上田市条例							

**判定結果**  
(対策量が最大の法制度を入力)

**開発面積 1.0ha 以上の開発は簡易検討シート 2 を提出**

黄色：入力可能箇所

図 3.8.3(2) 簡易検討シート（1と2）

## 申請書類の有無を確認するチェックリスト【事前相談】

分類	申請必要書類	有無の確認		備考
		申請者	許可権者	
書類関係	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書			
書類関係	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書			対策工事に関する事項は記載不要
書類関係	簡易検討シート			
書類関係	申請書類の有無を確認するチェックリスト【事前相談】			本書類
書類関係	申請書類内容確認チェックリスト			
図面-1	行為区域位置図			
図面-2	行為区域図			
図面-3	現況平面図（行為前）			
図面-4	現況土地利用求積図（行為前）			
図面-5	土地利用計画図（行為後）			
図面-6	土地利用計画求積図（行為後）			
図面-7	排水施設計画平面図			任意作成
その他資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）			
その他資料-2	公図の写し			
その他資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果			任意作成
その他資料-4	事業概要書、事業概要図			
その他資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）			
その他資料-6	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）			

図 3.8.4 申請書類の有無を確認するチェックリスト【事前相談】

3. 事前相談

申請書類内容確認チェックリスト(その1:書類関係)

確認内容	チェックポイント	事前相談 確認欄		申請時 確認欄	
		申請者	許可者	申請者	許可者
雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書					
「第30条」の場合は「許可申請」、「第35条」の場合は、「協議」と正しく示されているか	正しく識別されていることを確認する				
申請日(日付)が記入されているか	申請日を確認する				
申請先(知事等)の記入が正しいか	申請先が正しいかを確認する				
申請者の住所、氏名がなされているか	住所、氏名が記入されているかを確認する				
「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が正しく記入されているか	行為区域位置図及び行為区域図と照合し確認する				
「雨水浸透阻害行為の区域の面積」が正しく記入されているか	プランメータ等の合理的な方法で添付図の面積をはかり確認する				
「雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要」が正しく記入されているか	工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する				
「対策工事の計画の概要」が正しく記入されているか	対策工事概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する				
「雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する				
「雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する				
「対策工事の着手予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する				
「対策工事の完了予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する				
「その他必要な事項」が記入されている場合、協議資料が添付されているか	協議資料の添付を確認し、協議事項、許可予定日を確認する				
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書					
申請者の住所、氏名が記入されているか	住所、氏名が記入されているかを確認する				
「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が正しく記入されているか	行為区域位置図及び行為区域図と照合し確認する				
「雨水浸透阻害行為の内容」が正しく記入されているか	工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する				
「行為区域の面積」が正しく記入されているか	集水区域面積の値が記入されているかを確認する				
「基本方針」が正しく記入されているか	申請内容の考え方が簡潔で明確に記入されているかを確認する				
「行為区域内の土地の現況」が正しく記入されているか	現況地形図に記載されている値と合っているかを確認する				
「行為区域内の土地利用計画」が正しく記入されているか	土地利用計画図に記載されている値と合っているかを確認する				
「行為前(行為後)の流出係数」が正しく記入されているか	記載されている値と合っているかを確認する				
「行為前(行為後)の流出雨量」が正しく記入されているか	記載されている値と合っているかを確認する				
「雨水貯留浸透施設の計画」が正しく記入されているか	記載されている値と合っているかを確認する				
簡易検討シート					
簡易検討シートAの記載内容が正しく記入されているか	事業件名、開発面積、行為面積は記入されているか確認する				
	基礎情報のチェック項目はすべて記入されているか確認する				
	雨水浸透阻害行為と従来基準の両方に、行為面積は入力されているか確認する				
	雨水浸透阻害行為と従来基準の両方に入力された行為面積の合計値は一致しているか確認する				
簡易検討シート1の記載内容が正しく記入されているか	開発面積は、1.0ha未満となっているか確認する				
	STEP.1とSTEP.2で対応が表示されているか確認する				
	STEP.2で対応2では、他法令での対策量の協議が完了しているか確認する				
簡易検討シート2の記載内容が正しく記入されているか	開発面積は、1.0ha以上となっているか確認する				
	法令での対策量の協議が完了しているか確認する				

図 3.8.5(1) 申請書類内容確認チェックリスト (その1:書類関係)

3. 事前相談

申請書類内容確認チェックリスト(その2)

確認内容	チェックポイント	事前相談 確認欄		申請時 確認欄	
		申請者	許可者	申請者	許可者
行為区域位置図(図面-1)					
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	工事位置が着色等により明確にされているかを確認する				
	道路名・河川名が記入されているかを確認する				
行為区域図(図面-2)					
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確にされているかを確認する				
現況平面図(行為前)及び現況土地利用求積図(行為前)(図面-3、図面-4)					
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	エリア毎の土地利用形態と面積が記入されているかを確認する				
	全ての写真撮影方向が図面上に明記されているかを確認する				
記載されている表が正しく記入されているか	図面上の情報と整合がとれているかを確認する				
添付されている写真により現地の土地利用状況が正しく判別できるか	写真方向や写真枚数が適正であるかを確認する				
土地利用計画図(行為後)及び土地利用計画求積図(行為後)(図面-5、図面-6)					
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確に色分けされているかを確認する				
	エリア毎の土地利用形態と面積が記入されているかを確認する				
記載されている表が正しく記入されているか	図面上の情報と整合がとれているかを確認する				
排水施設計画平面図(図面-7)					
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	排水施設の位置が明確に記入されているかを確認する	事前相談時は作成任意			
	排水系統に問題がなく、明確に記入されているかを確認する				
	吐口の位置が明確に記入されているかを確認する				
	放流先の名称が明確に記入されているかを確認する				

図 3.8.5(2) 申請書類内容確認チェックリスト(その2: 図面関係)

### 4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

事前相談が完了した場合は、速やかに雨水浸透阻害行為許可申請（本申請）の手続きを行う。  
本章では、事前相談結果を踏まえた本申請書類の作成について記載する。

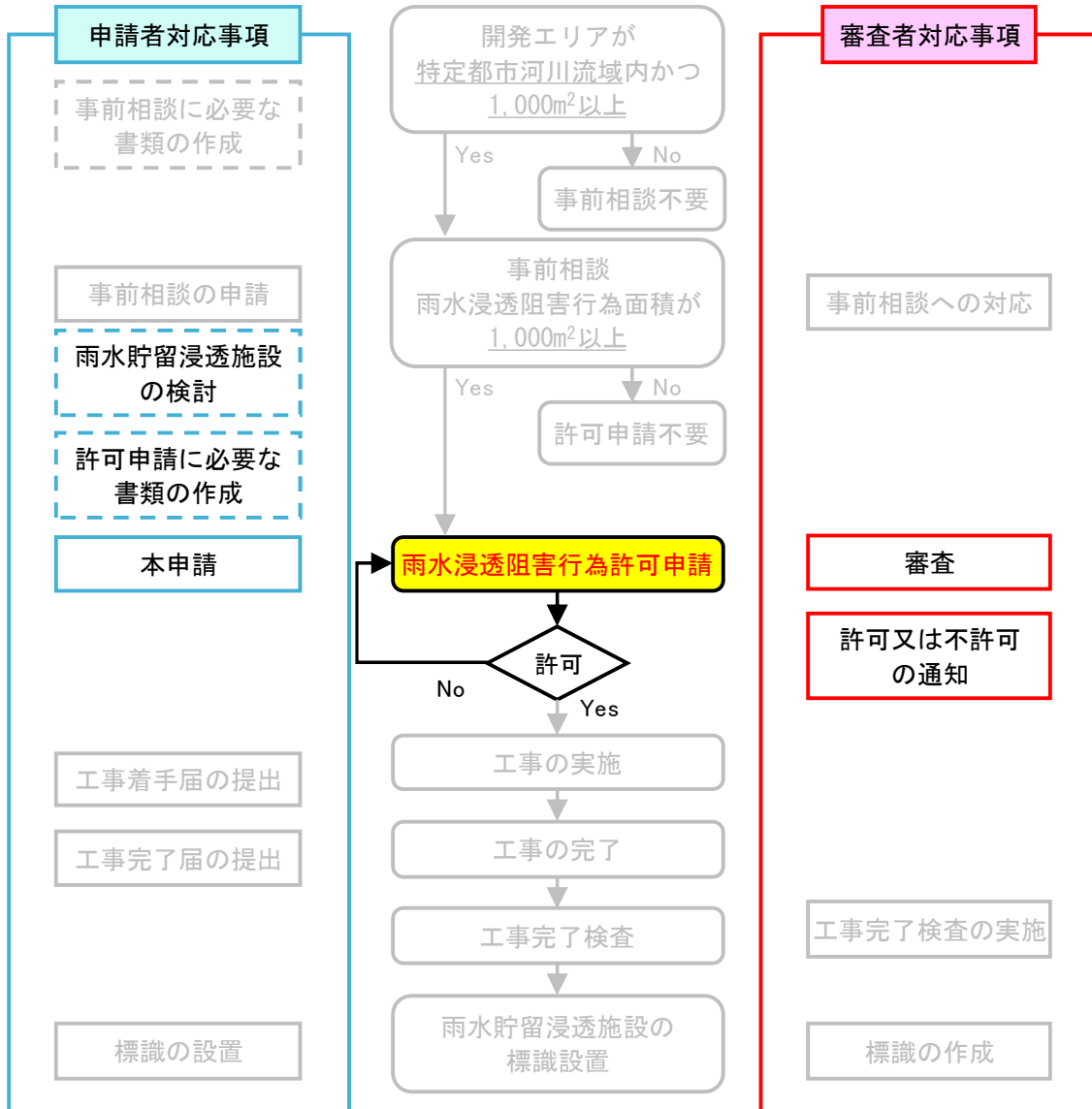


図 4.1 雨水浸透阻害行為の全体の手続きフロー(許可申請段階)

### 4.1 許可申請の手続きの流れ

許可申請では、事前相談結果を踏まえて許可申請書類を作成し提出する。許可申請資料をもとに審査を実施し、許可書を発行する。

【許可申請資料の提出先】

提出先：上田建設事務所 維持管理課 管理係

提出方法：メールにて送付（提出先アドレス：ueken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp）

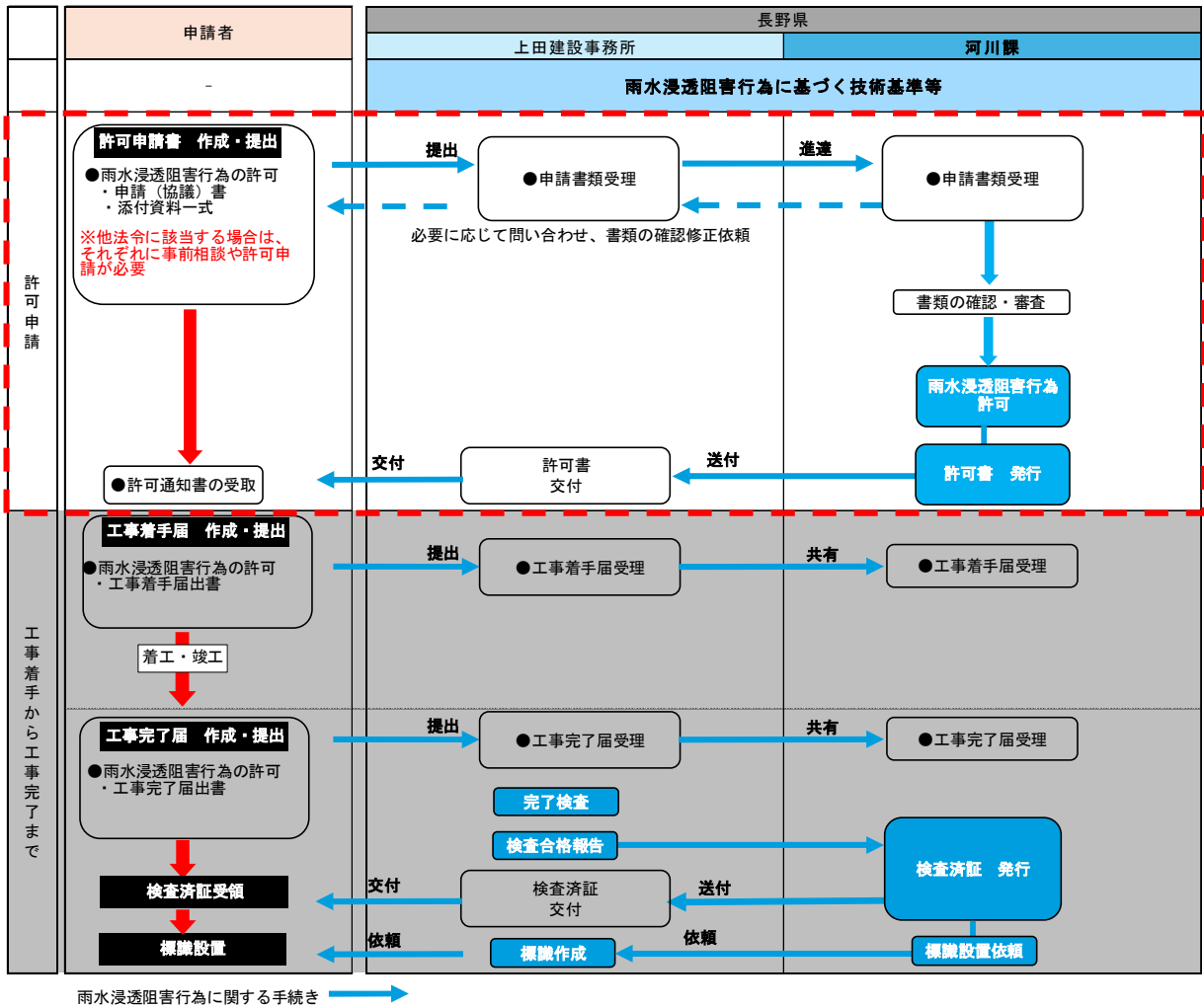


図 4.1.1 許可申請以降の手続きの流れ

4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

4.2 許可申請時に必要な資料一覧

許可申請（本申請）に必要な書類を表 4.2.1 に示す。他法令等に基づく雨水流出抑制対策を兼ねる施設の場合、他法令等の技術的基準に基づき、双方の手続きを進めることができるものとする。図 4.2.1 から図 4.2.7 に申請時に必要となる書類（例）を示す。

表 4.2.1 許可申請に必要な書類

事前	申請	分類	名称	備考
【書類関係】				
○	○		雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	省令第 16 条第 1 項
○	○		雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	
○	○	長野県独自	簡易検討シート (雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数と雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値)	
○	○	長野県独自	申請書類の有無を確認するチェックリスト【事前相談・申請時】	
○	○	長野県独自	申請書類内容確認チェックリスト（その 1 から 3）	その 1～2 は一部作成済
	○		雨水貯留浸透施設 流出抑制施設諸元	調整池容量計算システム (Excel 版) _矢出沢 川流域版
	○		政令第 9 条第 1 項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	
	変更		雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	
	変更		雨水浸透阻害行為変更届出書	
【図面関係】				
○	○	図面-1	行為区域位置図	省令第 18 条第 1 項
○	○	図面-2	行為区域図	省令第 18 条第 2 項
○	○	図面-3	現況平面図（行為前）	
○	○	図面-4	現況土地利用求積図（行為前）	
○	○	図面-5	土地利用計画図（行為後）	
○	○	図面-6	土地利用計画求積図（行為後）	
※	○	図面-7	排水施設計画平面図	
	○	図面-8	対策工事に係る雨水貯留浸透施設的位置図	
	○	図面-9	対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画図	雨水貯留浸透施設の形状、構造の詳細
	○	図面-10	標識設置位置図	
【その他資料関係】				
○	○	資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）	
○	○	資料-2	公図の写し	
※	○	資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果	
○	○	資料-4	事業概要書、事業概要図	
○	○	資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）	
○	○	資料-6	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）	

○：必要な資料 ※：事前相談時に作成していれば添付 変更：変更の際に作成

赤字：申請時に追加で作成が必要な資料

4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

別記様式第二（第十六条関係）	<b>事前相談で作成済み</b>																		
許可申請書 雨水浸透阻害行為協議書																			
第 30 条 特定都市河川浸水被害対策法 第 35 条 の規定により、雨水浸透阻害行為 第 35 条 許可を申請 について します。 協 議 年 月 日 様 住所 氏名	※ 手数料欄																		
雨水浸透阻害行為等の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 雨水浸透阻害行為区域の面積</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">平方メートル</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4 対策工事の計画の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7 対策工事の着手予定日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">8 対策工事の完了予定日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">9 その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table>	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要		4 対策工事の計画の概要		5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日	7 対策工事の着手予定日	年 月 日	8 対策工事の完了予定日	年 月 日	9 その他必要な事項	
1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称																			
2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル																		
3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要																			
4 対策工事の計画の概要																			
5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日																		
6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日																		
7 対策工事の着手予定日	年 月 日																		
8 対策工事の完了予定日	年 月 日																		
9 その他必要な事項																			
※受付番号	年 月 日 第 号																		
※許可に付した条件																			
※許可番号	年 月 日 第 号																		
備考 1 「許可申請 協議」、「第 30 条 「許可を申請 協議」、第 35 条」、協議」 については、該当するものを○で囲むこと。																			

図 4.2.1(1) 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書

#### 4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

事前相談で作成済み

- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

図 4.2.1(2) 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書

4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書												
設計者 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号		電話番号								
	氏名											
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称												
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針												
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面無)	道路(法面有)	鉄道線路(法面無)	鉄道線路(法面有)	飛行場(法面無)	飛行場(法面有)		
	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )		
	舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計			
	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )			
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面無)	道路(法面有)	鉄道線路(法面無)	鉄道線路(法面有)	飛行場(法面無)	飛行場(法面有)		
	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )		
	舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計			
	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )			
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数				行為後の流出係数							
	行為前の流出雨水量				(m <sup>3</sup> /秒)			行為後の流出雨水量				(m <sup>3</sup> /秒)
	雨水貯留浸透施設の計画				名称		容量又は規模及び構造		管理者(帰属先)			
				申請時に記入								
その他												

注 1 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者(帰属先)等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

図 4.2.2 雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書

4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

簡易検討シートA

事前相談で作成済み

【簡易検討シートの活用方法】  
 ・特定都市河川浸水被害対策法（以降、特定都市河川法）に該当する開発行為に関する基礎情報と開発行為前後の各土地利用形態の  
 ・開発行為前後の各土地利用形態の面積は、詳細に区域を分割して入力する場合は（簡易検討シートB）に入力してください。

開発行為に関する基礎情報の確認（入力）		備考
事業件名	矢出沢川流域開発サンプル	
開発面積 (ha)	0.7000	開発行為を実施する区域の総面積を入力
行為面積 (ha)	0.6000	雨水浸透阻害行為に該当する区域の総面積を入力

基礎情報のチェック項目	該当法令	回答欄
・開発行為箇所が特定都市河川流域か？	特定都市河川法	○
・行為面積が1,000㎡以上あるか？		○
・都市計画法上の開発行為に該当するか？	都市計画法	○
・放流先の許可が得られているか？	都市計画法	○
・開発行為が盛土（5m未満）であるか？	盛土規制法	×
・開発行為が盛土（5m以上かつ10m以下）であるか？	盛土規制法	×
・開発行為箇所の土地利用が森林であるか？	森林法	×
・開発行為が農地転用、農地除外に該当するか？	農地法・農振法	×
・開発行為箇所が土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域内であるか？	土砂災害防止法	×
・開発面積が1.0ha未満か？	-	○

雨水浸透阻害行為の流出係数（入力）

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)
計		-	0.6000	0.6000
宅地等に該当する土地	宅地	0.90	0.0000	0.2000
	池沼	1.00	0.0000	0.0000
	水路	1.00	0.0000	0.0000
	ため池	1.00	0.0000	0.0000
	道路（法面を有しないもの）	0.90	0.2000	0.4000
	道路（法面を有するもの）		0.0000	0.0000
	鉄道線路（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000
	鉄道線路（法面を有するもの）		0.0000	0.0000
	飛行場（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000
	飛行場（法面を有するもの）		0.0000	0.0000
宅地等以外の土地	不透過性材料により舗装された土地（法面を除く）	0.95	0.0000	0.0000
	不透過性材料により覆われた法面	1.00	0.0000	0.0000
	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50	0.0000	0.0000
	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.80	0.0000	0.0000
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	0.0000	0.0000
	山地	0.30	0.0000	0.0000
	人工的に造成され緑生に覆われた法面	0.40	0.0000	0.0000
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	0.4000	0.0000
	流出係数の平均値		0.43	0.90

従来基準（入力）

土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)
計	-	0.6000	0.6000
屋根	0.90	0.0000	0.2000
道路	0.65	0.2000	0.4000
その他不透透	0.80	0.0000	0.0000
水面	1.00	0.0000	0.0000
開地	0.20		
芝・樹木の多い公園	0.20	0.0000	0.0000
勾配の緩い山地	0.30		
勾配の急な山地	0.50		
砂利道（砕石舗装等）	0.50		
田	0.75		
畑	0.20	0.4000	
流出係数の平均値	0.42	0.87	

※開地、山地、砂利道は、現地の状況に合わせて入力を実施  
 ※田、畑は、用途に応じて入力を実施すること

黄色：入力可能箇所

簡易検討シートB

【特定都市河川浸水被害対策法関係】

事前相談で作成済み

現況土地利用図の行為面積集計表（行為前）

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地				左記以外の土地	
	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面を有しないものに限る。）	道路（法面を有するものに限る。）	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	鉄道線路（法面を有するものに限る。）	飛行場（法面を有しないものに限る。）	飛行場（法面を有するものに限る。）	コンクリート等の不透透性の材料により覆われた土地（法面を除く）	コンクリート等の不透透性の材料により覆われた法面	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成され緑生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地
1					0.2													0.4
2																		
小計1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.2000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.4000
小計2																		
合計					0.2000					0.6000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000			0.4000	

簡易検討シート B は、分割して集計する場合に活用

土地利用図の行為面積集計表（行為後）

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地				左記以外の土地	
	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面を有しないものに限る。）	道路（法面を有するものに限る。）	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	鉄道線路（法面を有するものに限る。）	飛行場（法面を有しないものに限る。）	飛行場（法面を有するものに限る。）	コンクリート等の不透透性の材料により覆われた土地（法面を除く）	コンクリート等の不透透性の材料により覆われた法面	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成され緑生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地
1	0.2																	
2					0.4													
3																		
小計1	0.2000	0.0000	0.0000	0.0000	0.4000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	
小計2																		
合計					0.6000					0.6000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000			0.0000	

黄色：入力可能箇所

図 4.2.3(1) 簡易検討シート（AとB）

4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

事前相談で作成済み

**簡易検討シート1【開発面積：1.0ha未満】（対応①と②で使用）** 【特定都市河川浸水被害対策法関係】

【簡易検討シートの活用方法】  
 ・簡易検討シート1への入力内容に応じてSTEP.1の判定結果が表示されます。  
 ・STEP.1の判定結果においてSTEP.2の検討を示された場合は、関係部局と協議し対策量を入力してください。

【簡易計算シートでの算出条件一覧】  
 ・対象外力：上田降雨強度式（R8）を使用 ・洪水到達時間：10分を設定（雨水浸透阻害行為、都市計画法で共有）  
 ・流出係数：雨水浸透阻害行為の流出係数は、「雨水浸透阻害行為で定めるガイドライン」の値を使用、都市計画法は、長野県開発許可審査指針の流出係数の平均値を使用

開発行為に関する基礎情報の確認（入力）		対象外力：上田降雨強度式（R8）	
事業件名	矢出沢川流域開発サンプル	降雨確率	最大降雨強度（10分） [mm/h]
開発面積	0.700	5分の1規模	76.82
行為面積	0.600	10分の1規模	97.36

**STEP.1 対策量の比較**  
 対策量（ピーク流量）の比較（自動算出） ※建設事務所入力

法令一覧	法令へ該当状況	対象外力規模	処理方法	①開発前のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	②開発後のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	③対策量 (②-①) (m <sup>3</sup> /s)	該当部局との協議の完了の有無
特定都市河川法	○	1/10規模	増分	0.070	0.146	0.076	
都市計画法	○	1/5規模	増分	0.053	0.111	0.058	
都市計画法	○	1/5規模	全量	-	0.111		
盛土規制法(5m以下)	×	1/5規模	全量	-	0.129		
盛土規制法(10m以下)	×	1/10規模	全量	-	0.141		
森林法	×	1/10規模	ネック地点		0.141		
上田市条例	○	1/10規模	増分	0.068	0.141	0.073	

**STEP.1の結果**

最大値は特定都市河川【対応①】

**STEP.2の判定結果**

最大となる法令

**STEP.2 関係部署の協議による対策量の比較**  
 STEP.1でSTEP.2の検討を指示された場合は、関係部署へ連絡し対策量を協議してください。

法令一覧	法令へ該当状況	対象外力規模	処理方法	①許容放流量 (開発前のピーク流量) (m <sup>3</sup> /s)	②開発後のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	③対策量 (②-①) (m <sup>3</sup> /s)	該当部局との協議の完了の有無

開発面積 1.0ha 未満の開発は簡易検討シート 1 を提出

【各関係部局の連絡先】

- ・都市計画法：建設事務所建築課 Tel: 026-●●●●●●●●
- ・盛土規制法：建設事務所維持管理課 Tel: 026-●●●●●●●●
- ・森林法：地域振興局林務課 Tel: 026-●●●●●●●●
- ・上田市開発条例：上田市都市計画課 Tel: 026-●●●●●●●●

黄色：入力可能箇所

事前相談で作成済み

**簡易検討シート2【開発面積：1.0ha以上】（対応③で使用）** 【特定都市河川浸水被害対策法関係】

【事前チェックシートの活用方法】  
 ・該当法令毎に、所管部署へ協議の上、長野県独自対策量整理表を作成し、最大となる対策量を確認してください。

【各関係部局の連絡先】

- ・都市計画法：建設事務所建築課 Tel: 026-●●●●●●●●
- ・盛土規制法：建設事務所維持管理課 Tel: 026-●●●●●●●●
- ・森林法：地域振興局林務課 Tel: 026-●●●●●●●●
- ・上田市開発条例：上田市都市計画課 Tel: 026-●●●●●●●●

土地改変行為に関する基礎情報の確認（入力）	
事業件名	矢出沢川流域開発サンプル
開発面積	0.70
行為面積	0.60

法制度	開発面積	対象外力	処理方法	許容放流量 (m <sup>3</sup> /s)	開発後の最大流量 (m <sup>3</sup> /s)	対策量 (m <sup>3</sup> /s)	該当部局との協議の完了の有無
特定都市河川法	0.70	1/10規模	増分	0.08	0.16	0.08	
都市計画法							
盛土規制法							
森林法							
上田市条例							

**判定結果**  
(対策量が最大の法制度を入力)

開発面積 1.0ha 以上の開発は簡易検討シート 2 を提出

黄色：入力可能箇所

図 4.2.3(2) 簡易検討シート（1と2）

4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

申請書類の有無を確認するチェックリスト【申請時】

分類	申請必要書類	事前相談での提出状況	有無の確認		備考
			申請者	許可権者	
書類関係	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	提出済			
書類関係	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	提出済			
書類関係	簡易検討シート	提出済			
書類関係	申請書類内容確認チェックリスト【申請時】	提出済			本書類
書類関係	申請書類内容確認チェックリスト（その1から3）	提出済			
書類関係	雨水貯留浸透施設 流出抑制施設諸元				調整池容量計算システム(矢出沢川流域版)から出力可能
書類関係	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類				調整池容量計算システム(矢出沢川流域版)から出力可能
図面-1	行為区域位置図	提出済			
図面-2	行為区域図	提出済			
図面-3	現況平面図（行為前）	提出済			
図面-4	現況土地利用求積図（行為前）	提出済			
図面-5	土地利用計画図（行為後）	提出済			
図面-6	土地利用計画求積図（行為後）	提出済			
図面-7	排水施設計画平面図				事前相談時は任意作成
図面-8	対策工事に係る雨水貯留浸透施設の位置図				
図面-9	対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画図				
図面-10	標識設置位置図				
その他資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）	提出済			
その他資料-2	公図の写し	提出済			
その他資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果				事前相談時は任意作成
その他資料-4	事業概要書、事業概要図	提出済			
その他資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）	提出済			
その他資料-6	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）	提出済			

図 4.2.4 申請書類の有無を確認するチェックリスト【申請時】

4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

事前相談で一部作成済み

申請書類内容確認チェックリスト(その1:書類関係)

確認内容	チェックポイント	事前相談	確認欄	申請時	確認欄
		申請者	許可者	申請者	許可者
雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書					
「第30条」の場合は「許可申請」、「第35条」の場合は、「協議」と正しく示されているか	正しく識別されていることを確認する				
申請日(日付)が記入されているか	申請日を確認する				
申請先(知事等)の記入が正しいか	申請先が正しいかを確認する				
申請者の住所、氏名がなされているか	住所、氏名が記入されているかを確認する				
「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が正しく記入されているか	行為区域位置図及び行為区域図と照合し確認する				
「雨水浸透阻害行為の区域の面積」が正しく記入されているか	プランメータ等の合理的な方法で添付図の面積をはかり確認する				
「雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要」が正しく記入されているか	工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する				
「対策工事の計画の概要」が正しく記入されているか	対策工事概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する				
「雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する				
「雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する				
「対策工事の着手予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する				
「対策工事の完了予定日」が正しく記入されているか	記入されている日付が妥当であるかを確認する				
「その他必要な事項」が記入されている場合、協議資料が添付されているか	協議資料の添付を確認し、協議事項、許可予定日を確認する				
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書					
申請者の住所、氏名が記入されているか	住所、氏名が記入されているかを確認する				
「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が正しく記入されているか	行為区域位置図及び行為区域図と照合し確認する				
「雨水浸透阻害行為の内容」が正しく記入されているか	工事計画概要の内容が簡潔に記入されていることを確認する				
「行為区域の面積」が正しく記入されているか	集水区域面積の値が記入されているかを確認する				
「基本方針」が正しく記入されているか	申請内容の考え方が簡潔で明確に記入されているかを確認する				
「行為区域内の土地の現況」が正しく記入されているか	現況地形図に記載されている値と合っているかを確認する				
「行為区域内の土地利用計画」が正しく記入されているか	土地利用計画図に記載されている値と合っているかを確認する				
「行為前(行為後)の流出係数」が正しく記入されているか	記載されている値と合っているかを確認する				
「行為前(行為後)の流出雨量」が正しく記入されているか	記載されている値と合っているかを確認する				
「雨水貯留浸透施設の計画」が正しく記入されているか	記載されている値と合っているかを確認する				
簡易検討シート					
簡易検討シートAの記載内容が正しく記入されているか	事業件名、開発面積、行為面積は記入されているか確認する				
	基礎情報のチェック項目はすべて記入されているか確認する				
	雨水浸透阻害行為と従来基準の両方に、行為面積は入力されているか確認する				
	雨水浸透阻害行為と従来基準の両方に入力された行為面積の合計値は一致しているか確認する				
簡易検討シート1の記載内容が正しく記入されているか	開発面積は、1.0ha未満となっているか確認する				
	STEP.1とSTEP.2で対応が表示されているか確認する				
	STEP.2で対応2では、他法令での対策量の協議が完了しているか確認する				
簡易検討シート2の記載内容が正しく記入されているか	開発面積は、1.0ha以上となっているか確認する				
	法令での対策量の協議が完了しているか確認する				

図 4.2.5(1) 申請書類内容確認チェックリスト (その1:書類関係)

4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

申請書類内容確認チェックリスト(その2)

事前相談で一部作成済み

確認内容	チェックポイント	事前相談 確認欄		申請時 確認欄	
		申請者	許可者	申請者	許可者
行為区域位置図(図面-1)					
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	工事位置が着色等により明確にされているかを確認する				
	道路名・河川名が記入されているかを確認する				
行為区域図(図面-2)					
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確にされているかを確認する				
現況平面図(行為前)及び現況土地利用求積図(行為前)(図面-3、図面-4)					
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	エリア毎の土地利用形態と面積が記入されているかを確認する				
	全ての写真撮影方向が図面上に明記されているかを確認する				
記載されている表が正しく記入されているか	図面上の情報と整合がとれているかを確認する				
添付されている写真により現地の土地利用状況が正しく判別できるか	写真方向や写真枚数が適正であるかを確認する				
土地利用計画図(行為後)及び土地利用計画求積図(行為後)(図面-5、図面-6)					
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	土地利用計画が明確に色分けされているかを確認する				
	エリア毎の土地利用形態と面積が記入されているかを確認する				
記載されている表が正しく記入されているか	図面上の情報と整合がとれているかを確認する				
排水施設計画平面図(図面-7)					
記載されている図面に必要な情報が明記されているか	排水施設の位置が明確に記入されているかを確認する	事前相談時は作成任意			
	排水系統に問題がなく、明確に記入されているかを確認する				
	吐口の位置が明確に記入されているかを確認する				
	放流先の名称が明確に記入されているかを確認する				

図 4.2.5(2) 申請書類内容確認チェックリスト(その2: 図面関係)

4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

申請書類内容確認チェックリスト(その3)

確認内容	チェックポイント	申請時 確認欄	
		申請者	許可者
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画図及び位置図			
雨水貯留浸透施設の形状が明記されているか	対策工事の平面図が明記されているかを確認する		
	対策工事の縦断面図が明記されているかを確認する		
	対策工事の横断面図が明記されているかを確認する		
	雨水浸透阻害行為面積の値が記入されているかを確認する		
	平面図に標識設置予定位置が明記されているかを確認する		
雨水貯留施設の構造の詳細が明記されているか	対策工事の流入口の詳細が明記されているかを確認する		
	対策工事の放流口の詳細が明記されているかを確認する		
	県境・市町村界が記入されているかを確認する		
政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類			
04_調整池容量計算システム(Excel版) Ver1.5 _ 矢出沢川流域	エラーチェック欄にエラー項目が出ていないかを確認する		
	現況地形図に記載されている値と合っているかを確認する		
	土地利用計画図に記載されている値と合っているかを確認する		
対策工事が技術基準に適合する書類			
雨水浸透阻害行為の流出量(01流出計算(Q-Tグラフ))が正しく作成されているか	行為前・行為後の流入量の表が添付されているかを確認する		
	行為前・行為後の流入量の表にピーク表示があるかを確認する		
	流入量時間グラフに必要な情報が明記されているかを確認する		
雨水貯留浸透施設の規模(浸透施設能力)が正しく作成されているか	対策工事の位置が分かる位置図が記載されているかを確認する		
	対策工事の諸元表が記載されているかを確認する		
	対策工事の諸元表に必要な事項が記入されているかを確認する		
	対策工事の断面図が記載されているかを確認する		
調整池容量計算結果(04-①調節計算)が正しく作成されているか	許容放流量と調整後放流量の表が添付されているかを確認する		
	許容放流量と調整後放流量の表にピーク表示があるかを確認する		
	流量ハイドログラフに必要な情報が明記されているかを確認する		
貯留浸透施設チェックシート(04のグラフを確認)が正しく作成されているか	簡易法用とシステム用が正しく使用されているかを確認する		
	計算結果が正確に記入されているかを確認する		
貯留施設を計画する場合は、放流先管理者と放流量等の協議が成立していることを証する資料が添付されているか	放流先管理者との協議結果が示されているか確認する		
	許可された放流量と設計した施設の放流量が使用されているか確認する		

図 4.2.5(3) 申請書類内容確認チェックリスト (その3)



### 4.3 許可申請に必要な書類の留意事項

許可申請に必要な書類の審査において、以下に示した事項については、特に留意する。

①雨水排水区域図により排水先の確認

下水道の雨水排水計画図により事業エリアの排水先となる地点の幹線名等を確認する。

②開発面積と集水面積及び雨水浸透阻害行為面積の確認

下水道の雨水排水計画図等により開発面積、集水面積、雨水浸透阻害行為面積の関係が行為区域図に明示されているか確認する。

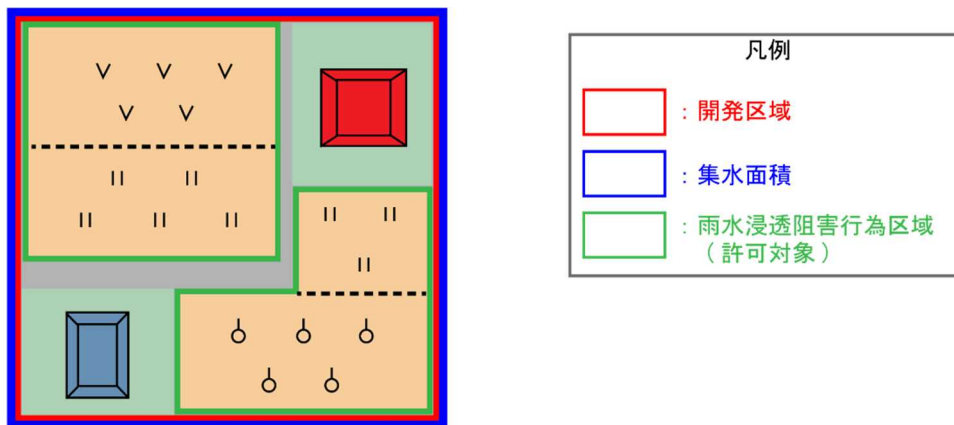


図 4.3.1 各エリアの確認

③合成流出係数の算出方法の確認

合成流出係数算定面積と集水面積が整合しているかを確認する。

④雨水浸透施設が浸透施設の設置禁止区域内に設置していないか確認

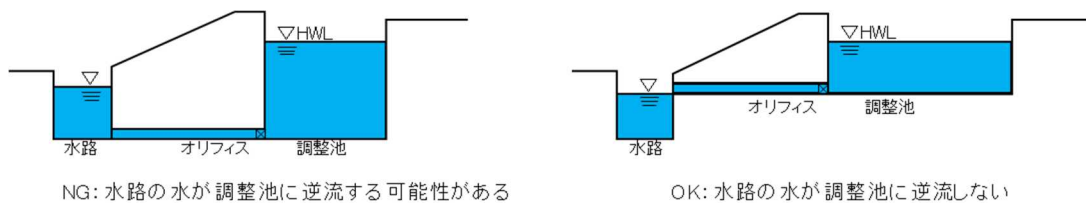
急傾斜地崩壊危険区域など、雨水浸透施設が設置禁止区域内に設置されていないかを確認する。

⑤排水先の妥当性の確認

雨水貯留浸透施設の放流口の敷高が排水先水位の影響を受けないか、また流入口の敷高が呑口の地盤高から背水影響が発生しないか確認する。

ア 例示 1 (雨水貯留施設の放流口が背水の影響を受けるかどうか確認)

調整池の放流口の高さと排水先の水位 (HWL) を比較し、互いに影響を受けないことを確認する。



NG: 水路の水が調整池に逆流する可能性がある

OK: 水路の水が調整池に逆流しない

図 4.3.2 放流口の位置

#### 4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

##### イ 例示2（雨水貯留施設の流入口が背水の影響を受けるかどうか確認）

調整池の流入口の高さと調整池水位を比較し、流入管が背水の影響を受けないことを確認する。

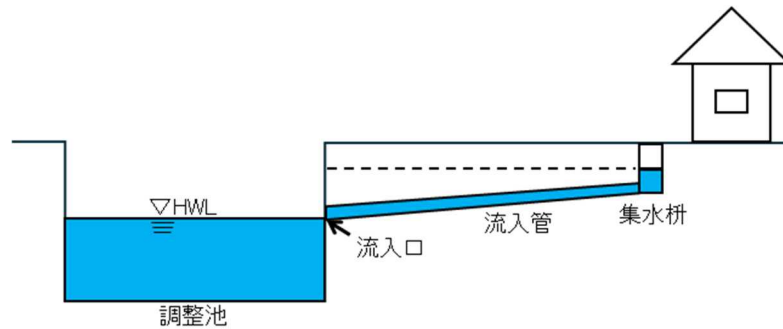


図 4.3.3 流入口の位置

##### ウ 例示3（ポンプ排水となる場合）

排水先の水位関係により自然排水かポンプ排水か判定する。

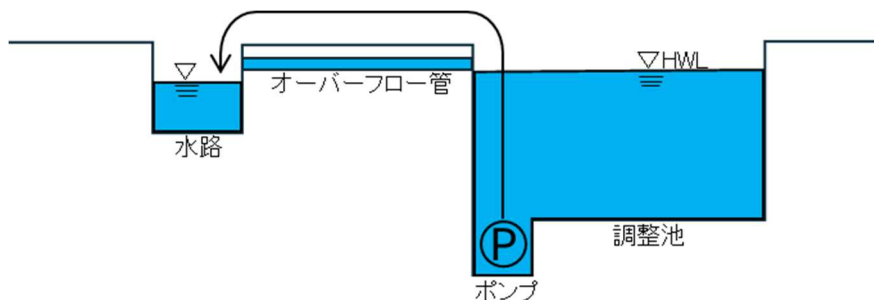


図 4.3.4 ポンプ排水

#### ⑥雨水貯留浸透施設の構造形式の確認

雨水貯留浸透施設の構造形式を確認する。なお、構造形式は、「増補改訂 流域雨水貯留施設技術指針」及び「増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編」等を参考とする。

#### ⑦標識設置予定位置の確認

雨水貯留浸透施設の標識の設置位置については、以下の事項に留意し、申請者と協議し設定する。

- ア 雨水貯留浸透施設等が複数設置される場合は、代表1ヶ所に標識を設置する。
- イ 設置場所は、施設周辺の居住者や事業経営者の見やすい場所に設ける。
- ウ 対策工事が調整池の場合は、調整池の近傍が望ましい。
- エ 対策工事に浸透施設等が複数設置される地区では、地域案内看板や防災看板等で検討する。

4.4 政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類の作成

『調整池容量計算システム (Excel 版) \_矢出沢川流域版』を用いて施設規模を検討した場合の書類作成について記載する。なお、簡易検討シート A の値を貼り付けで対応することが可能である。図 4.2.6 と図 4.2.7 の書類は、図 4.4.3 に示すように『調整池容量計算システム (Excel 版) \_矢出沢川流域版』を用いて作成できる。システムの使用方法は、参考資料編の 5 章に詳述している。

なお、対策量が都市計画法等の他法令例で設定される場合は、他法令で定めた基準に適合することを示した書類の提出が必要となる。

流出係数算定結果			行為前	行為後	
			0.200	0.900	
雨水浸透阻害行為の技術基準として設定する流出係数					
区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)	
計		—	0.1185	0.1185	
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90		0.1185
		池沼	1.00		
		水路	1.00		
		ため池	1.00		
		道路(法面を有しないもの)	0.90		
		道路(法面を有するもの)			
		鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90		
		鉄道線路(法面を有するもの)			
		飛行場(法面を有しないもの)	0.90		
		飛行場(法面を有するもの)			
宅地等以外の土地	関第2号	不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95		
		不浸透性材料により覆われた法面	1.00		
	関第3号	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50		
		運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80		
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50		
	上記第1号から第3号に掲げる土地以外の土地	山地	0.30		
		人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40		
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地		0.20	0.1185		
その他					

図 4.4.1 流出係数算定結果

4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

簡易検討シートA

【特定都市河川浸水被害対策法関係】

【簡易検討シートの活用方法】

- ・特定都市河川浸水被害対策法（以降、特定都市河川法）に該当する開発行為に関する基礎情報と開発行為前後の各土地利用形態の面積を入力してください。
- ・開発行為前後の各土地利用形態の面積は、詳細に区域を分割して入力する場合は（簡易検討シートB）に入力してください。

開発行為に関する基礎情報の確認（入力）		備考
事業件名	矢出沢川流域開発サンプル	
開発面積(ha)	0.7000	開発行為を実施する区域の総面積を入力
行為面積(ha)	0.6000	雨水浸透阻害行為に該当する区域の総面積を入力

基礎情報のチェック項目	該当法令	回答欄
・開発行為箇所が特定都市河川流域か？	特定都市河川法	○
・行為面積が1,000㎡以上あるか？		○
・都市計画法上の開発行為に該当するか？	都市計画法	○
・放流先の許可が得られているか？	都市計画法	×
・開発行為が盛土（5m未満）であるか？	盛土規制法	×
・開発行為が盛土（5m以上かつ10m以下）であるか？	盛土規制法	×
・開発行為箇所の土地利用が森林であるか？	森林法	×
・開発行為が農地転用、農振除外に該当するか？	農地法・農振法	×
・開発行為箇所が土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域内であるか？	土砂災害防止法	×
・開発面積が1.0ha未満か？	-	○

雨水浸透阻害行為の流出係数（入力）

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)	
計		-	0.6000	0.6000	
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.0000	0.2000
		池沼	1.00	0.0000	0.0000
		水路	1.00	0.0000	0.0000
		ため池	1.00	0.0000	0.0000
		道路（法面を有しないもの）	0.90	0.2000	0.4000
		道路（法面を有するもの）		0.0000	0.0000
		鉄道線路（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000
		鉄道線路（法面を有するもの）		0.0000	0.0000
		飛行場（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000
		飛行場（法面を有するもの）		0.0000	0.0000
		宅地等以外の土地	連関号第2	不透水性材料により舗装された土地（法面を除く）	0.95
不透水性材料により覆われた法面	1.00			0.0000	0.0000
関第3連号	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）		0.50	0.0000	0.0000
	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）		0.80	0.0000	0.0000
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地		0.50	0.0000	0.0000
いげろ号上り外号か記の土ら第土地第1	山地		0.30	0.0000	0.0000
	人工的に造成され植生に覆われた法面		0.40	0.0000	0.0000
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地		0.20	0.4000	0.0000
	流出係数の平均値		0.43	0.900	

黄色：入力可能箇所

従来基準（入力）

土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)
計	-	0.6000	0.6000
屋根	0.90	0.0000	0.2000
道路	0.85	0.2000	0.4000
その他不透水面	0.80	0.0000	0.0000
水面	1.00	0.0000	0.0000
開地	0.20		
芝・樹木の多い公園	0.20	0.0000	0.0000
勾配の緩い山地	0.30		
勾配の急な山地	0.50		
砂利道（砕石舗装等）	0.50		
田	0.75		
畑	0.20	0.4000	
	流出係数の平均値	0.42	0.87

※開地、山地、砂利道は、現地の状況に合わせて入力を実施  
※田、畑は、用途に応じて入力を実施すること

簡易検討シートの値を貼り付けで対応可能

図 4.4.2 簡易検討シート A の活用

4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

表 4.4.1 基準降雨

降雨波形：中央集中型  
 生起確率：10年に1度

24時間総雨量：114.62mm  
 最大降雨強度（1時間）：38.43mm/h  
 最大降雨強度（10分間）：97.36mm/h

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	1.49	6	0-10	2.49	12	0-10	43.59	18	0-10	2.41
	10-20	1.51		10-20	2.54		10-20	23.44		10-20	2.37
	20-30	1.53		20-30	2.59		20-30	16.68		20-30	2.32
	30-40	1.54		30-40	2.65		30-40	13.19		30-40	2.28
	40-50	1.56		40-50	2.71		40-50	11.03		40-50	2.24
	50-60	1.57		50-60	2.78		50-60	9.55		50-60	2.20
1	0-10	1.59	7	0-10	2.85	13	0-10	8.46	19	0-10	2.16
	10-20	1.61		10-20	2.92		10-20	7.63		10-20	2.13
	20-30	1.63		20-30	3.00		20-30	6.96		20-30	2.09
	30-40	1.65		30-40	3.08		30-40	6.42		30-40	2.06
	40-50	1.67		40-50	3.17		40-50	5.97		40-50	2.03
	50-60	1.69		50-60	3.27		50-60	5.58		50-60	1.99
2	0-10	1.71	8	0-10	3.37	14	0-10	5.25	20	0-10	1.96
	10-20	1.73		10-20	3.48		10-20	4.97		10-20	1.94
	20-30	1.75		20-30	3.60		20-30	4.72		20-30	1.91
	30-40	1.77		30-40	3.73		30-40	4.49		30-40	1.88
	40-50	1.79		40-50	3.87		40-50	4.29		40-50	1.86
	50-60	1.82		50-60	4.03		50-60	4.11		50-60	1.83
3	0-10	1.84	9	0-10	4.20	15	0-10	3.95	21	0-10	1.81
	10-20	1.87		10-20	4.39		10-20	3.80		10-20	1.78
	20-30	1.90		20-30	4.60		20-30	3.66		20-30	1.76
	30-40	1.92		30-40	4.84		30-40	3.54		30-40	1.74
	40-50	1.95		40-50	5.11		40-50	3.42		40-50	1.72
	50-60	1.98		50-60	5.41		50-60	3.32		50-60	1.70
4	0-10	2.01	10	0-10	5.77	16	0-10	3.22	22	0-10	1.68
	10-20	2.04		10-20	6.18		10-20	3.13		10-20	1.66
	20-30	2.07		20-30	6.68		20-30	3.04		20-30	1.64
	30-40	2.11		30-40	7.28		30-40	2.96		30-40	1.62
	40-50	2.14		40-50	8.02		40-50	2.89		40-50	1.60
	50-60	2.18		50-60	8.97		50-60	2.81		50-60	1.58
5	0-10	2.22	11	0-10	10.23	17	0-10	2.75	23	0-10	1.57
	10-20	2.26		10-20	12.00		10-20	2.68		10-20	1.55
	20-30	2.30		20-30	14.70		20-30	2.62		20-30	1.53
	30-40	2.34		30-40	19.41		30-40	2.57		30-40	1.52
	40-50	2.39		40-50	30.09		40-50	2.51		40-50	1.50
	50-60	2.44		50-60	97.36		50-60	2.46		50-60	1.49

出典：長野県内の降雨強度式【令和8年4月1日適用】

4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

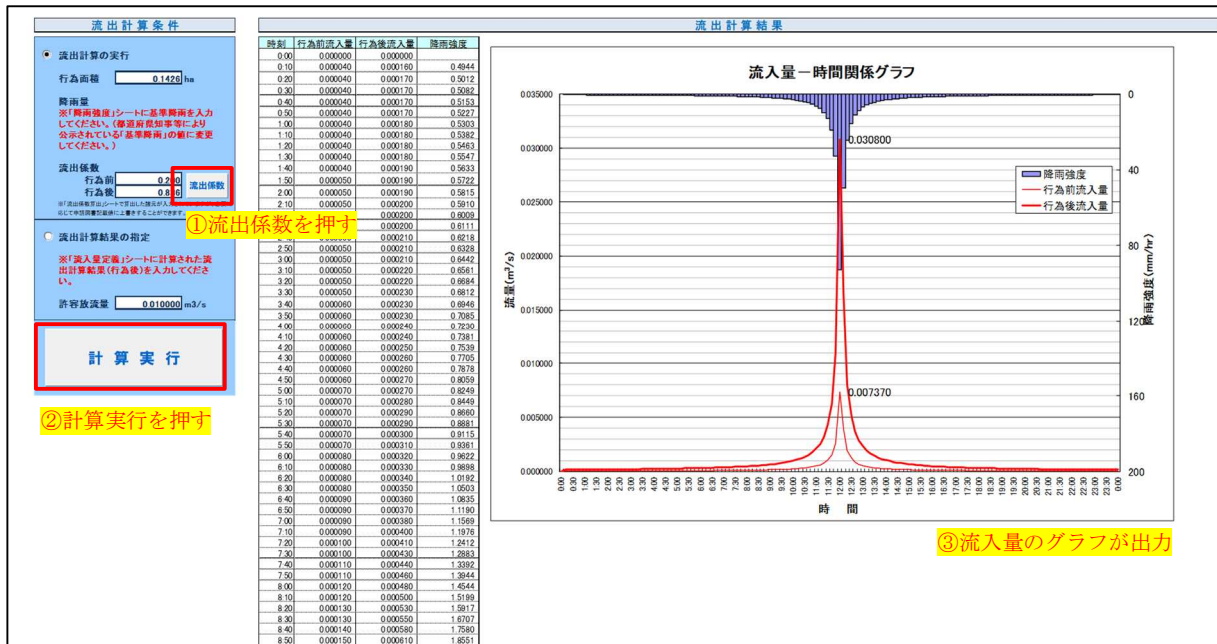


図 4.4.3 浸透施設能力の入力 (例)

4.5 工事の計画書及び計画図

4.5.1 工事の計画書

図 4.5.1 に示す「雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書」を作成する。

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書											
設計者 (法人の場合は、 主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号		電話番号							
	氏名										
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称											
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針											
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面無)	道路(法面有)	鉄道線路(法面無)	鉄道線路(法面有)	飛行場(法面無)	飛行場(法面有)	
	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	
舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計			
	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )			
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面無)	道路(法面有)	鉄道線路(法面無)	鉄道線路(法面有)	飛行場(法面無)	飛行場(法面有)	
	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	
舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計			
	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )	(m <sup>2</sup> )			
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数			行為後の流出係数							
	行為前の流出雨水量			(m <sup>3</sup> /秒)			行為後の流出雨水量			(m <sup>3</sup> /秒)	
	雨水貯留浸透施設の計画			名称		容量又は規模及び構造		管理者(帰属先)			
			申請時に記入								
その他											

注 1 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者(帰属先)等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする

図 4.5.1 雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書

4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

4.5.2 計画図

表 4.5.1 に示す計画図を以下に留意して作成する。

(留意事項)

- ・ 現況平面図及び土地利用計画図は事前協議段階で作成したものが使用可能
- ・ 等高線は 2m の標高差を示すものとする。

表 4.5.1 計画図一覧表

番号	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
図面-1	行為区域位置図	行為区域の位置 (地番を表示)	1/50,000 以上	
図面-2	行為区域図	詳細な行為区域の範囲	1/2,500以上	
図面-3	現況平面図 (行為前)	地形、行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態ごとの面積	1/2,500以上	現況平面図や現況土地利用求積図等の図面は、必要事項が記載されていれば一つの図面で作成しても良い。
図面-4	現況土地利用求積図 (行為前)			
図面-5	土地利用計画図 (行為後)	行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積	1/2,500以上	土地利用計画図 (行為後) と土地利用計画求積図 (行為後) 等の図面は、必要事項が記載されていれば一つの図面で作成しても良い。
図面-6	土地利用計画求積図 (行為後)			
図面-7	排水施設計画平面図	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称	1/2,500以上	
図面-8	対策工事に係る雨水貯留浸透施設の位置図	対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域	1/2,500以上	
(図面-9)	対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画図	雨水貯留浸透施設の形状	1/2,500以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
		雨水貯留浸透施設の構造の詳細	1/500以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。

申請時に作成

※対策工事に係る雨水貯留浸透施設の位置図(図面-8)は、事前相談時に作成済みの場合あり (任意)

(1) 排水施設計画平面図（図面-7）

■排水施設計画平面図（1/2, 500 以上）には次の項目を明示すること。

- ・排水施設の位置
- ・排水系統
- ・吐口の位置及び放流先の名称

雨水浸透阻害行為面積 7,300m<sup>2</sup>

集水面積 8,000m<sup>2</sup>

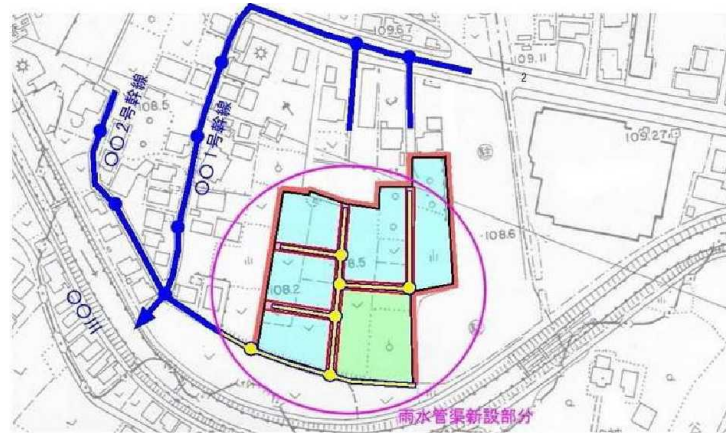


図 4.5.2 排水施設計画平面図の表示例

(2) 対策工事に係る雨水貯留浸透施設の位置図（図面-8）

■対策工事に係る雨水貯留浸透施設の位置図（1/2, 500 以上）には次の項目を明示すること。

- ・対策工事の計画位置（貯留施設）又は計画区域（浸透施設）
- ・集水区域

雨水浸透阻害行為面積 7,300m<sup>2</sup>

集水面積 8,000m<sup>2</sup>



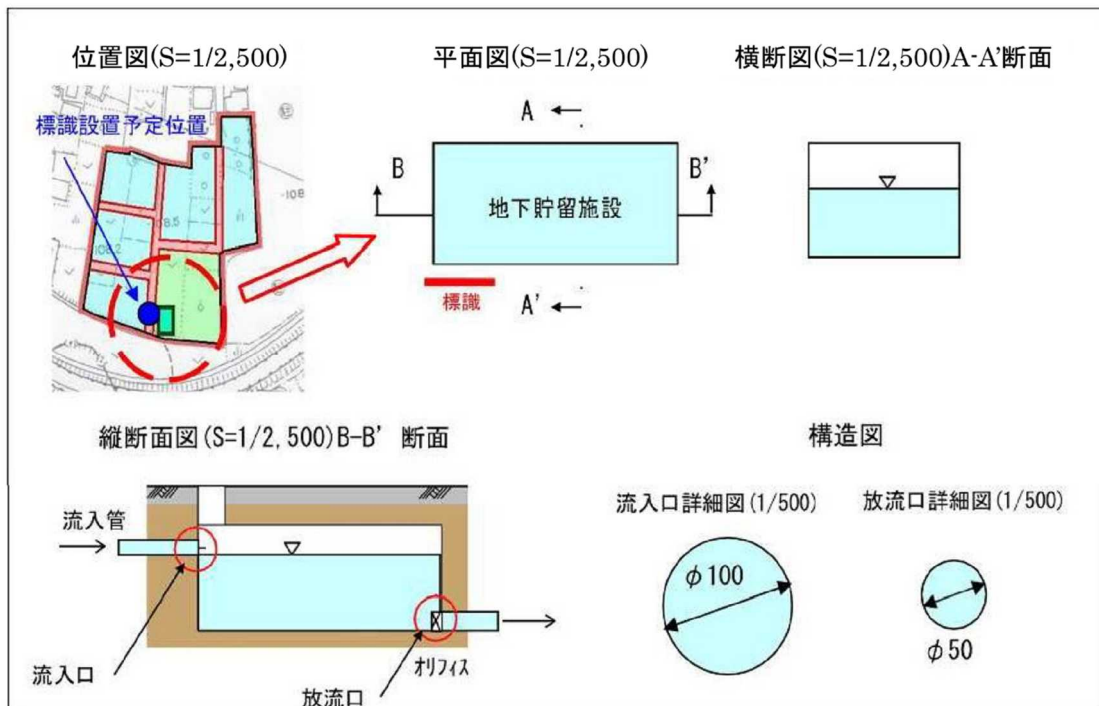
出典：雨水浸透阻害行為の事務に関する参考資料で公表された事例を活用（国土交通省 HP）

図 4.5.3 対策工事に係る雨水貯留浸透施設の位置図の表示例

(3) 対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画図（図面-9）

- 雨水貯留浸透施設の形状（1/2, 500）
  - ・ 平面図・縦断面図及び横断面図により示すこと
- 雨水貯留浸透施設の構造の詳細（1/500）
  - ・ 流入口及び放流口の構造を含むもの

他法令等の許可に伴い実施する雨水を貯留・浸透させる対策の図面を兼ねることができる。



出典：雨水浸透阻害行為の事務に関する参考資料で公表された事例を活用（国土交通省 HP）

図 4.5.4 対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画図の表示例

#### 4.6 許可又は不許可の通知

知事は、法第 30 条の許可の申請があったときは、法第 36 条に基づき遅滞なく許可又は不許可の処分をしなければならない。許可又は不許可の処分の結果は、文書をもって申請者に通知する。

##### 【雨水浸透阻害行為許可書】

雨水浸透阻害行為許可書	
許可番号	年 月 日 第 号
住所	
氏名	様
年 月 日付けの申請については、特定都市河川浸水被害対策法第三十六条第二項の規定によって、次のとおり許可します。	
年 月 日	
長野県知事 印	
1 許可条件	
2 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
3 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
5 対策工事の計画の概要	
6 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
7 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
8 対策工事の着手予定日	年 月 日
9 対策工事の完了予定日	年 月 日
10 その他必要な事項	
備考：この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して審査請求することができます。	



【雨水浸透阻害行為不許可通知書】

雨水浸透阻害行為不許可通知書	
住所	
氏名	様
年 月 日付けで申請のあった雨水浸透阻害行為については、次の理由により不許可としたので、特定都市河川浸水被害対策法第三十六条第二項の規定により通知します。	
年 月 日	
長野県知事	
印	
不許可理由	
備考：この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して審査請求することができます。	

4. 雨水浸透阻害行為許可申請時の手続き

【雨水浸透阻害行為不同意通知書】

雨水浸透阻害行為不同意通知書

国、地方公共団体の長 様

年 月 日付けで申請のあった雨水浸透阻害行為については、次の理由により不同意としたので、特定都市河川浸水被害対策法第三十六条第二項の規定により通知します。

年 月 日

長野県知事

印

不同意理由

備考：この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、長野県知事に対して審査請求することができます。

## 5. 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査

本章では、許可後の工事実施から完了までの手続きについて記載する。

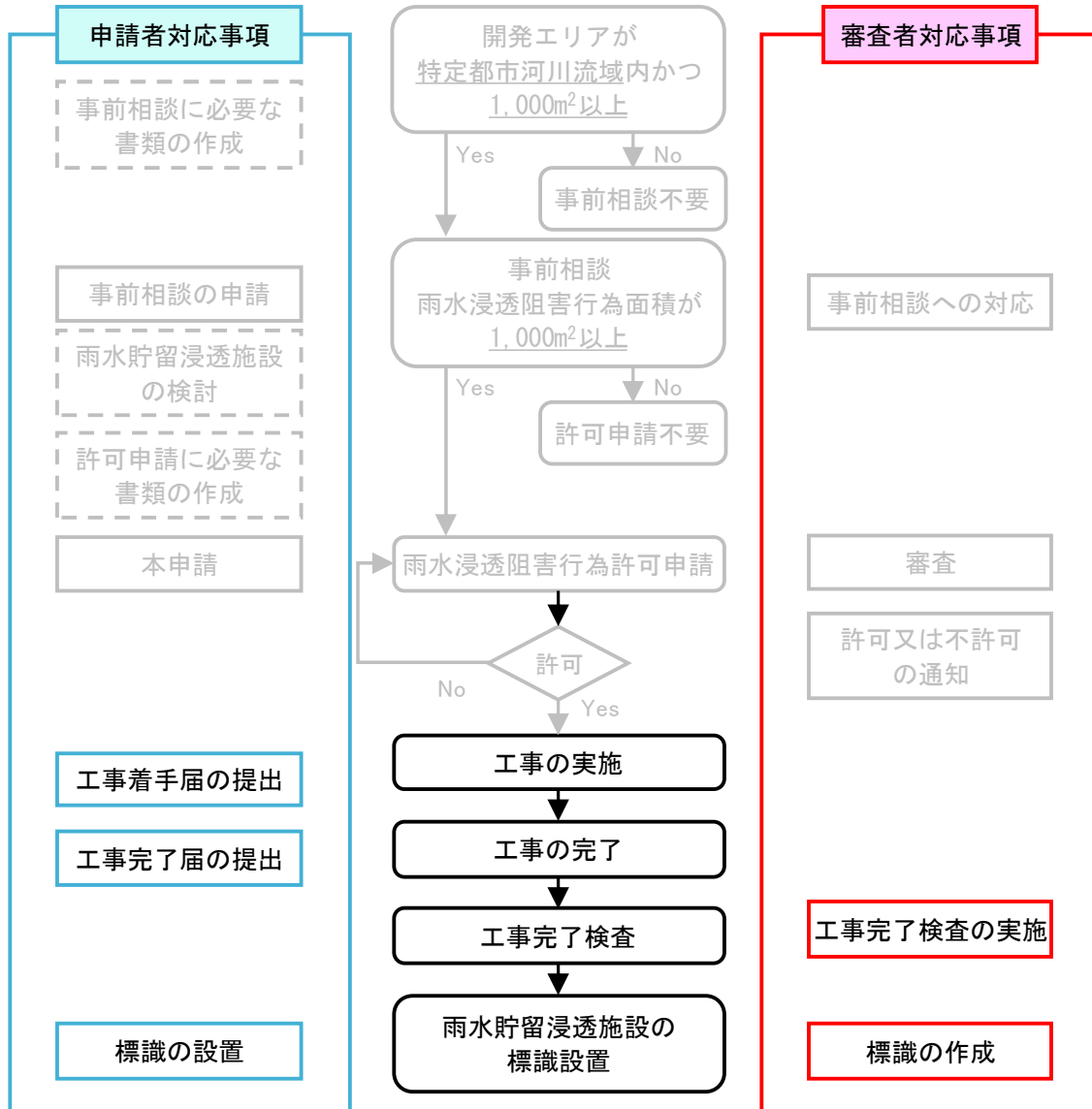


図 5.1 雨水浸透阻害行為の全体の手続きフロー(工事着手から完了段階)

### 5.1 工事着手届

法第 30 条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事に着手する場合、工事着手届を提出しなければならない。

#### 5.1.1 工事着手の届出申請

許可を受けた者は、開発工事に着手する場合、図 5.1.2 に示す「雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書」を提出する。

提出先 : 上田建設事務所 維持管理課 管理係

提出方法 : メールにて送付 (提出先アドレス : ueken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp)

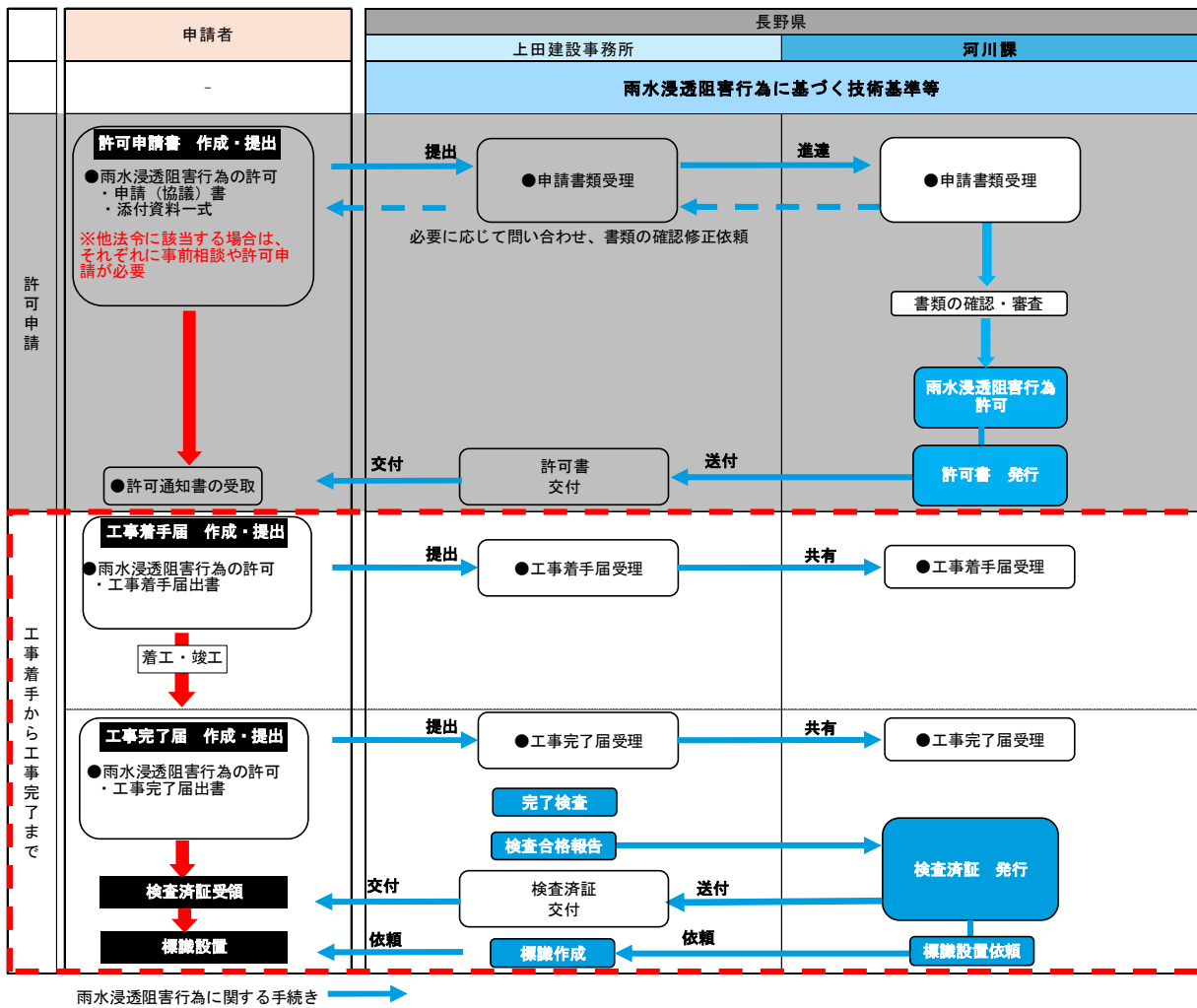


図 5.1.1 許可申請から工事完了までのフロー

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

建設事務所長 様

届出者 住 所  
氏 名  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕  
電話番号

雨水浸透阻害行為に関する工事(許可番号 年 月 日 第 号)について、  
次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年 月 日								
対策工事の着手(予定)年月日	年 月 日								
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称									
工事施工者 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連 絡 場 所</td> <td style="text-align: right;">(電話番号 )</td> </tr> <tr> <td>現 場 管 理 者 の 氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		氏 名		連 絡 場 所	(電話番号 )	現 場 管 理 者 の 氏 名	
住 所									
氏 名									
連 絡 場 所	(電話番号 )								
現 場 管 理 者 の 氏 名									

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

図 5.1.2 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

### 5.1.2 申請者への説明

申請者から「着手届」の提出があった場合、許可を受けた者に対して以下の事項の説明を行う。

#### 1) 一般

雨水浸透阻害行為及び対策工事（貯留施設及び浸透施設の設置に係わる工事）における着手予定日又は完了予定日の変更、これら軽微な変更に関し、変更届出書による変更申請を行う。

それ以外の変更は、変更許可申請書を必要とする。（法第 37 条）

#### 2) 施工

##### ①位置等の変更

施工の作業性・効率性を理由に、現場において無断で対策施設の位置等を変更してはならない。特に、以下の行為においても、調整池の計算容量・水位・放流量が変わるため、注意が必要である。

- ・オリフィスの大きさ（径）の変更⇒小さくすることも不可
- ・オリフィス管底の位置（レベル）の変更
- ・表面調整池の場合の地盤レベルの変更
- ・建物周りで表面調整池を計画している場合における建物配置の変更
- ・集水区域の変更（例えば、直接放流区域面積の拡大、集水区域が物理的に分離される箇所（集水区域境界）の変更、或いは宅地分譲の場合の各区画の面積変更など）

##### ②出来形の管理

貯留施設として駐車場等の地盤面を切り下げて雨水を貯める表面調整池を計画している場合は、地盤面の仕上げ（出来形）が調整池の容量に影響するため出来形の精度管理が重要である。

（完了検査において、調整池の容量不足が判明した場合、大規模な是正工事が必要となる可能性がある）

##### ③地下埋設物の出来形管理

地下埋設部の施工については、完了検査時に目視することができないため、施工段階写真と併せて出来形写真の撮影が必要である。

## 5.2 申請内容の変更

法第 37 条に基づき法第 30 条の許可を受けた者は、雨水浸透阻害行為をする土地の区域(以下「行為区域」という)の位置、区域及び規模を変更しようとする場合においては、長野県知事の許可を受けなければならない。

許可を受けた者について、行為区域の位置、区域、規模を変更する場合は、図 5.2.1 に示す「雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書」により、変更となった事項のわかる資料を揃えて、長野県知事へ許可申請(協議)しなければならない。

ただし、変更内容が軽微な変更のみ（着手予定日及び完了予定日の変更）の場合は、許可申請は不要となるが、変更内容の届け出を行う。その場合は、図 5.2.2 に示す「雨水浸透阻害行為変更届出書」により長野県知事へ届け出<sup>\*</sup>しなければならない。

提出先 : 上田建設事務所 維持管理課 管理係

提出方法 : メールにて送付 (提出先アドレス : ueken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp)

5. 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査

雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書		年 月 日
殿		
申請者(協議者) 住 所 氏 名 ( 法人にあつては、主たる事務所) 所在地、名称及び代表者の氏名 ) 電話番号		
特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項 浸透阻害行為 の 許 可 を 受 け た 事項の変更について 許可を申請 します。 について協議が成立した 事項の変更について 協 議		
変更に係る事項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	(m <sup>2</sup> )
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
変 更 の 理 由		
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号
工事に伴い変更する事項の計画の変更	1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	2 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	3 対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	4 対策工事の完了予定年月日	年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 日		年 月 日 第 号
※ 変更の許可に付した条件		
※ 変更の許可番号		年 月 日 第 号

- 注 1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

図 5.2.1 雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書

5. 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査

雨水浸透阻害行為変更届出書		年 月 日	
殿			
届出者 住 所 氏 名			
〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕			
電話番号			
<p>特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。</p>			
雨水浸透阻害行為の許可の 許 可 番 号	年 月 日 第 号		
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地 域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に 関する工事の 着手予定年月日	変 更 後	年 月 日
		変 更 前	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に 関する工事の 完了予定年月日	変 更 後	年 月 日
		変 更 前	年 月 日
	対 策 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	変 更 後	年 月 日
		変 更 前	年 月 日
	対 策 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	変 更 後	年 月 日
		変 更 前	年 月 日
	変 更 の 理 由		
	そ の 他 必 要 な 事 項		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

図 5.2.2 雨水浸透阻害行為変更届出書

### 5.3 工事完了（廃止）時の届出

法第 30 条の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を完了し、又は工事を廃止したときは国土交通省令で定めるところにより、その旨を長野県知事に届け出なければならない。

なお、工事の完了は、対策工事の完了時ではなく、対策工事を含めた雨水浸透阻害行為に関する工事完了時となる。

工事が完了した際には、別記様式第 3「雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書」により、長野県知事へ届け出なければならない。

また、対策工事を廃止した場合は、別記様式第 4「雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書」により長野県知事へ届け出なければならない。

提出先 : 上田建設事務所 維持管理課 管理係

提出方法 : メールにて送付 (提出先アドレス : ueken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp)

【別記様式第3 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書】

別記様式第3（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号  
年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受付番号	年	月	日	第	号
※検査年月日	年	月	日		
※検査結果	合		否		
※検査済証番号	年	月	日	第	号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

【別記様式第4 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書】

別記様式第4（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止年月日 年 月 日
- 2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

5.4 完了検査について

検査とは、設置された雨水貯留浸透施設が許可申請（協議）書の内容に適合していることを確認する為、工事が完了した時に行うものをいう。

5.4.1 立入検査の実施

雨水浸透阻害行為の対策工事（貯留施設及び浸透施設の設置に係る工事）が完了した場合は、遅滞なく、当該工事が法第 32 条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて立入検査を受け、検査済証の交付を受けなければならない。

知事は、雨水浸透阻害行為に関する工事が検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第 30 条の規定による雨水浸透阻害行為の許可の内容に適合していると認めた場合は、検査済証の交付を行う。

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証	
様	第 年 月 日 号
長野県知事 <span style="float: right;">印</span>	
次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。	
許 可 番 号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所
	氏 名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

図 5.4.1 検査証（例）

5.4.2 立入検査時の身分証について

職員は、完了検査等、法の規定により雨水浸透阻害行為に係る土地に立ち入る際は、図 5.4.2 に示す身分証を携帯しなければならない。

(第1面)

第 号  
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日生

写  
真

年 月 日交付  
年 月 日限り有効

長野県知事 印

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無
特定都市河川浸水被害対策法第 42 条	

(第2面)

(備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。

2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。

4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

5 裏面には、参照条文を記載することができる。

図 5.4.2 身分証様式

## 5.5 標識の設置

雨水貯留浸透施設工事の完了に伴う検査の結果、技術的基準に適合すると認められたときは、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置の基準に関する条例で定めるところにより、標識を設置する。それにより、雨水貯留浸透施設が設置されている旨を表示し、当該雨水貯留浸透施設が特定都市河川流域の特定都市河川、特定都市河川下水道または地先の水路等の浸水被害の防止に寄与していることなどを流域内の住民等に対して周知する。

なお、標識は県が作成した標識を申請者が設置することとする。適切な大きさ構造については、設置箇所や設置する雨水貯留浸透施設の種類や構造等を踏まえ、協議の上決定する。申請者自らが希望した場合には、申請者自身が作成・設置を行うことは可能である。

また、他法令、基準において併せて同一施設に標識を設置する必要がある場合、双方の基準の範囲内で標識の共有化を図るなど、申請者と協議を行うことも可能とする。これは標識の設置が民有地になることを踏まえ、維持管理上の視点からの配慮である。

### 5.5.1 標識の設置について

標識の設置については、以下のように規定されている。

- ア 建築物等の所有者、管理又は占有者は正当な理由がない限り、標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- イ 何人も設置された標識を設置者の承諾を得ないで移転し、もしくは除去又汚損し、もしくは損壊してはならない。

### 5.5.2 標識の設置位置について

検査済証を交付した対策工事において、申請書に明記されている標識設置予定箇所に設置することとする。なお、現地再精査の結果、申請書に明記された箇所以上に適当と判断された場合に限って、設置位置を変更することができる。

### 5.5.3 標識の記載内容について

設置する標識の記載内容については、以下の項目を明示することとする。（特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の設置の基準に関する条例 規則第 27 条第 1 項）

- ア 雨水貯留浸透施設の名称
- イ 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- ウ 施設の容量（容量のない施設にあつては規模）及び構造の概要
- エ 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- オ 施設の管理者及びその連絡先
- カ 標識の設置者及びその連絡先

### 5.5.4 雨水貯留浸透施設の存置・機能監視の基本的な考え方

雨水貯留浸透施設の存置・機能監視及び無許可工事の早期発見に努める。

また、安全対策の指導として、行為後の対応については、災害の防止のため必要があると認められるときは、排水施設の設置、改造その他必要な措置をとることを勧告し、又は、必要があると認める場合には、排水施設の措置、改造その他災害発生を未然に防止するために必要な工事を行うことを命ずるものとする。

### 5.5.5 標識の設置例

設置する場所を考慮し形式を決定する。ここでは形式の例として、プレート形式、支柱形式について示す。

#### 例1 プレート形式

- ・四隅の穴で外構フェンスなどに設置
- ・コンクリートボンドで擁壁や路面に直接設置



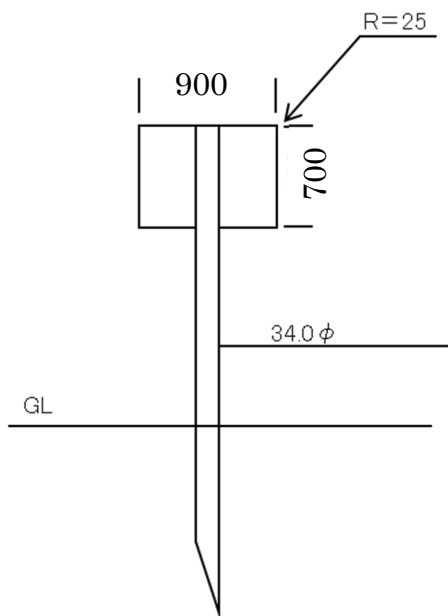
注：標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦 15 センチメートル、横 30 センチメートル」又は「縦 8 センチメートル、横 15 センチメートル」とする。

図 5.5.1 標識の例

例2 支柱形式

- ・独立標識として設置

裏面取付図 s=1/10



側面取付図 s=1/10

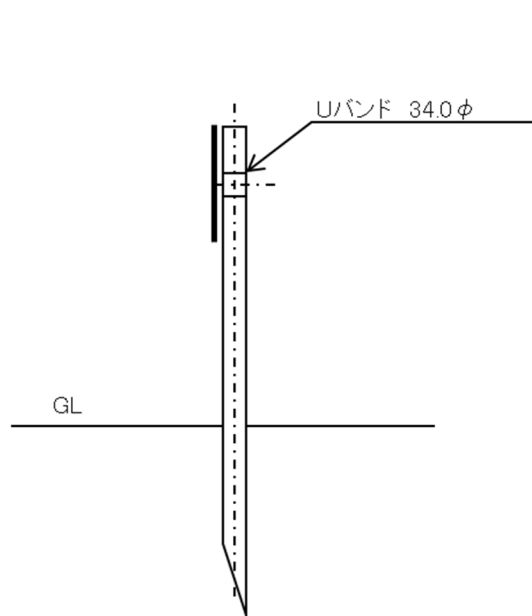


図 5.5.2 標識の設置例